

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	令和7年度第2回河内長野市地域福祉推進協議会
2 開催日時	令和8年1月27日(火) 15時～16時30分
3 開催場所	市役所5階 501会議室
4 会議の概要	<p>① 第5次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画 (素案) パブリックコメントの実施結果について(報告)</p> <p>② 第5次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画 (案)について</p> <p>③ キタバあやたホール・くすのかホール今後のあり 方(案)について</p>
5 公開・非公開の別	公開(途中入場は不可)
6 傍聴人数	0人
7 問い合わせ先	こどもの未来とウェルビーイング推進局 まちインクルーシブ部 地域福祉高齢課 (内線 704)
8 その他	

令和7年度 第2回河内長野市地域福祉推進協議会 会議録(要旨)

■日時・出席者等

日 時：令和8年1月27日(火)15:00～16:30

場 所：河内長野市役所5階 501会議室

出席者：委員(敬称略) 松端 克文(武庫川女子大学教授)
船本 淑恵(大阪大谷大学教授)
本田 和隆(大阪千代田短期大学准教授)
玉崎 和実(河内長野市社会福祉協議会)
吉田 妙子(河内長野市民生委員児童委員協議会)
池田 敏彦(河内長野市地区(校区)福祉委員会委員長連絡会)
山田 昭儀(河内長野市老人クラブ連合会)
高井 博之(河内長野市医師会)
西端 恵子(河内長野市人権協会)
山本 淑子(河内長野市地域女性団体協議会)
沢田 浩一(河内長野・大阪狭山地区保護司会河内長野支部)
大西 豊美(河内長野市社会福祉施設連絡会)
事務局 緒方 博(河内長野市こどもの未来とウェルビーイング推進局長)
阪本 英之(河内長野市まちインクルーシ部長)
二井 康仁(河内長野市まちインクルーシ部地域福祉高齢課長)
浦田 尚代(河内長野市まちインクルーシ部地域福祉高齢課長補佐)
寺田 悟(河内長野市まちインクルーシ部地域福祉高齢課グループ長)
奥村 美彩子(河内長野市まちインクルーシ部地域福祉高齢課副主査)
土橋 崇之(河内長野市社会福祉協議会地域福祉課長)
井口 裕美(河内長野市社会福祉協議会相談支援課長)
欠席者：委員(敬称略) 御前 敏一(河内長野市身体障害者福祉会)
安本 悦章(河内長野市青少年健全育成協議会)

傍聴者：なし

■会議録(要旨)

開 会 (司会：地域福祉高齢課長)

- ・出席数確認(12名)→過半数で会議成立
- ・緒方局長あいさつ

案件 1. 第 5 次地域福祉計画・第 4 次地域福祉活動計画（素案）
パブリックコメントの実施結果について（報告）

＜資料 1～2 参照＞

会長	案件 1 について事務局より説明を。
事務局	案件 1 について資料 1～2 に基づき説明。
会長	それでは、案件 1 についてご質問、ご意見をいただきたい。
委員	災害時の避難行動支援（個別避難計画）について、進捗はどうなっているのか。
事務局	資料 3 の 10 ページ、次期地域福祉計画（案）の本編に個別避難計画を策定することを明記している。危機管理部門や福祉部門など関係課で連携して進められるよう、今後の方向性について議論を行っている。
委員	他自治体に遅れを取らないよう、進めていただきたい。

案件 2. 第 5 次地域福祉計画・第 4 次地域福祉活動計画（案）について

＜資料 1、3、4 参照＞

会長	案件 2 について事務局より説明を。
事務局	案件 2 について資料 1、3、4 に基づき説明
会長	資料 4、71 ページの表題は「規定」ではなく「規程」が正しいのでは。
事務局	「規程」に修正する。
会長	21 ページの参考指標「民生委員・児童委員充足率」について、現状値：83.7% となっているが、何かご意見があればいただきたい。
委員	4 月に自治会の役員交代があるので、引き続き声をかけていきたいと思っている。
委員	民生委員を含め、ボランティア団体は高齢化が進んでおり、南花台においては担い手の確保が難しくなっている。最近は若い世代も入ってきているが、子どもを預けて働く人が増えているため、団体活動は高齢者中心になっている。
副会長	他の地区でも共通の課題となっている。現在活動に参加している方は、熱心に活動をされている。今後、新しい人たちをどのように活動に巻き込んでいくのがカギになる。
会長	女性の就業率も高くなってきている。働きながらも、少しでも参加してもらえよう参加の仕方を考える必要がある。
委員	民生委員の担い手について、自治会を通じて探すのは限界があるのではないかと考えている。例えば公募や、市役所の退職者・現役職員への声掛けなど、できるだけ若い人にも入ってもらいたい。なお、保護司は現役の自治体職員が担い手となっているケースがある。
会長	保護司の担い手確保はどのように行っているのか。
委員	保護司からの紹介や、公募も増えてきている。
委員	民生委員の活動内容は幅広く、保護司に比べると一見わかりづらい部分があるため、公募は難しいのではないかと思う。ただ、若い方で自ら自治会の中

	で希望して委嘱されている人もいるので、市の広報紙を活用した民生委員の周知も重要である。また、自治会の加入率が下がってきているので、推薦の仕方についても今後考えていかなければならないと思う。
会長	業務の合理化も必要。
委員	生活困窮関係の業務については、現在は民生委員ではなく行政が行っており、以前よりは整理された。ただし、児童の見守りなどは増えてきている。
委員	23ページの下から4行目、「まわりの人が困っていたら手助けする市民の割合」の指標はどのように算出するのか。
事務局	市の総合計画でも同じ指標を使用する予定であり、5段階調査のうち上位2つの「する」「どちらかといえばする」の割合を算出する。
委員	67ページの用語の説明について。コア会議の「コアメンバー」については「主要メンバー」、「中心的メンバー」などの記載の方が良いのでは。
事務局	事務局で協議の上修正する。
副会長	23ページの居場所の指標について。居場所の「数」についてはわかりやすく良いと思うが、参加した「人数」も大切であるし、また対象の範囲についても今後考えていかなければならないと思う。
事務局	「人数」については一律集計が難しいことと、まずは居場所の「数」を増やしていくことが大切であると考えているので、今回は「数」を指標として設定した。 対象の範囲や今後の活用については、関係課や社会福祉協議会も含めて検討する。5年後の計画でどのような居場所の指標を設定するかは、引き続き議論すべきであると考えている。
会長	35ページの成年後見制度利用促進計画について、身寄りのない高齢者問題についての記載はあるか。
事務局	成年後見制度利用促進計画については、後見制度の法改正が控えているため、その点を考慮した記載としている。
委員	37ページの再犯防止推進計画について、「保護司が『安全に』活動できるよう」という表現を『安心して』に修正いただきたい。
事務局	「安心して」に修正する。
委員	老人クラブのスマホ講座の進捗について。スマホ講座についてのアンケート調査を行ったところ、老人クラブ全体の41%が「連絡手段にスマホを活用している」、35%が「スマホを使えるが連絡には使用していない」という結果になった。また、独自でスマホ講座を開催しているクラブや、会員を増やすためにスマホを活用しているクラブもあり、スマホ講座の成果が表れてきている。 老人クラブがスマホを活用できれば、高齢者の孤独・孤立対策や見守り、地域の活性化や災害時の安否確認など、多くのメリットがある。
会長	つながり続けるためには重要なツールであるし、また安否確認にもなる。
委員	25ページ、自主防災組織化率の指標について、目標値：100%で良いのか。
事務局	担当課に確認した上で100%としている。
委員	資料編は配布されるのか。また、用語集だけ見たい場合はどうしたら良い

	か。
事務局	資料編については紙での配布はせず、QRコードからデータで確認できる形とし、掲載の仕方については検討する。

案件3. キタバあやたホール・くすのかホール今後のあり方（案）について

<資料5参照>

会長	案件3について事務局より説明を。
事務局	案件3について資料5に基づき説明
委員	<p>くすのかホールについて、地域住民の間では、浴室の廃止ありきで話が進んでいることや、浴室を廃止して入館者数の維持ができるかという点が懸念事項となっている。浴室は避難所機能としてあった方が良くはないかという点や、調理室を新しく作ってもそれに見合うだけのニーズがあるのかなどの点も含めて、くすのかホールについては引き続き議論・検討が必要ではないかと考えている。</p> <p>今回、キタバあやたホールとくすのかホール同時にパブリックコメントを実施するということが、パブリックコメント後に改修内容へ地域の意向を反映することができるのかという点について、くすのかホール活用促進委員会を含めた地元では心配する声が出ている。</p>
事務局	<p>アンケートや地域ワークショップで多く出ている意見が「多世代共生の居場所」であり、両施設共通のコンセプトとなっている。浴室廃止も含めてこの大きな方向性について意見を伺うため、今回キタバあやたホールとくすのかホール同時にパブリックコメントを実施することとなった。</p> <p>ただし、くすのかホールの改修内容については、浴室部分をどのように改修するのかという点も含めて、地元での議論を引き続き行った上で決定していきたいと考えている。</p>
会長	パブリックコメントはいつ行うのか。
事務局	3月16日から4月10日に行う予定をしている。
委員	キタバあやたホールと障がい者福祉センター「キタバあかみね」との関係について。あかみねには駐車場が少なく、事業実施が難しくなっている。リニューアル後は今まで以上にあやたホールを利用できるようになるのか。
事務局	<p>現在も団体の総会など、あやたホールで開催できるものについては当施設を利用いただいております、リニューアル後もこれまで通り多目的室等を利用いただける予定となっている。</p> <p>その他の事業については、あかみねで行っている事業を全てそのままあやたホールで実施できるわけではないが、新規事業を展開する中で、あかみねの要素を一部取り入れた事業や、障がい者の方が楽しめるような事業を実施できればと考えている。</p>
委員	資料5の新たな位置付けには具体的に「障がい者」という文言が出てこなかったが、施設のコンセプトには障がい者も含まれているのか。
事務局	「だれもが安心して自分らしく過ごせる場」の「だれもが」という文言には

	障がい者も含まれている。
委員	施設の改修にあたっては、千早赤阪村のくすのきホールも参考にしてほしい。くすのきホールのように、気軽に入りやすく居心地が良い施設になればと思っている。

案件4. その他

- ・事務局から事務連絡（会議録の公表のお知らせ等。）

閉 会

(終)

令和7年度第2回河内長野市地域福祉推進協議会 次第
令和8年1月27日(火) 15時～16時30分 501会議室

【案件】

1. 第5次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画（素案）
パブリックコメントの実施結果について（報告）
2. 第5次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画（案）について
3. キタバあやたホール・くすのかホール今後のあり方（案）について
4. その他

【資料】

- 資料1：パブリックコメントの実施結果及び前回委員会からの主な変更点について
資料2：パブリックコメント意見及び市の考え方一覧
資料3：河内長野市第5次地域福祉計画・河内長野市社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画本編（案）
資料4：河内長野市第5次地域福祉計画・河内長野市社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画資料編（案）
資料5：キタバあやたホール・くすのかホール今後のあり方（案）について
参考資料：河内長野市地域福祉推進協議会運営規程

パブリックコメントの実施結果及び前回委員会からの主な変更点について

1. パブリックコメントの実施結果について（報告）

市民ニーズを十分に踏まえながら多様な意見を反映させるため、計画に対するパブリックコメントを実施しました。

意見募集期間：令和7年12月1日（月）から令和7年12月26日（金）

募集方法：ホームページ及び各公共施設等で公表

意見件数：3件（うち公表可1件、非公表2件）

意見の内容については、資料2をご参照ください

2. 第5次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画（案）について

前回の協議会（令和7年10月3日）に素案のご確認を頂いて以降、総務福祉教育常任委員協議会や地域福祉計画策定委員会（庁内組織）でのご意見等をふまえた修正を行っています。

【素案からの主な変更点】

<本編・資料編共通>

○「支えあい」「支え合い」の使い分け

基本理念及び本編導入（p.2～5）は「支えあい」、その他説明内では「支え合い」の使用で整理

<本編>

○表紙の更新

表紙イラストを完成させたほか、右下スローガンについては次期総合計画との整合を取るために「支えて、支えられて、活かし合って。」へ修正

○13小学校区の活動目標（p.12～13）

人口・世帯数・高齢化率を最新（令和7年3月末）の数値へ更新

<資料編>

○2. 計画策定までの取り組み（p.3～4）

・「(4) パブリックコメントの実施」に結果追記

※「(2) 地域ワークショップの開催」については、3回目を現在開催中のため、策定時には結果を追記します。

○3. (1) 人口の動向 (p. 5~7)

最新(令和7年3月末)の数値へ更新

○5. 基本施策における参考指標 (p. 21~25)

- ・「重層的支援体制整備事業による連携進捗率」目標値を90.0%へ引き上げ
- ・「民生委員・児童委員充足率」目標値を90.0%へ引き上げ
- ・「成年後見制度の認知度」目標値を75.0%に設定
- ・「福祉活動に関する啓発の回数」目標値を70回に設定
- ・「複合型生活支援サービス事業補助金交付団体数」「まわりの人が困っていたら手助けする市民の割合」の2指標を新たに設定
- ・居場所関係の指標については、「居場所の数」を指標として設定

※「居場所の数」の実績値の取り方については、目標値も含め調整中

※「心配事や愚痴を聞いてくれる人がいる市民の割合」「まわりの人が困っていたら手助けする市民の割合」の2指標については、本市次期総合計画(令和8年度~)との整合を図るため、目標値も含め調整中

○6. 重層的支援体制整備事業実施計画における評価について (p. 34)

新たに重層事業に対する評価体制を追記

○9. 小学校区ごとの地域福祉活動目標 (p. 39~64)

地域ワークショップ(2回目)の結果を反映させたほか、全体的なレイアウト変更の実施

※3回目を現在開催中のため、策定時には結果を追記します。なお、(8)千代田小学校区(p. 53~54)のみ、完成版としてありますので、イメージの参考としてください。

○11. 計画の策定経過、12. 用語の説明、13. 規定・名簿 (p. 65以降)

新たに追記

資料2

河内長野市第5次地域福祉計画・河内長野市社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画（案）に対するパブリックコメント意見及び市の考え方一覧

令和7年12月1日（月）～令和7年12月26日（金）まで、市ホームページ及び市内の主な公共施設において公表し、河内長野市第5次地域福祉計画・河内長野市社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画（案）に対するパブリックコメントの意見募集を実施しましたところ、3人より3件（うち公表可1件、非公表2件）の貴重なご意見をいただきました。

ご協力、ありがとうございました。これらのご意見と、ご意見に対する市の考え方は下記のとおりです。

◆分類について

変更	ご意見を受けて、河内長野市第5次地域福祉計画・河内長野市社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画に変更を加えました。	0件
包含	ご意見の趣旨等は、河内長野市第5次地域福祉計画・河内長野市社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画に含まれています。	1件
参考	ご意見の趣旨等は、河内長野市第5次地域福祉計画・河内長野市社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画に含まれていますが、ご提案内容は今後の取り組みの参考等とすべきと考えます。	2件
その他	ご意見につきましては、河内長野市第5次地域福祉計画・河内長野市社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画に反映しないものとしします。	0件

番号	分類	ページ	ご意見（の概要）	市の考え方
1	包含	全体	地域福祉計画を拝見し、いい意味で行政的でない、親しみやすい計画であると思いました。 また、私自身、福祉に興味があるので河内長野市の取り組みが、わかりやすかったのでよかったです。 ご意見させていただくとすれば、馴染みのない言葉に意	温かい言葉をいただき、ありがとうございます。 また、ご指摘の点については、資料編において、今回パブリックコメントを行った時点の内容に加えて、巻末に「用語の説明」を追記した上で策定する予定です。 5年後に本計画で示した内容が実現できるよう、尽力し

		<p>味が記載されているとよいと思いました（見つけられていないだけかもしれませんが・・・）</p> <p>ただ、全体のデザイン等、バランスがあると思うので、内容の修正をして欲しいわけではありません。</p> <p>5年後の河内長野市に期待しています。頑張ってください。</p>	<p>てまいります。</p>
--	--	--	----------------

問合せ先 〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号
河内長野市役所（河内長野市 まちインクルーシブ地域福祉高齢課）
電話：0721-53-1111

ほっとかへん。

かわちながの
つながり・支えあい
推進プラン



支えて、
支えられて、
活かし合って。



すこし前、新型コロナウイルス感染症の
世界的な大流行という
できごとがありました。

「外に出てはいけない」
「人と会ってはいけない」
「話すときはマスクが必要」
それまであたり前だったことが
急にできなくなりました。
多くの人々が不自由さを感じたのでは
ないでしょうか。



あのとき、
ステイホームと言われて、
あなたが会いたいと思ったのは、
それとも思い描いたのは
誰の顔でしたか？

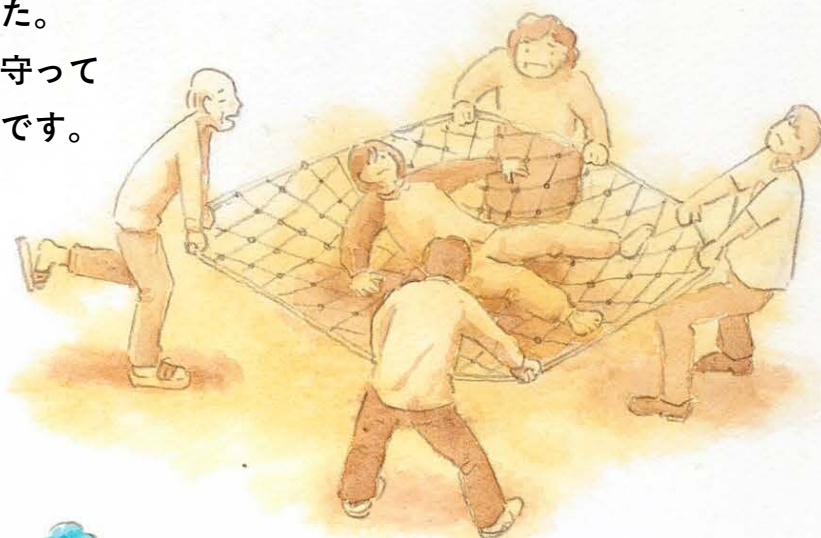


「人と会いたい」と思ったのは、
わたしたち人間が人とのつながり（関係性）の中で生きているからです。
コロナ禍は、つながりがわたしたちの暮らしの中で
とても大きなものであることを再認識する機会にもなりました。

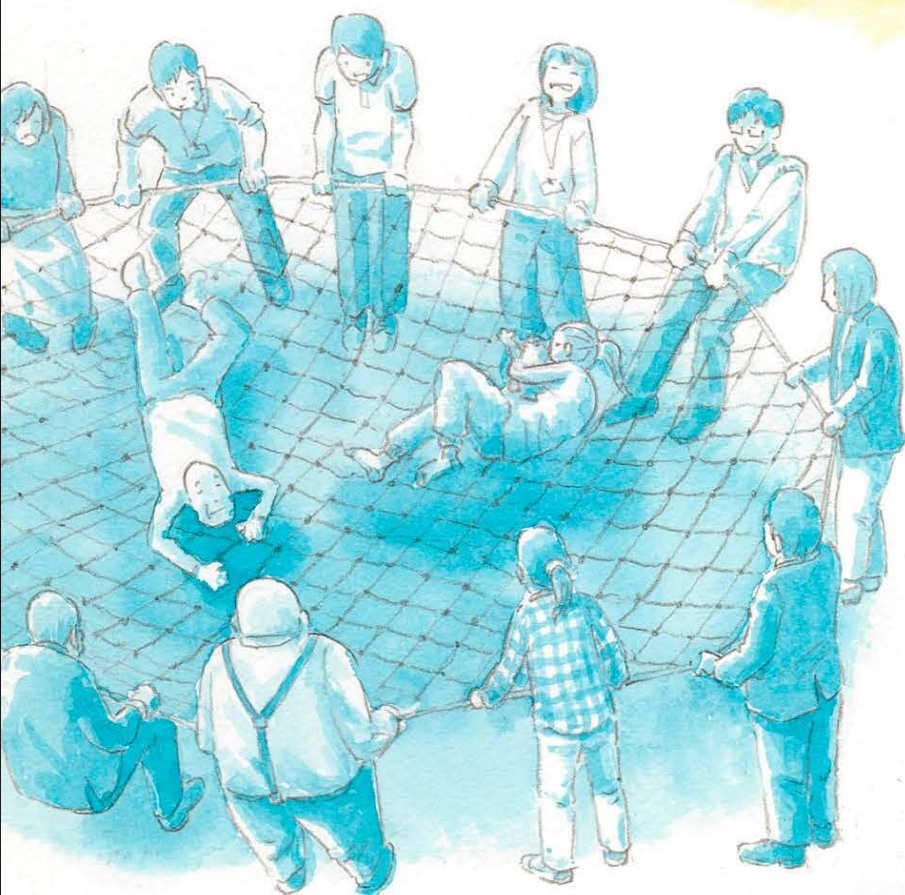


そして、コロナ禍が明けてつながりはどう変わったでしょうか。
仕事や生活で最低限必要なつながり以外は、
かなり希薄になってしまったと感じることはありませんか？

これまで、つながりを担う
いちばん小さな単位は家族でした。
家族が家族のことをしっかり見守って
社会からの孤立を防いでいたのです。



しかし、家族のかたちが
多様化するなかで、
少ない人数でひとりを
支えるのはとても大変です。



ひとり暮らし、高齢者の家庭など
家族の形がさまざまなように、
地域とのつながりもまたさまざまです。
その過程で、孤立死、ヤングケアラーなどの
課題も出てきました。

これまで専門家や自治体が
制度をつかって対応してきましたが、
問題はどんどん複雑化します。
支える力も足りなくなってきました。



家族や専門家だけでなく、
河内長野に関わる人みんなでつながり、
誰ひとり取り残さないまちをつくれな
いかな。
そのために河内長野市と河内長野市社会福祉協議会、
そして地域のみなさんが一緒になって考えたのが、
この地域福祉計画です。



では、どのように「つながり」をつくって
いけばよいのか、順に見ていきましょう。



1

孤立を生まないアプローチ

民生委員・児童委員や福祉委員など地域住民による見守り、声掛けなどの身近な支援から、福祉各分野の支援機関による専門的な支援までを重ね合わせることで、誰も取り残さないネットワークを構築します。さらに、地域社会から孤立している人を発見、寄り添うことで地域とつなぎ、孤立する人を生まない地域社会を目指します。



1 相談支援の充実

高齢、こども、障がい、生活困窮をはじめとした各種相談の充実を図るとともに、分野間の連携を強化することで、包括的な相談支援体制の構築を進めます。

- コア会議などによる、各分野共通の相談支援に関する課題解決策の検討

2 民生委員や福祉委員などによる身近な支援

見守りや訪問活動を支援し、地域の孤立者の発見や、孤立の防止を進めます。また、サロンや各種イベントなどを通じて、普段からのつながりづくりを促進します。

- 民生委員児童委員協議会への支援、民生委員の定員充足
- 地区（校区）福祉委員会への支援

3 地域の支援者と専門職による連携

民生委員・児童委員や福祉委員、保護司など地域の支援者と福祉の専門職の連携により、地域生活課題の早期発見・把握、早期対応のできる体制づくりを進めます。

- 連携研修会やレビュー会議による顔の見える関係づくり、連携促進

つながるアイデア

小さなおせっかい

「気になるけど声をかけにくい」そんな時に勇気を出してかけた一言が、誰かの大きな支えになることがあります。“おせっかい”は、時に誰かにとっての安心につながることもありますね。

4 権利擁護の推進

認知症や障がいにより判断能力が十分でない状態であっても、日常生活で不利益を被ることなく、自分らしい生活を送ることができるよう権利擁護の取り組みを推進します。【成年後見利用促進計画】

- 後見支援センターを中心としたワーキング会議での情報共有、課題検討

子ども、高齢者、障がい者などへの虐待やDVなどの暴力を防止するため、相談・通報窓口の周知を進め、関係機関・団体と連携しながら相談支援体制の充実を図ります。

- 要保護児童対策地域協議会などによる虐待の緊急性の判断や対応方針の決定



5 専門職による伴走支援と社会参加支援

必要な人に必要な情報やサービスが届くよう、自分から相談できない人に対して、伴走支援を行います。また、その人を取り囲む環境改善を目指し、家族や地域への支援も行います。さらに、必要に応じて関係機関や地域の団体などにつなぐなど、支援対象者一人ひとりに対応した社会参加を促します。

- アウトリーチ等を通じた継続的支援
- 就労や地域活動へつなぐ参加支援

6 分野を越えた連携ができる体制づくり

誰もが安心して共生できる地域社会の実現に向け、福祉分野だけでなく、商業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、交通、都市計画など分野を越えて連携し、地域経済・社会全体の中で、「人」「モノ」「お金」と「思い」が循環し、相互に支える、支えられる関係づくりを進めていきます。

- HOTねっと相談員の配置による連携強化
- HOTねっと運用による課題解決
- 重層的支援体制整備事業による福祉分野を越えた多分野での連携、地域づくりの促進

つながるアイデア 井戸端会議

定期的に地域の会館で開かれている井戸端会議。参加のきっかけは「おしゃべりしたかったから」。親しい人が増えるにつれて「困ったときに頼れる人がいる」という安心感を感じています。

2

つながり続けるアプローチ

地域住民が主体となった支え合い活動を支援することで、地域でのつながりを強化します。また、こどもから高齢者まで多世代の地域住民に加え、地域で活動している多様な団体、社会福祉法人、民間企業などあらゆる主体が出会い、多種多様なつながりが広がっていく地域社会を目指します。



1 つながる機会づくり

地域住民が主体となった多様な居場所づくり、ゆるやかな見守り活動、生活支援や移動支援などの支え合い活動を支援し、地域でのつながりを強化します。また、多様な地域活動やボランティア活動を支援し、より多くの人が社会参加できるきっかけづくりを進めます。

- 地域パートナー（兼生活支援コーディネーター）の配置による地域活動支援
- ボランティア・市民活動センターによるコーディネート機能の充実

つながるアイデア

誰かのために使う時間

子育てがひと段落したので、地域の活動に参加するようになりました。最初は誰かのためと思っていただけ、自分自身が元気になっているように感じます。地域に関わることは、自分を支えることにもなるのですね。



2 多様な主体の連携促進

地域活動を実践している各種団体や、社会福祉法人、民間企業などあらゆる主体が連携し、地域生活課題の解決に向けた活動展開につながるよう、地域ごとに多様な主体が会い、話し合える機会を創出します。

- 地域生活課題の解決に向けた話し合いの場の開催



3 つながる人材の育成

誰もが地域の課題に対する関心を持ち、さまざまな形で地域活動に携われるよう情報提供や学習の機会を提供します。また、福祉と人権の意識を身につけられるよう、部落問題やインターネット上の人権侵害を始めとしたあらゆる差別を許さない地域社会に向けた意識啓発や教育を推進します。

- 人権啓発と教育の実施
- 各種講座やボランティア体験、職場体験推進
- 福祉学習プログラムの実施



つながるアイデア
あいさつ

「顔を知っている」だけで、あいさつが生まれる。あいさつが増えると、地域がちょっと明るくなる。そんな日々の積み重ねが、ちょっとした変化にも気づくことのできる関係性を育てているのだと思います。

3

もしもに備えたアプローチ

災害などの緊急時にも取り残される人がいないよう、また、子どもや高齢者が犯罪や事故に巻き込まれることのないよう、地域ぐるみで連携した見守りのネットワークの充実を図ります。日頃の見守り体制の強化と防犯・防災対策を充実することで、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指します。

1 防災対策

災害などの緊急時にも一人暮らしの高齢者や障がい者の安全が確保されるよう、日常적인見守り活動を推進します。さらに、引き続き自主防災組織や災害ボランティアの養成・支援を図ります。



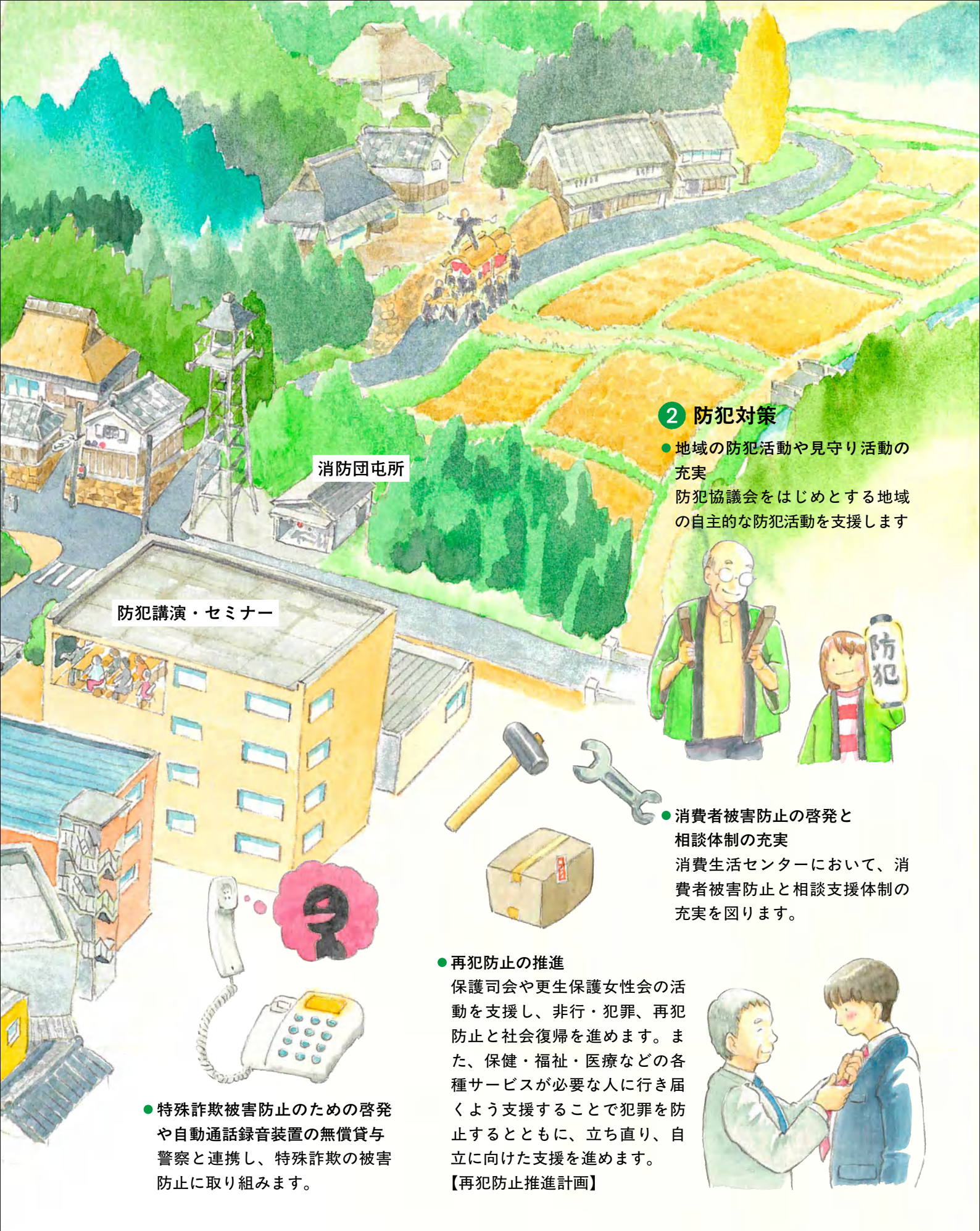
一人で避難が難しい人に対して個別避難計画を策定し、いざという時の避難方法を確認します。

- 災害時緊急時対策の充実



つながるアイデア
防災訓練

最近災害のニュースが多いので、防災訓練に参加したら近所の方と話すようになりました。「もしも」のときの対応を知って、頼れる人もつくることは大切ですね。ふだんの関係づくりが、いざという時の力になると感じます。



2 防犯対策

- 地域の防犯活動や見守り活動の充実
防犯協議会をはじめとする地域の自主的な防犯活動を支援します



- 消費者被害防止の啓発と相談体制の充実
消費生活センターにおいて、消費者被害防止と相談支援体制の充実を図ります。

- 再犯防止の推進
保護司会や更生保護女性会の活動を支援し、非行・犯罪、再犯防止と社会復帰を進めます。また、保健・福祉・医療などの各種サービスが必要な人に行き届くよう支援することで犯罪を防止するとともに、立ち直り、自立に向けた支援を進めます。



【再犯防止推進計画】

- 特殊詐欺被害防止のための啓発や自動通話録音装置の無償貸与警察と連携し、特殊詐欺の被害防止に取り組めます。

つながるアイデア

お互いさまの関係性

私はいつも「手伝ってもらってばかりで何もできない」と思っていたけど、あいさつや隣近所への声かけで少しは貢献できているのかなと思うようになりました。みんなが地域のなかで“私にもできること”を見つけられるといいですね。

市の計画をかたちづくる

13小学校区の活動目標（令和8年度→12年度）

それぞれの地域の特性を活かしたり、課題を見つめながら地域の実態に合った地域福祉活動を進めるため、小学校区ごとにワークショップを開催。各地域で3回の検討を経て「地域福祉活動目標」を考えました。

① 楠小学校区

人口：10,085人 世帯数：5,130世帯 高齢化率：36.8%

1. つながり、学びあい、助け合う、多世代交流の輪を広げる
2. 地域資源を活かし、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進める

② 小山田小学校区

人口：7,574人 世帯数：3,751世帯 高齢化率：37.1%

1. 気軽に集い、交流できる居場所を整備・運営し、多世代のつながりを促進する
2. 地域資源を活用した支え合いの仕組みづくり

③ 長野小学校区

人口：13,847人 世帯数：6,891世帯 高齢化率：31.8%

1. 「つながり」を育み、安心して暮らせる地域へ
2. 「継続」を大切に、未来へつなぐ地域の創造に

④ 天野小学校区

人口：4,132人 世帯数：2,098世帯 高齢化率：47.5%

1. 顔の見える関係を育み、誰もが気軽に集い交流できる地域をつくる
2. 身近な困りごとに関心を持ち、多様な主体で支え合う仕組みをつくる

⑤ 南花台小学校区

人口：6,686人 世帯数：3,330世帯 高齢化率：47.5%

1. 多世代がつながる・ささえ合う「南花台コミュニティ」を育む
2. 誰もが「できること」で活躍できる場をつくる

⑥ 高向小学校区

人口：3,642人 世帯数：1,775世帯 高齢化率：45.6%

1. 多世代が交流し互いに支えあい心豊かな地域社会をめざす
2. 地域資源をいかし、ともに創りあげる地域を育む

⑦ 加賀田小学校区

人口：5,941人 世帯数：2,883世帯 高齢化率：43.3%

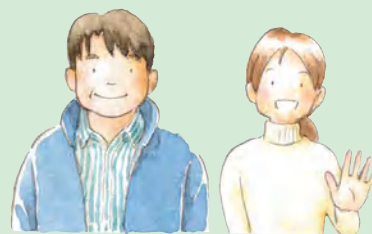
1. 多世代のつながりを深め、誰もが孤立しない地域づくり
2. 住民一人ひとりの「困った」を支え合う仕組みづくり



8 千代田小学校区

人口：15,040人 世帯数：7,435世帯 高齢化率：29.8%

1. 多世代交流の促進と居場所づくり
2. 地域住民による支え合いの体制の構築



活動のご相談は地域パートナーへ
地域のつながりを広げていくため、
小学校区ごとに配置しています。お
困りごとや活動のアイデアなど、お
気軽にご相談ください。

● 社会福祉協議会 ☎0721-65-0133

9 石仏小学校区

人口：5,001人 世帯数：2,395世帯 高齢化率：40.3%

1. ふれあいの輪を広げ、誰もが安心して過ごせる居場所づくり
2. 地域資源を活かし、未来世代を育む支え合いの仕組み

10 三日市小学校区

人口：10,821人 世帯数：4,863世帯 高齢化率：27.8%

1. 多世代が交流し、学び合い、共に成長できる地域共育の推進
2. 地域資源を活かし、気軽集える居場所づくりを検討する

11 美加の台小学校区

人口：6,467人 世帯数：2,979世帯 高齢化率：41.9%

1. 助け合い・支えあい
安心の広がるまちづくり
2. 子どもを育みやすい
まちづくり

12 川上小学校区

人口：7,442人 世帯数：3,678世帯 高齢化率：49.5%

1. 多世代のつながりを深め、
支え合いの輪を広げる
2. 誰もがいきいきと
活躍できる場を創出する

13 天見小学校区

人口：681人 世帯数：360世帯 高齢化率：54.8%

1. 多世代が交流し、活気あふれる地域をつくる
2. 支え合いの輪を広げ、誰もが安心して暮らせる地域をつくる

※人口、世帯数、高齢化率は、令和7年3月時点のものです。



地域の目標を考えるプロセス ワークショップのすすめかた

ここで紹介している地域の活動目標は、13小学校区ごとに3回のワークショップを経て決まったものです。ワークショップとは、立場や役職に関わらず公平に意見を出し合える会議形式のこと。前回の計画づくりから本格的に導入し、地域のことを話し合う場になっています。

また、各地域では計画づくりの有無に関係なく毎年1回以上話し合いの機会を設けており、移動支援や集まれる場づくりなど、住民目線で多くの活動が生まれています。



左／ふせんに意見やアイデアを書き込みグループごとに検討。右上／会場のようす。右下／最後にグループでの検討内容を全体で共有。

Q ところで、地域福祉計画ってなんですか？

A 「みんなが安心して自分らしく暮らせる地域をめざした、みんなで作る未来図」です。

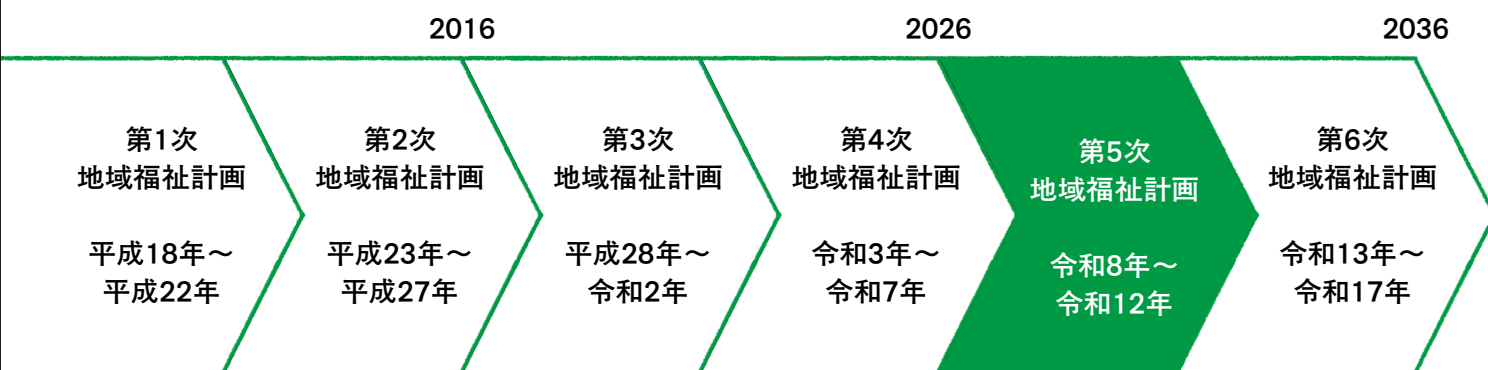
地域福祉とは、地域で困りごとを抱える人たちを、地域に住むみんなで支え、解決していく仕組みのことです。特定の誰かだけを助けることでなく、こどもから高齢者、障がいのある人、外国人など、地域で暮らすすべての人が支え合って、自分らしく安心して暮らせることを目指します。

「河内長野市第5次地域福祉計画」は、福祉に関するさまざまな計画の基本となる上位計画です。この計画では、福祉分野の取り組みに共通する理念を整理し、令和8年度から令和12年度までの5年間における方向性を明確に定めます。

また、社会福祉協議会が定める「地域福祉活動計画」と一体的に策定することで、行政、民間、住民、ボランティア団体、NPO などすべての主体で同じ理念や課題を共有しながら、より強力な協働体制を築いていくことが可能になります。

河内長野市では「ほっとかへん。」をキーワードに、顔の見える関係を築き、支え合える地域づくりを進めます。

基本理念 つながり・支えあいがひろがる河内長野
～「ほっとかへん。」をめざしたまちづくり～



Q 計画の期間が終わる5年後は、どうなっているの？

A みんなで取り組みを進めていくことができれば、今よりも、「楽しい」「嬉しい」「幸せ」が増えています。

たとえば、これまで福祉サービスを受ける側だった人が、得意なことを活かして社会の一員として活躍できればステキですよ。ほんの少し視点を変えれば、「守られる人」にも「地域を良くする人」の側面が見えるかもしれません。

令和8年からの5年間では、地域のつながりをひろげ、その関係性の中で「支える側」「支えられる側」の垣根を越えていくことをめざします。

大人もこどもも、障がいがあってもなくても、日本人でも外国人でも、地域に暮らすすべての人がつながり、支え合いながら笑顔で暮らす、そんな河内長野市でありますように。



データで見る地域福祉

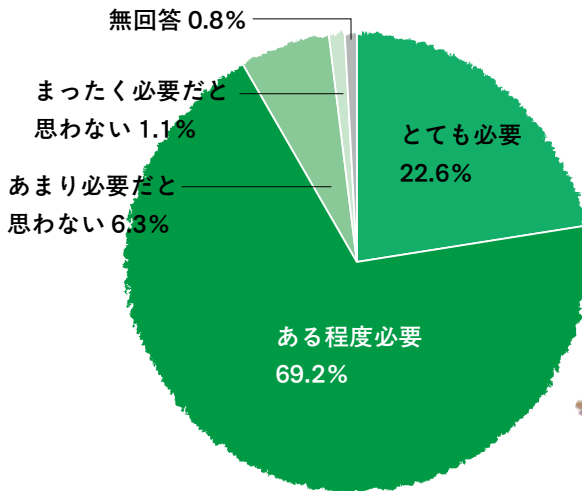
「地域共生社会実現に向けた市民アンケート報告書」
(令和7年3月河内長野市)より



報告書はこちらから→

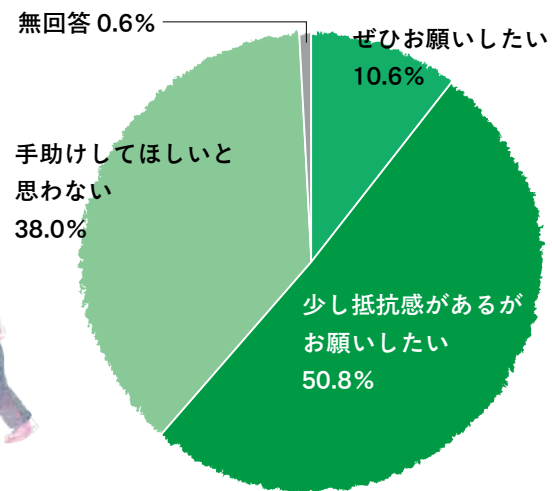
助け合いは必要だと思っても、自分が助けられるのはちょっと苦手です。

Q あなたは、地域での住民相互の自主的な支え合い、助け合いの必要性についてどう思いますか？



「とても必要」「ある程度必要」の合計で91.8%の人が地域での住民相互の自主的な支え合い、助け合いが必要と考えています。

Q あなたやご家族が日常生活で介助や支援が必要になった場合、近所の人などから手助けをしてもらうことについてどう思いますか？

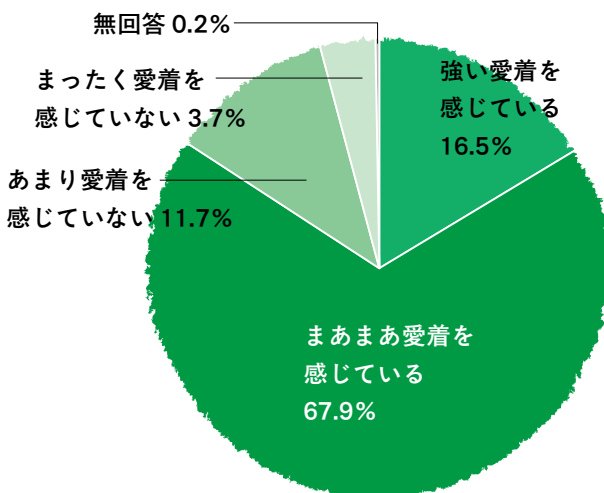


「ぜひお願いしたい」と「少し抵抗感があるがお願いしたい」の合計は61.4%。前の問いで助け合いの必要性を感じる人が9割を占めたのに対して、手助けをしてもらうことに対して抵抗感があることが分かります。



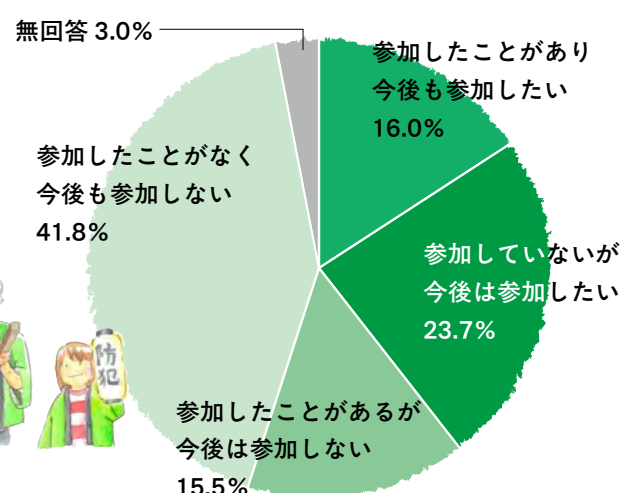
地域への愛着は強いけど、地域の活動に加わるのはちょっとハードルが高い？

Q 今お住まいの地域に対して、どのように感じていますか？



「まあまあ愛着を感じている」が67.9%、「強い愛着を感じている」が16.5%と、合わせて84.4%の人が居住地に愛着を感じています。

Q 各種ボランティア活動や地域活動にスタッフとして参加したことがありますか？また、今後の参加意向についてはいかがですか？



「参加したこともなく、今後も参加しない」が41.8%と最も多く、次いで「参加していないが、今後は参加してみたい」が23.7%。活動のすそ野を広げる努力が求められているようです。



地域福祉計画では、「助けてほしい」と言いやすい地域やいろいろなイベントや活動に参加しやすい地域を目指しています。

私たちが支えます。 地域福祉を支えるプロフェッショナル

困ったことや不安なこと、わからないことがあったら、私たちにご相談ください。
子育てや障がい、高齢、介護など分野ごとの専門家が支援を行っています。

子育てのことなら

誰かに聞いてみたいと思ったこと、ちょっと困ったことなどを気軽に相談できます。子育て・子育てを応援するスタッフがお待ちしています。



- 子ども・子育て総合センター あいっく ☎0721-50-4664

障がいのことなら

障がい者やその家族から日常生活や就労、日中活動の場などさまざまな相談に応じています。また、ピアカウンセリングも行っています。



- ピアセンター かわちながの ☎0721-70-7002 FAX: 0721-70-7003

どこに相談するか分からないときは

住み慣れた地域で安心した生活ができるように、地域の方々や支援機関と連携し、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)と一緒に取り組みます。



- 社会福祉協議会 ☎0721-65-0133



生活に関わる経済的な悩みのことなら

就職に向けた支援や家計の立て直しなどの様々な支援を行いながら、解決に向けて一緒になって取り組みます。

- 市役所 地域福祉高齢課 ☎0721-53-1111 (代表)



高齢者のことなら

保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどの連携により総合的な支援に取り組んでいます。介護サービスや認知症などのご相談は、ご家族や地域の方でも大丈夫です。

- 東部地域包括支援センター ☎0721-52-0180
- 中部地域包括支援センター ☎0721-55-3451
- 西部地域包括支援センター ☎0721-56-6600

最後に確認!

あなたの「つながり度」は？

あてはまるものにチェック「✓」を入れてみましょう!

- | | |
|---|--------------------------|
| ① 今よりもう少し地域の人と仲良くなりたいと思う | <input type="checkbox"/> |
| ② ご近所の人とあいさつを交わすことがある | <input type="checkbox"/> |
| ③ 地域の行事やイベントに年1回以上参加している | <input type="checkbox"/> |
| ④ 困ったときに頼れる家族以外の方が近所にいる | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 地域の回覧板や掲示板の内容を確認している | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ 子どもや高齢者など、近所の人を気にかけている | <input type="checkbox"/> |
| ⑦ 老人クラブや公民館クラブ、趣味のサークルなど、家族以外のコミュニティに参加している | <input type="checkbox"/> |
| ⑧ この1週間で家族以外の誰かと話をして笑った | <input type="checkbox"/> |
| ⑨ この1週間で4日以上外出（近所へのお買い物なども含む）をした | <input type="checkbox"/> |
| ⑩ この1週間で誰か（家族含む）と一緒に食事をした | <input type="checkbox"/> |

上級

10～8個
あなたはきっと地域の人気者でしょう。これからもそのつながりを大切にいきましょう。

中級

7～4個
あと一歩でつながり名人を目指せます。できそうなことから始めてみましょう。

初級

3～0個
まずは、あいさつやイベント参加など小さな一歩から始めてみましょう。地域はあなたを待っています!

発行元/お問い合わせ (2026年●月発行)

河内長野市地域福祉高齢課 河内長野市原町1丁目1番1号 ☎0721-53-1111 (代表)

河内長野市社会福祉協議会 河内長野市喜多町663-1 イズミヤSC河内長野4階内 ☎0721-65-0133 (代表)

河内長野市第5次地域福祉計画

河内長野市社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画

かわちながの
つながり・支えあい推進プラン

(資料編)

河内長野市
河内長野市社会福祉協議会

目 次

1. 地域福祉計画について.....	1
2. 計画策定までの取り組み.....	3
3. 統計等からみる本市の地域福祉を取り巻く現状.....	5
(1) 人口の動向	5
(2) 高齢者世帯の動向.....	7
(3) 支援ニーズの状況.....	8
(4) アンケートから見えてくる本市の課題.....	11
4. 計画の基本理念とめざす姿.....	20
5. 基本施策	21
(1) 孤立を生まないアプローチ.....	21
(2) つながり続けるアプローチ.....	23
(3) もしもに備えたアプローチ.....	25
6. 重層的支援体制整備事業実施計画について.....	26
7. 成年後見制度利用促進計画について.....	35
8. 再犯防止推進計画について.....	37
9. 計画の進行管理について.....	38
10. 小学校区ごとの地域福祉活動目標.....	39
(1) 楠小学校区	39
(2) 小山田小学校区.....	41
(3) 長野小学校区	43
(4) 天野小学校区	45
(5) 南花台小学校区.....	47
(6) 高向小学校区	49
(7) 加賀田小学校区.....	51
(9) 石仏小学校区	55
(10) 三日市小学校区.....	57
(11) 美加の台小学校区.....	59
(12) 川上小学校区	61
(13) 天見小学校区	63
11. 計画の策定経過	65
12. 用語の説明	67
13. 規定・名簿	71

1. 地域福祉計画について

本計画は、社会福祉法第107条に基づく計画で、同法第106条の5に基づく重層的支援体制整備事業実施計画を内包しています。

また、成年後見制度の利用促進に関する法律第14条及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく計画を内包しています。

本計画は、高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に共通する理念を柱として総合的な福祉施策の推進についての方向性を示すことから、福祉の分野別計画との調和を取った福祉分野の上位計画として位置づけられます。

さらに、市が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とは、理念や課題を共有しながら相互に補完する必要があるため、両計画を一体的に策定します。

【参考】社会福祉法（抄）

第一百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第一百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

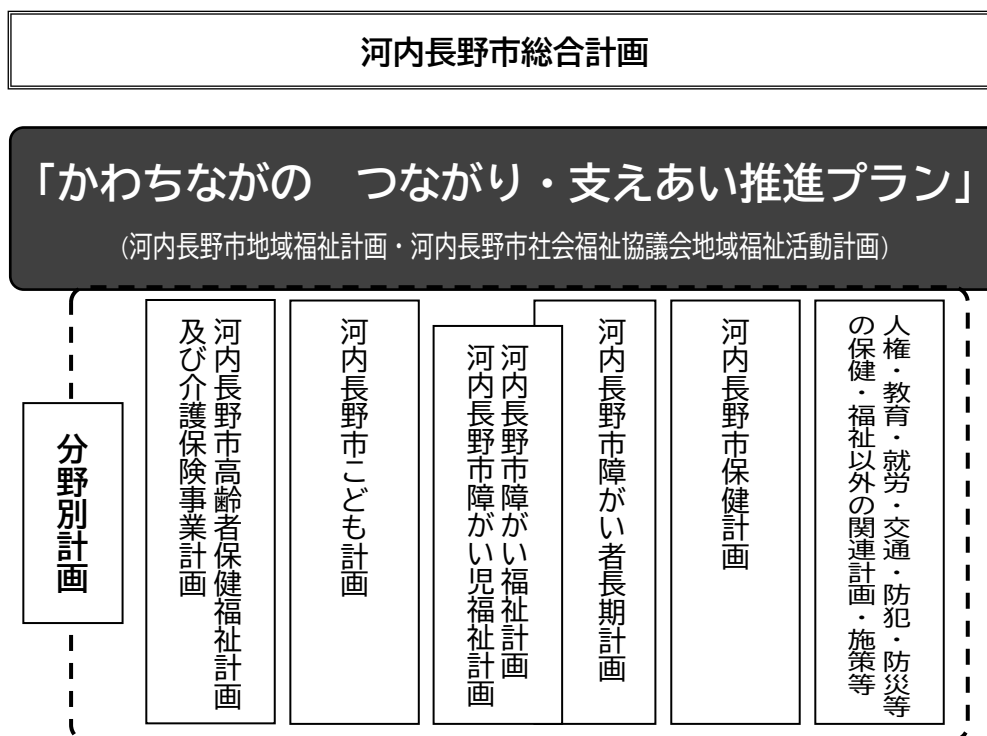
【参考】成年後見制度の利用の促進に関する法律（抄）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【参考】再犯の防止等の推進に関する法律（抄）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

(1) 計画の位置づけ



(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間としますが、福祉制度の改正や社会情勢の大きな変化があった場合には、必要に応じて見直します。

2. 計画策定までの取り組み

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、庁内関係各課の委員による「地域福祉計画策定委員会」において検討し、併せて社会福祉協議会と協議を重ねることで素案を作成しました。その後、学識経験者、医療・福祉関係者、地域団体等の代表者で構成される「地域福祉推進協議会」で審議を行いました。

(2) 地域ワークショップの開催

令和7年1月から令和8年2月にかけて、計画の策定過程に幅広く市民が参画する機会として小学校区ごとに地域ワークショップを開催しました。地区（校区）福祉委員会や自治会、地域まちづくり協議会、民生委員・児童委員、老人クラブなど各種団体や社会福祉施設、医療機関などからのベ●人の参加をいただき、各小学校区における新たな地域福祉活動の目標を検討しました。

実施回数：39回（各小学校区3回ずつ実施）

内容：

- ①これまでの地域福祉活動目標の振り返り
- ②各小学校区における新たな地域福祉活動の目標検討
- ③新たな地域福祉活動の目標に向けた取り組み・活動の検討

参加者数：

1回目：402人

2回目：313人

3回目：●人

(3) アンケートの実施

令和6年7月から9月にかけて、市民を対象にした「地域共生社会実現に向けた市民アンケート」及び福祉委員を対象とした「福祉委員意識調査」を実施しました。また、令和7年9月に、各施策に設定する参考指標の現状値を把握するため、アンケートフォームを活用した「地域福祉の推進に関するオンラインアンケート」を実施しました。

①地域共生社会実現に向けた市民アンケート

調査対象者：20歳以上の市民（無作為抽出）2,000名

有効回答数：708件（有効回答率35.4%）

②福祉委員意識調査

調査対象者：福祉委員及び協力員 1,032名

有効回答数：600件（有効回収率58.1%）

③地域福祉の推進に関するオンラインアンケート

調査方法：アンケートフォームにより実施

有効回答数：148件

(4) パブリックコメントの実施

市民ニーズを十分に踏まえながら多様な意見を反映させるため、計画に対するパブリックコメントを募集しました。

募集期間：令和7年12月1日から令和7年12月26日

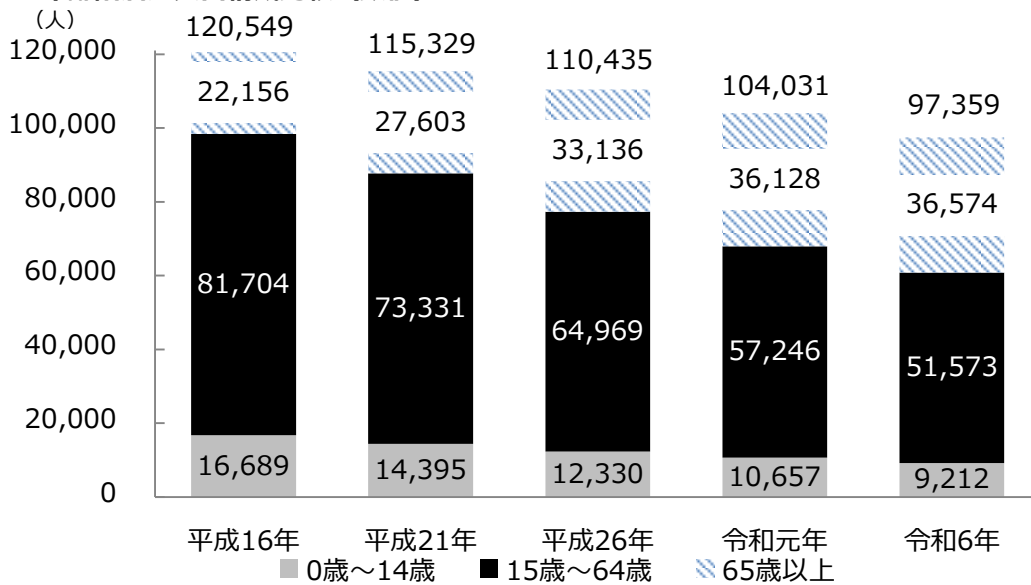
意見件数：3件（うち公表可1件、非公表2件）

3. 統計等からみる本市の地域福祉を取り巻く現状

(1) 人口の動向

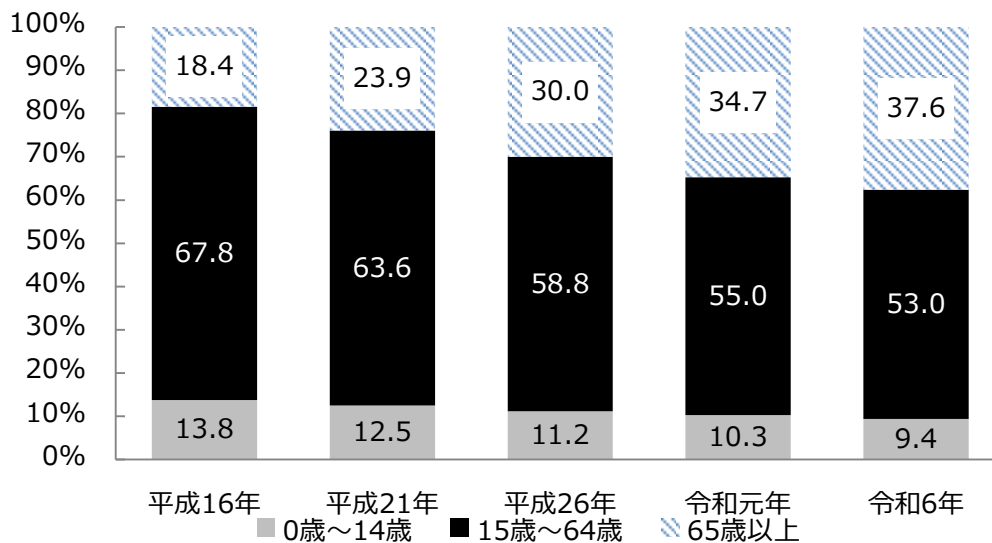
本市の人口は平成12年をピークに減少し続けています。年齢階層別人口構成をみると、65歳以上の老年人口割合は年々増加している一方で、15～64歳の生産年齢人口と0～14歳の年少人口割合は年々減少しており、市全体の高齢化率は37.6%となっています。

■ 年齢階層別人口構成比較 (数値)



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

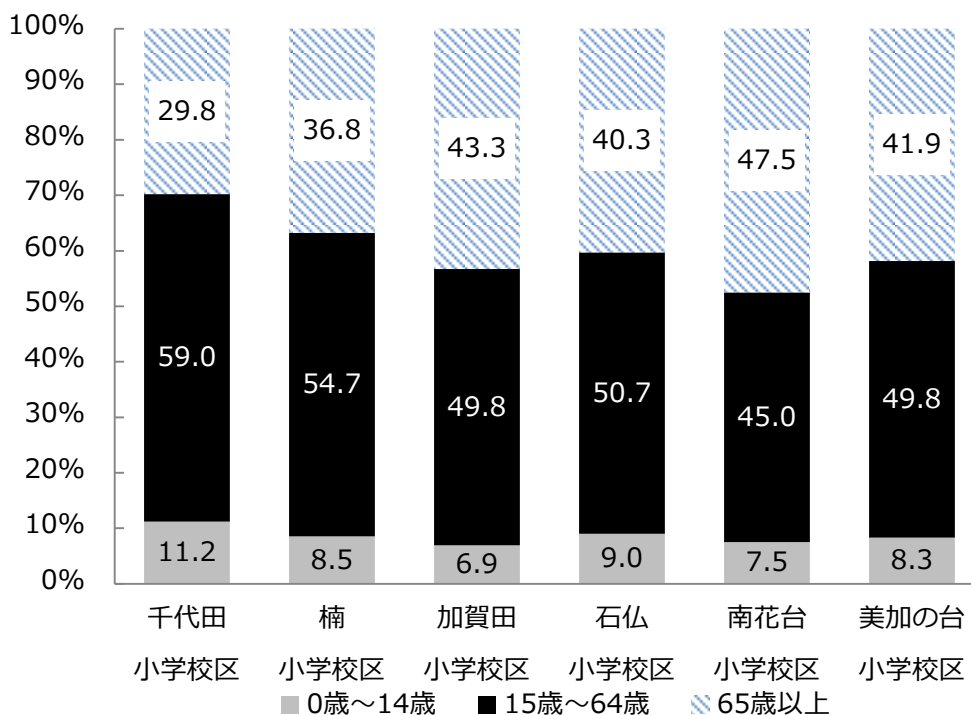
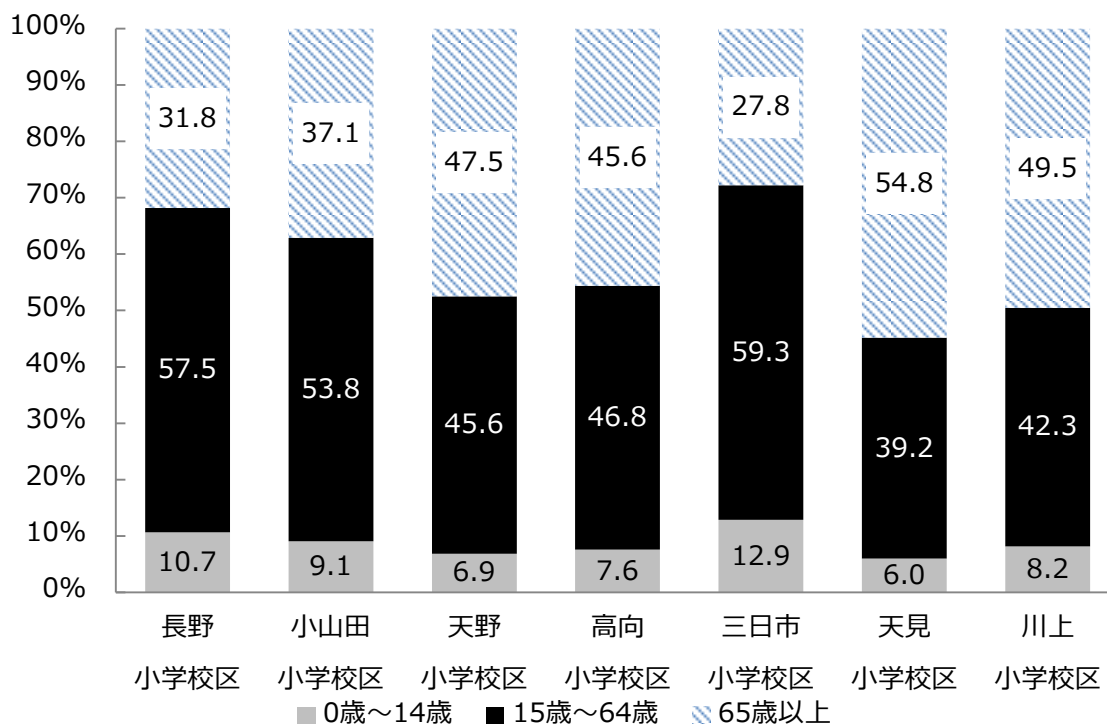
■ 年齢階層別人口構成比較 (割合)



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

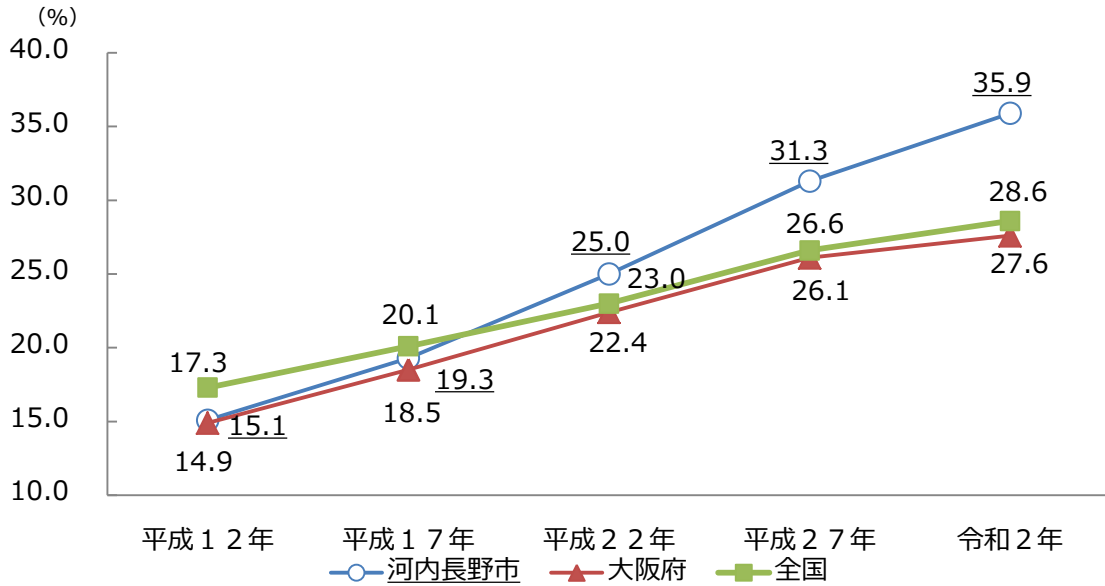
小学校区別の校区別年齢階層別人口構成をみると、天見小学校区(高齢化率 54.8%)、川上小学校区(同 49.5%)、天野小学校区(同 47.5%)、南花台小学校区(同 47.5%)は高齢化率が特に高くなっています。

■校区別の年齢階層別人口(割合)



高齢化率の推移についてみると、河内長野市、大阪府、全国のいずれも上昇傾向にあります。本市の高齢化率は平成 22 年以降、全国や大阪府の平均よりも高い数値となっています。

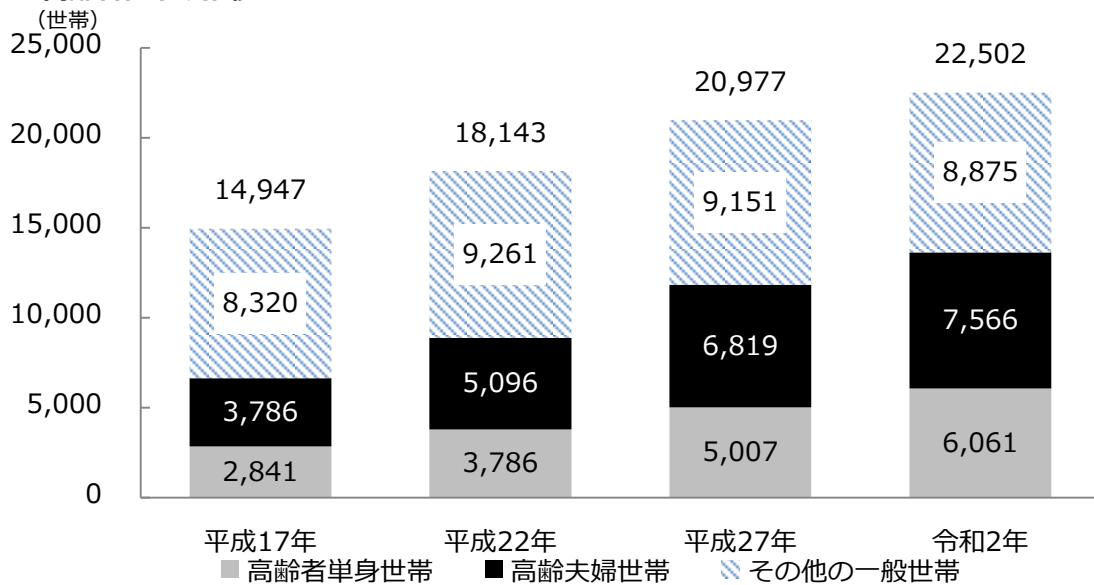
■河内長野市・大阪府・全国の高齢化率の推移



(2) 高齢者世帯の動向

本市の 65 歳以上の高齢者のいる一般世帯数は年々増加しており、令和 2 年で 22,502 世帯となっています。また、令和 2 年の高齢単身世帯は 6,061 世帯、高齢夫婦世帯は 7,566 世帯で、平成 17 年よりそれぞれ約 2.1 倍、約 2.0 倍と増加しています。

■高齢者世帯の推移

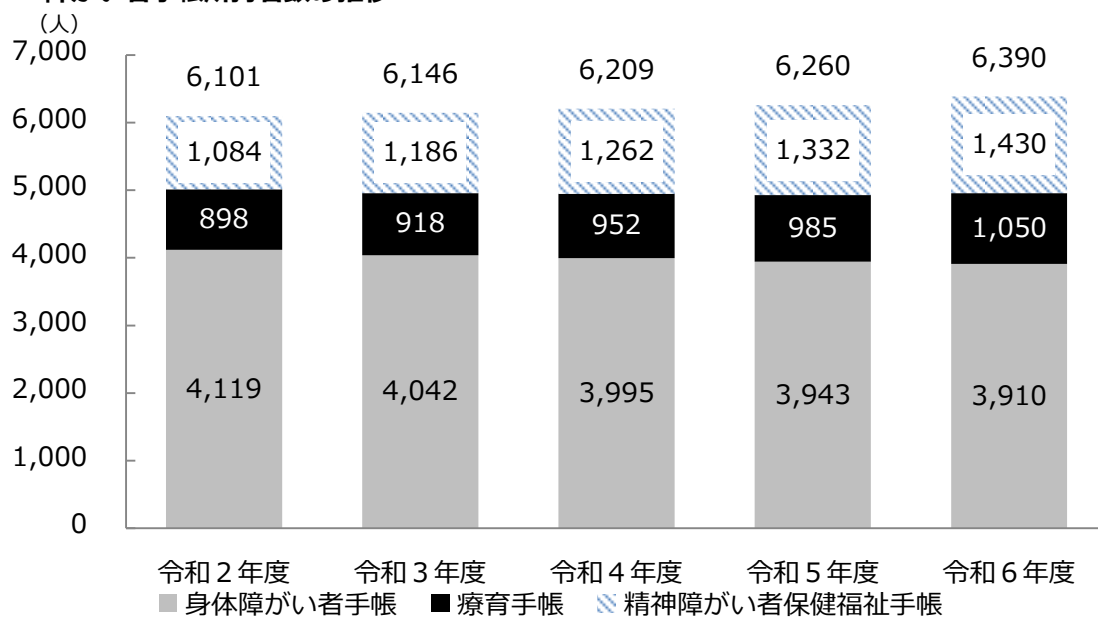


(3) 支援ニーズの状況

①障がい者に関わる状況

障がい者手帳所持者数の推移をみると、身体障がい者手帳は減少傾向、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳は年々増加傾向にあります。

■障がい者手帳所持者数の推移

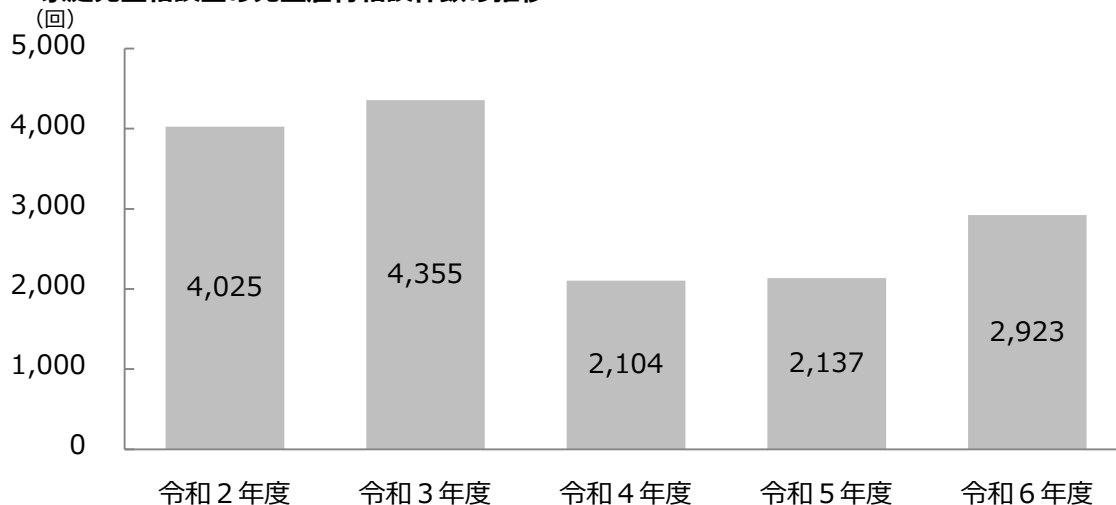


資料：河内長野市

②子どもに関わる状況

家庭児童相談室の児童虐待相談件数の推移についてみると、令和4年度に大幅減少しましたが、令和6年度は再び増加しています。

■家庭児童相談室の児童虐待相談件数の推移



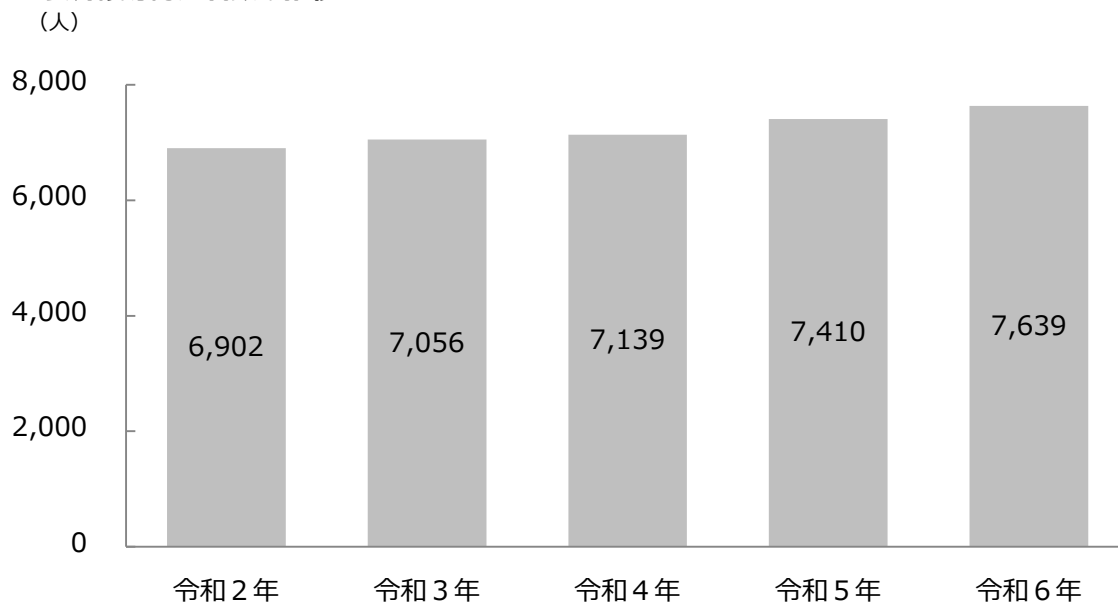
資料：河内長野市

③高齢者に関わる状況

要介護等認定者数の推移をみると、令和4年まではゆるやかに増加していましたが、令和5年以降は増加率が高くなっています。

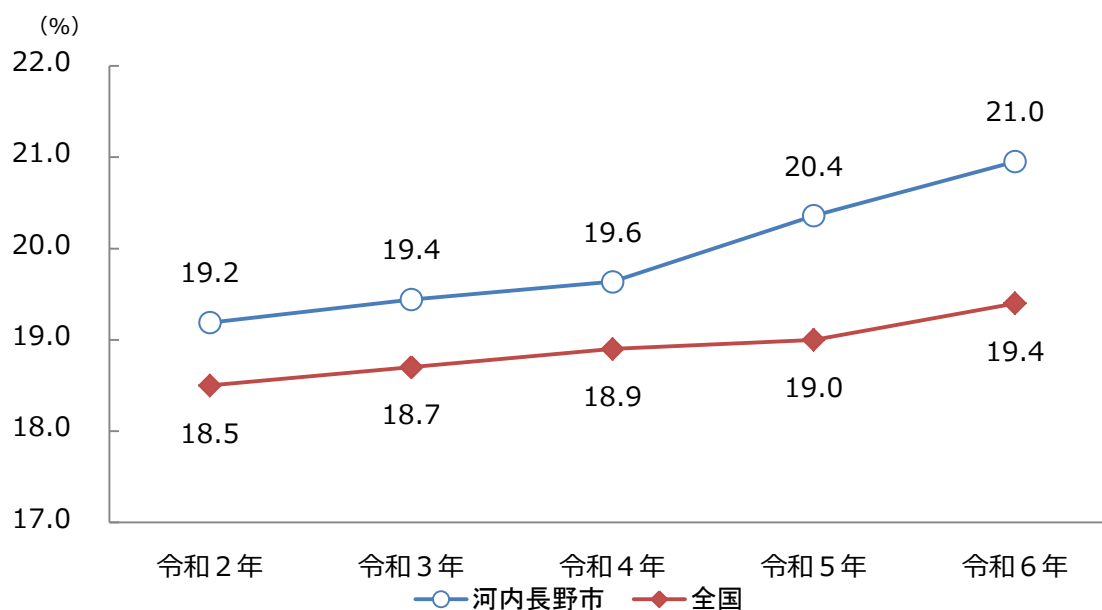
第1号被保険者数に占める要介護等認定率の推移をみると、要介護等認定者数と同様に令和5年以降上昇率が高くなっており、全国平均と比べても高い水準となっています。

■要介護等認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告【各年3月末】

■第1号被保険者数に占める要介護等認定率の推移



資料：介護保険事業状況報告【各年3月末】

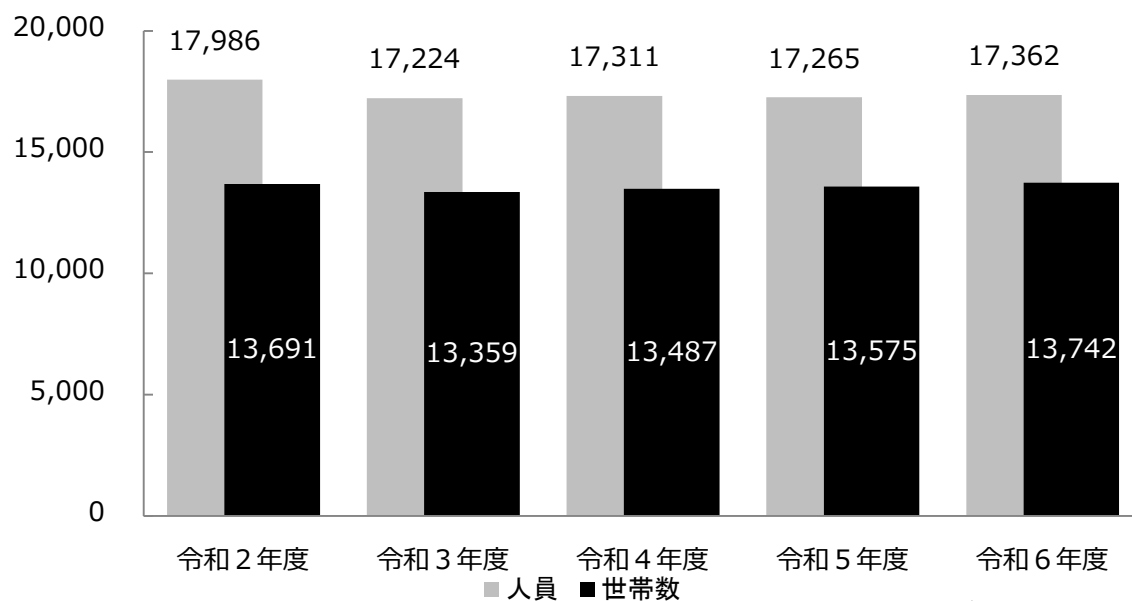
④生活保護・生活困窮に関わる状況

生活保護受給世帯等の推移についてみると、世帯数は年度ごとに多少の増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しており、人員数についても令和3年度以降ほぼ横ばいとなっています。

生活困窮者自立支援事業における相談件数についてみると、令和3年度に大幅減となりましたが、令和4年度以降はゆるやかに増加しています。

■生活保護受給世帯等の推移（延べ数）

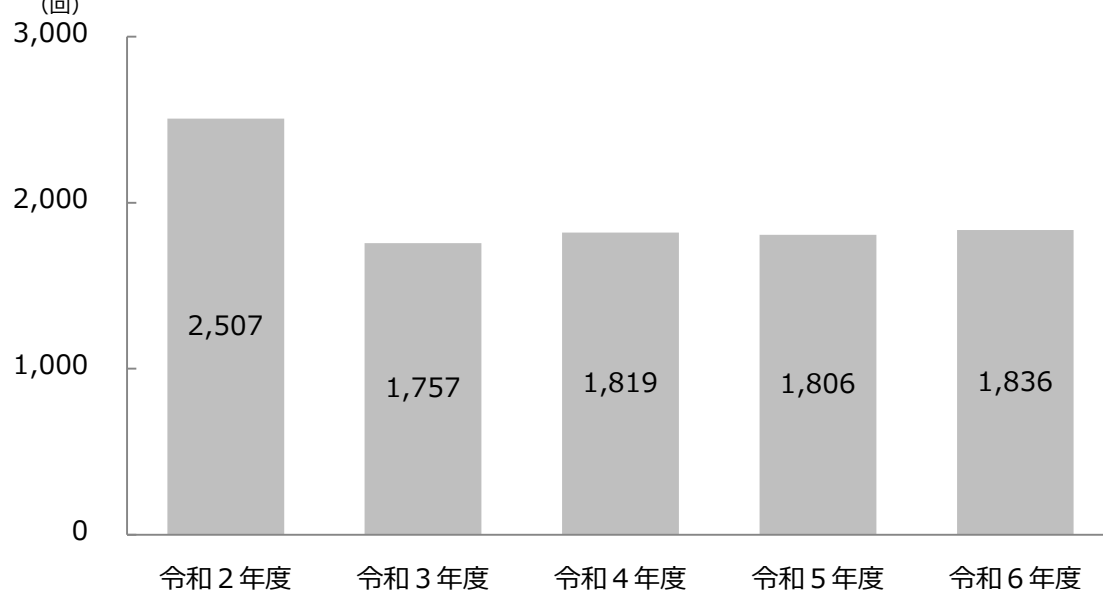
（人、世帯）



資料：河内長野市

■生活困窮者自立支援事業における相談件数の推移

（回）



資料：河内長野市

(4) アンケートから見えてくる本市の課題

①調査の概要

本計画策定の基礎資料とするため、地域共生社会実現に向けた市民アンケートを実施するとともに、地域活動の担い手から広く意見聴取するため、福祉委員向けアンケートを実施しました。

	市民意識調査	福祉委員意識調査
調査対象	20歳以上の市民から無作為抽出	令和6年4月1日時点における福祉委員及び協力員
調査方法	郵送による配布・回収	各地区（校区）福祉委員長を通じ福祉委員等へ配布、郵送等による回収
調査期間	令和6年8月28日～9月13日	令和6年7月1日～9月30日
配布数	2,000通	1,032通
回答数	708通（回収率35.4%）	600通（回収率58.1%）

※アンケート調査結果における各設問の母数n（Number of caseの略）は、設問に対する有効回答者数を意味します。

※各選択肢の構成比（%）は小数点第2位以下を四捨五入しています。このため、択一式の回答については構成比の合計が100%にならない場合があります。また、複数回答が可能な設問の場合、選択肢の構成比の合計が100%を超える場合があります。

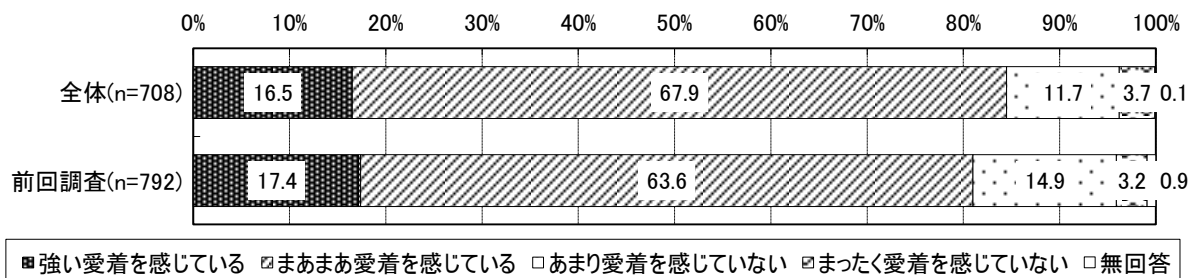
※グラフ中の数字は、特に断り書きのないかぎりすべて構成比を意味し、単位は%です。

②地域のつながりに関すること

(ア) 地域への愛着

地域への愛着についてみると、「まあまあ愛着を感じている」が67.9%、「強い愛着を感じている」が16.5%と合わせて84.4%の人が居住地域に愛着を感じています。

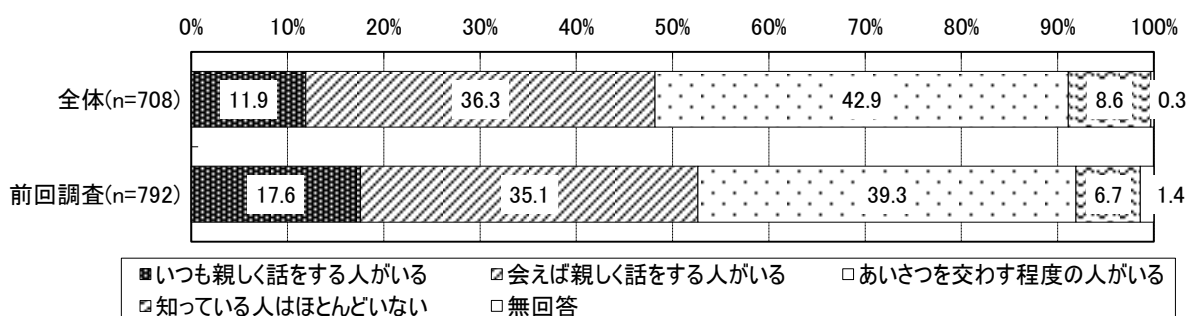
前回調査と比べると、愛着を感じる人は若干増えています。



(イ) 近所づきあいの程度

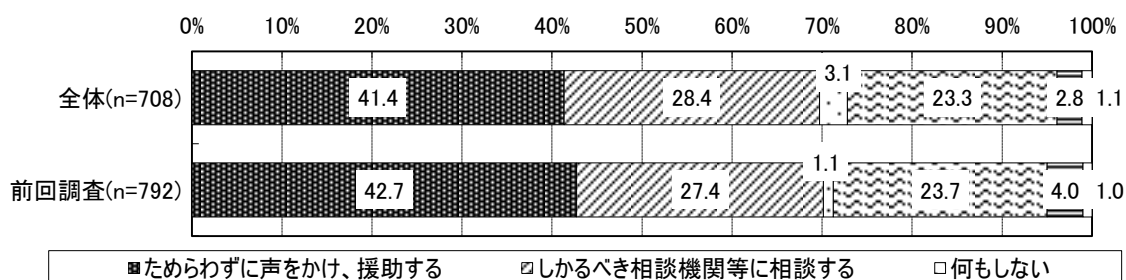
近所づきあいの程度についてみると、「あいさつを交わす程度の人がいる」が42.9%、「会えば親しく話をする人がある」が36.3%、「いつも親しく話をする人がある」が11.9%、「知っている人はほとんどいない」が8.6%の順となっています。

前回調査と比べると、「あいさつを交わす程度の人がある」「会えば親しく話をする人がある」と答える人が増え、「いつも親しく話をする人がある」と答える人が減っています。



(ウ) 地域で困っている人に出会った時の対応

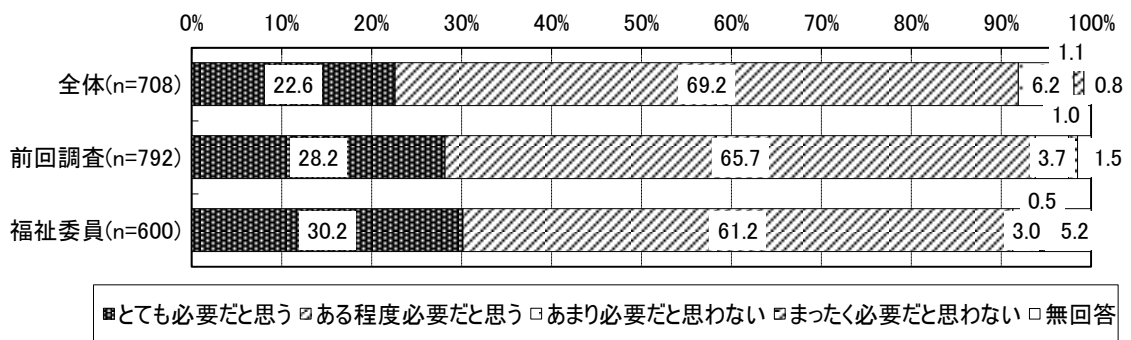
地域で困っている人に出会った時の対応については、「ためらわずに声をかけ、援助する」が41.4%、「しかるべき相談機関等に相談する」が28.4%、「わからない」が23.3%となっています。



(工) 住民相互の支え合いや助け合いの必要性

住民相互の支え合いや助け合いの必要性についてみると、「ある程度必要だと思う」が 69.2%、「とても必要だと思う」が 22.6%と、合わせて 91.8%の人が地域での住民相互の自主的な支え合い、助け合いが必要と答えています。

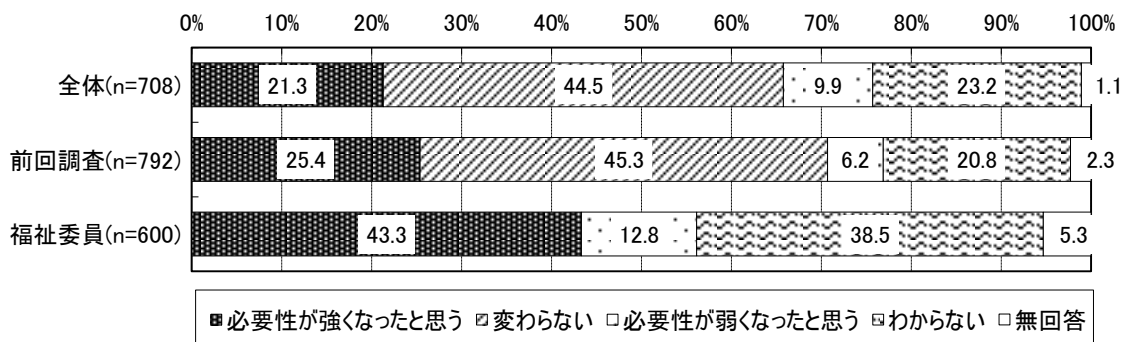
また、福祉委員調査では、「ある程度必要だと思う」が 61.2%、「とても必要だと思う」が 30.2%となっており、多くの人が必要性を感じていることがわかります。



以前（約5年前）と比べて市民相互の支え合いや助け合いの必要性の変化についてみると、「変わらない」が44.5%、「わからない」が23.2%、「必要性が強くなったと思う」が21.3%、「必要性が弱くなったと思う」が9.9%となっています。

前回調査と比べると、「必要性が強くなったと思う」と答える人が減り、「必要性が弱くなったと思う」と答える人が増えています。

また、福祉委員調査では「必要性が強くなったと思う」が43.3%で最も多く、普段から福祉活動に携わる人の方が必要性を感じていることがわかります。

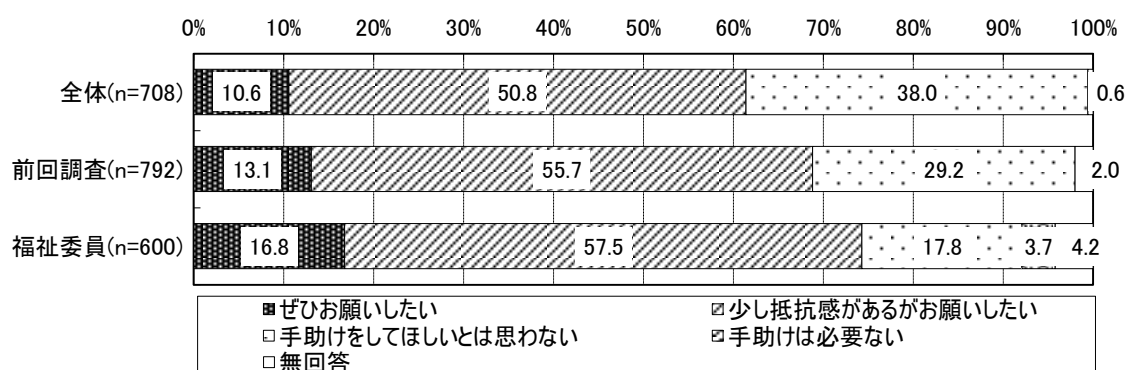


※福祉委員調査の選択肢：「必要性が強くなった」「必要性が弱くなった」「わからない」

(オ) 日常生活や災害時に支援が必要な時、近所からの手助けの必要性

日常生活で支援等が必要になった場合、近所から手助けをしてもらうことについては、「少し抵抗感があるがお願いしたい」が 50.8%、「手助けをしてほしいとは思わない」が 38.0%、「ぜひお願いしたい」が 10.6%となっており、前回調査より手助けをお願いしたいという人が減っています。

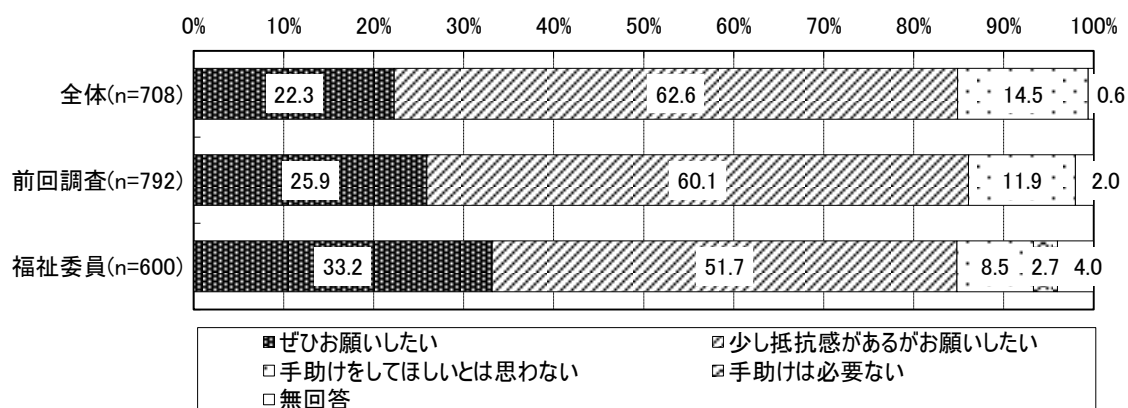
また、福祉委員調査では「ぜひお願いしたい」と「少し抵抗感があるがお願いしたい」の合計が 74.3%となっており、普段から福祉活動に携わる人の方が、抵抗感が低いことがわかります。



※「手助けは必要ない」の選択肢は福祉委員調査のみ

災害により日常生活に支障が生じた場合、近所から手助けをしてもらうことについては、「少し抵抗感があるがお願いしたい」が62.6%、「ぜひお願いしたい」が 22.3%、「手助けをしてほしいとは思わない」が14.5%となっています。

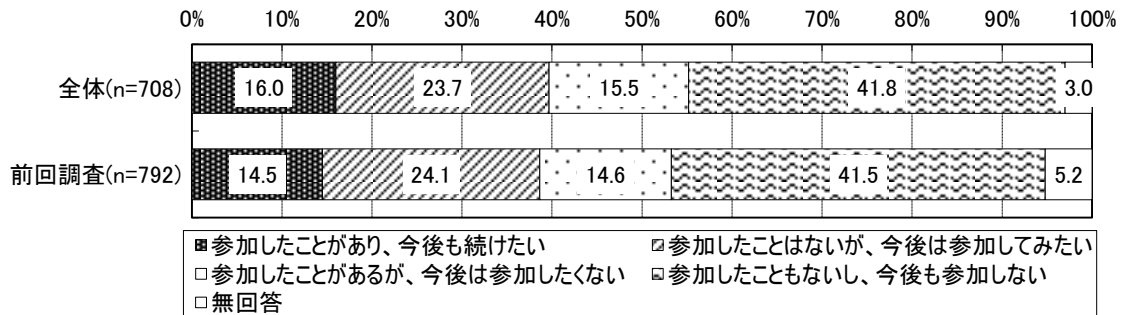
また、福祉委員調査では「少し抵抗感があるがお願いしたい」が 51.7%、「ぜひお願いしたい」が 33.2%となっています。



※「手助けは必要ない」の選択肢は福祉委員調査のみ

(カ) 各種ボランティア活動や地域活動におけるスタッフとしての参加経験

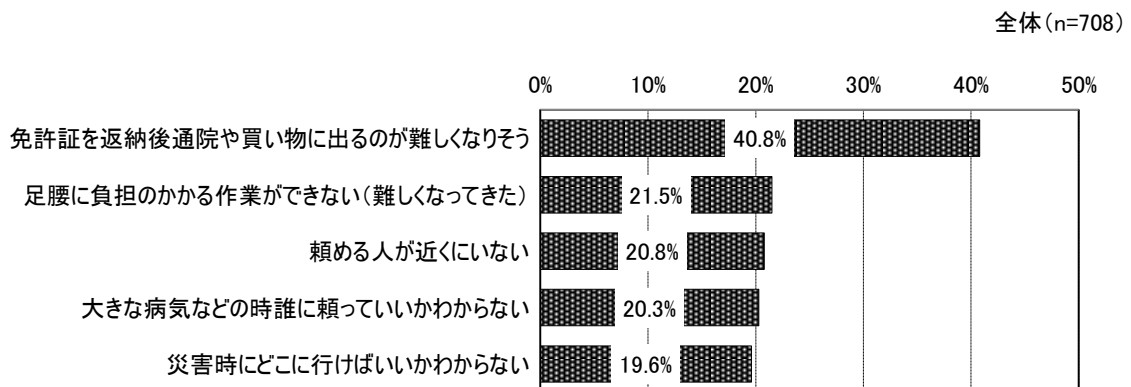
各種ボランティア活動や地域活動におけるスタッフとしての参加経験についてみると、「参加したこともないし、今後も参加しない」が41.8%と最も多く、次いで「参加したことはないが、今後は参加してみたい」が23.7%、「参加したことがあるが、今後は参加したくない」が16.0%、「参加したことがあるが、今後は参加したくない」が15.5%となっています。



③ 困りごとや相談に関すること

(ア) 日常生活で不安に感じていること（上位5項目）

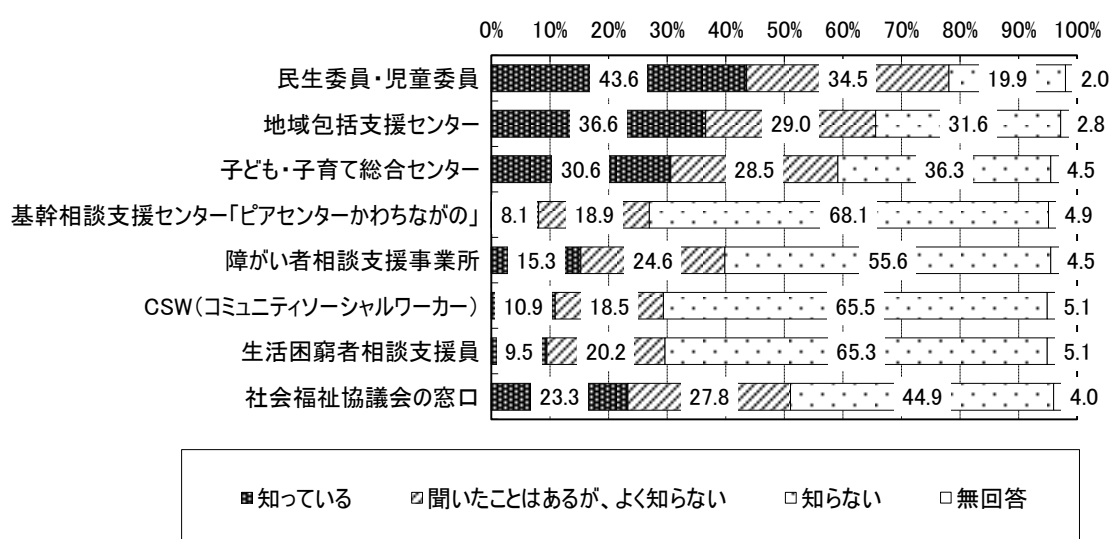
日常生活で不安に感じていることとして、最も上位に表れているのは、免許証を返納後の通院や買い物（40.8%）となっています。次いで足腰に負担のかかる作業が難しいこと（21.5%）や、頼める人が近くにいないこと（20.8%）などが表れています。



(イ) 各種相談機関の認知度

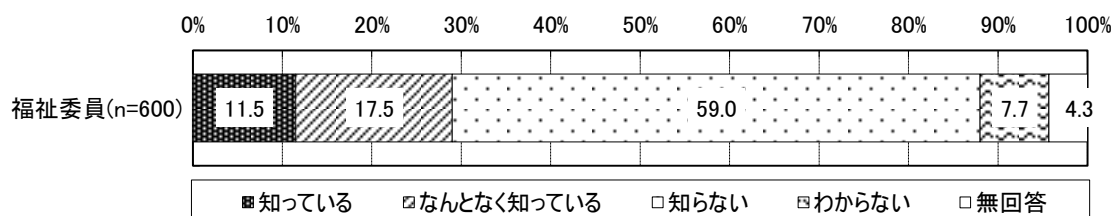
各種相談機関の認知度をみると、民生委員・児童委員が43.6%で、最も認知度が高くなっています。次いで、地域包括支援センター（36.6%）や子ども・子育て総合センター（30.6%）といった、高齢者や子育て世帯対象の相談機関についての認知度が高くなっています。反対に、基幹相談支援センターや障がい者相談支援事業所、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）、生活困窮者相談支援員については、半数以上が知らないと回答しています。

全体 (n=708)

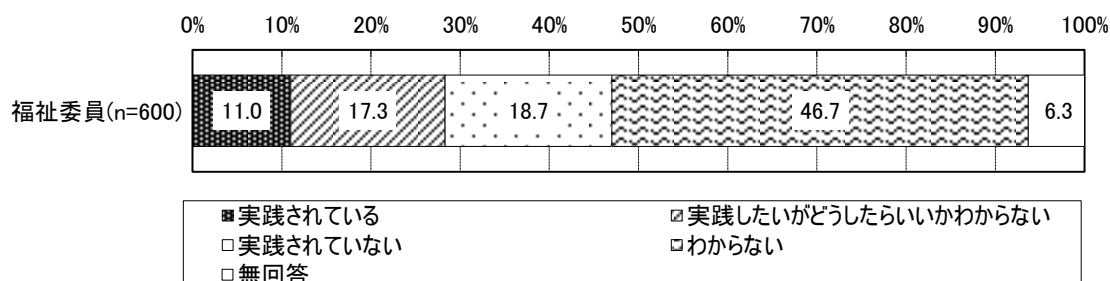


④連携に関すること

福祉委員調査において、市で実施する「重層的支援体制整備事業」の認知度をみると、「知っている」と「なんとなく知っている」の合計が29.0%となっています。



福祉委員活動の中に「地域共生社会」の考え方が実践されているかについては、「わからない」が 46.7%と最も多く、地域共生社会の理念を普及する必要があることがわかります。

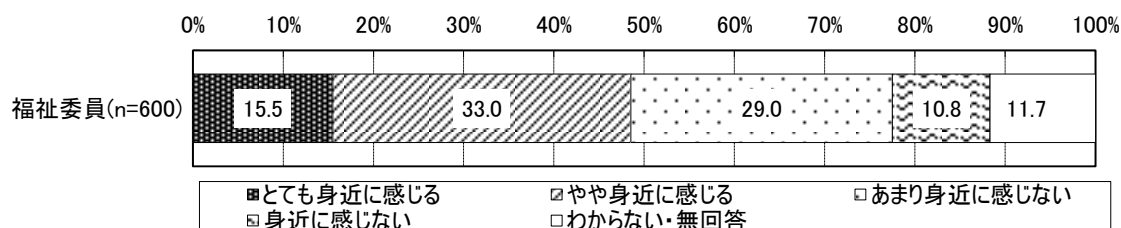


他にも、福祉委員調査における自由意見で、連携に関して以下の意見がありました。

- ・地域活動に参加される方が決まっている。参加されない方の情報が分からないため、市役所、社協、自治会等の連携が必要。
- ・自治会と福祉委員との連携が難しい。
- ・地域の福祉委員会をもっと活発化して活動を広げてゆくべき。市と地域の連携も大切。

⑤ 孤独・孤立に関すること

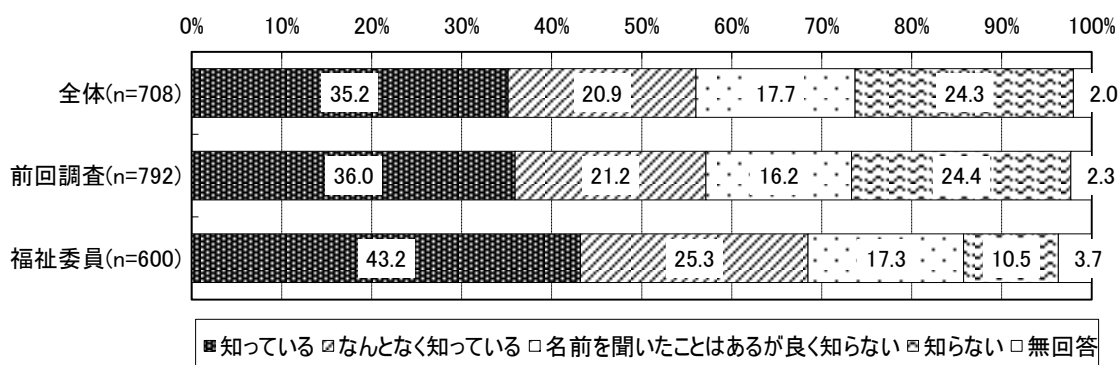
福祉委員調査において、孤立死についてみると、「やや身近に感じる」が 33.0%、「あまり身近に感じない」が 29.0%、「とても身近に感じる」が 15.5%となっています。



⑥成年後見制度に関すること

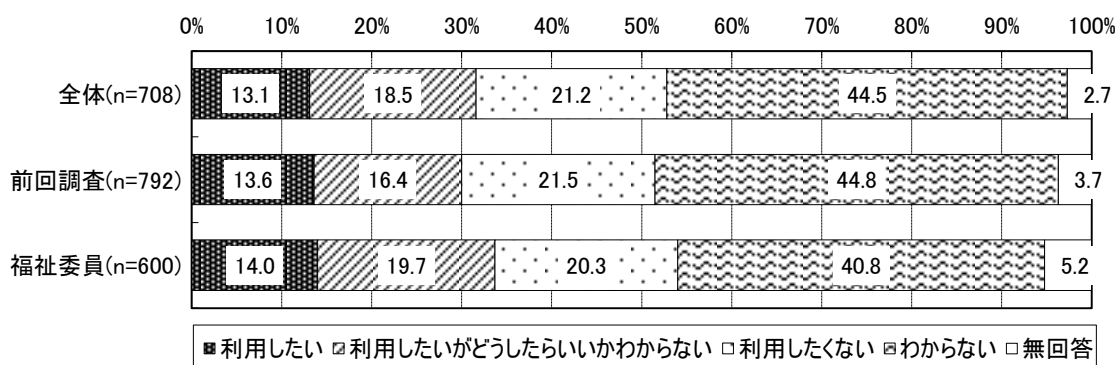
成年後見制度の認知状況についてみると、「知っている」と答える人が35.2%と最も多く、次いで「知らない」が24.3%、「なんとなく知っている」が20.9%、「名前を聞いたことはあるが良く知らない」が17.7%となっています。

また、福祉委員調査では、「知っている」が43.2%で最も多く、普段から福祉活動に携わる人の方が、認知度が高いことがわかります。



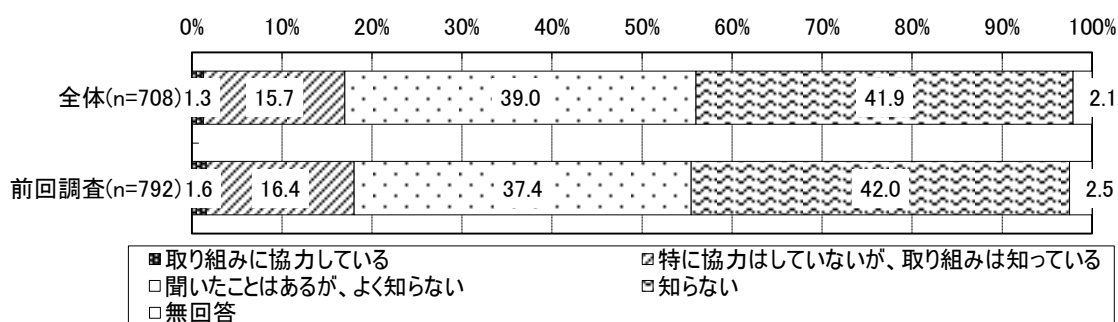
自分や家族が認知症などにより判断能力が低下してしまったときに、成年後見制度を利用しようと思うかについて、「わからない」が44.5%と最も多く、次いで「利用したくない」が21.2%、「利用したいがどうしたらいいかわからない」が18.5%、「利用したい」が13.1%となっています。

また、福祉委員調査では、「利用したい」と「利用したいがどうしたらいいかわからない」の合計が33.7%となっており、普段から福祉活動に携わる人の方が、抵抗感が低いことがわかります。

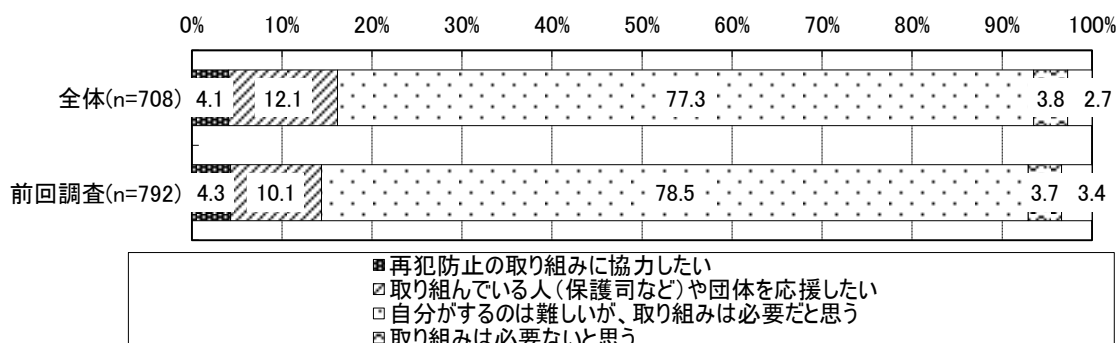


⑦再犯防止の取り組みに関すること

再犯防止の取り組みの認知状況についてみると、「知らない」が41.9%、「聞いたことはあるが、よく知らない」が39.0%と取り組みについて知らない人が多く、「特に協力はしていないが、取り組みは知っている」が24.1%、「取り組みに協力している」が1.3%となっています。



再犯防止の取り組みについて、「自分がするのは難しいが、取り組みは必要だと思う」が77.3%を占めており、次いで「取り組んでいる人（保護司など）や団体を応援したい」が12.1%、「再犯防止の取り組みに協力したい」が4.1%、「取り組みは必要ないと思う」が3.8%となっています。



4. 計画の基本理念とめざす姿

(1) 基本理念

地域福祉の推進にあたっては、市民一人ひとりの努力、住民同士の支え合い、公的なサービス・支援が、それぞれの強みを活かしながら相互に連携・協力していく関係を築くことが求められます。

また、これまでの「福祉」の枠組みにとらわれることなく、まちづくり・文化・環境・経済・防犯・防災などの分野を越えて、誰もが活躍でき、相互に支え合える地域社会をつくっていくことが重要です。

これまでも進めてきた、地域のつながりや支え合う関係の構築を基本に、誰かが困っていても「ほっとかへん。」、自分が困っていても「ほっとかれへん。」河内長野市を目指して、「つながり・支えあいがひろがる河内長野 ～「ほっとかへん。」をめざしたまちづくり～」を基本理念として掲げ、取り組みを進めていきます。

(2) 目指す姿

大人も子どもも、障がいがあってもなくても、日本人でも外国人でも、地域に暮らすすべての人がつながり、支え合いながら笑顔で暮らせるよう、以下の3つの地域社会の実現を目指し、基本目標として掲げます。

① 孤立をつくらない地域社会

誰も取り残さないネットワークを構築するとともに、孤立する人を生まない地域社会を目指します。

② つながり広がる地域社会

地域のつながる力を強化するとともに、多種多様なつながりが広がっていく地域社会を目指します。

③ 安心して暮らせる地域社会

地域ぐるみで連携した見守りのネットワークの充実を図るとともに、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指します。

5. 基本施策

(1) 孤立を生まないアプローチ

民生委員・児童委員や福祉委員など地域住民による見守り、声掛けなどの身近な支援から、福祉各分野の支援機関による専門的な支援までを重ね合わせることで、誰も取り残さないネットワークを構築します。さらに、地域社会から孤立している人を発見、寄り添うことで地域とつなぎ、孤立する人を生まない地域社会を目指します。

【参考指標】

- ・重層的支援体制整備事業による連携進捗率（支援機関に対するアンケート評価）
現状値（R7）：88.2% 目標値（R12）：90.0%
- ・民生委員・児童委員充足率
現状値（R7）：83.7% 目標値（R12）：90.0%
- ・心配事や愚痴を聞いてくれる人がいる市民の割合
現状値（R7）：91.2% 目標値（R12）：95.0%＜※調整中＞
- ・成年後見制度の認知度
現状値（R6）：56.1% 目標値（R12）：75.0%

孤立を生まないアプローチ	
<p>①相談支援の充実</p> <p>高齢、こども、障がい、生活困窮をはじめとした各種相談の充実を図るとともに、分野間の連携を強化することで、包括的な相談支援体制の構築を進めます。</p> <p>・コア会議などによる、各分野共通の相談支援に関する課題解決策の検討</p>	■
<p>②民生委員や福祉委員などによる身近な支援</p> <p>民生委員・児童委員や福祉委員など身近な支援者による見守りや訪問活動を支援し、地域で孤立してしまった人の発見や、孤立の防止を進めます。また、サロンの開催や各種イベントなどを通じて、普段からのつながりづくりを促進します。</p> <p>・民生委員児童委員協議会への支援、民生委員の定員充足</p> <p>・地区（校区）福祉委員会への支援</p>	
<p>③地域の支援者と専門職による連携</p> <p>民生委員・児童委員や福祉委員、保護司など地域の支援者と福祉の専門職の連携により、地域生活課題の早期発見・把握、早期対応を進められる体制づくりを進めます。</p> <p>・連携研修会やレビュー会議による顔の見える関係づくり、連携促進</p>	■

<p>④権利擁護の推進</p> <p>認知症や障がいにより判断能力が十分でない状態であっても、日常生活で不利益を被ることなく、自分らしい生活を送ることができるよう権利擁護の取り組みを推進します。【成年後見利用促進計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後見支援センターを中心としたワーキング会議での情報共有、課題検討 また、こども、高齢者、障がい者などへの虐待やDVなどの暴力を防止するため、相談・通報窓口の周知を進め、関係機関・団体と連携しながら相談支援体制の充実を図ります。 ・要保護児童対策地域協議会などによる虐待の緊急性の判断や対応方針の決定 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto;">成</div>
<p>⑤専門職による伴走支援と社会参加支援</p> <p>必要な人に必要な情報やサービスが届くよう、自ら相談しない、できない人に対して、伴走支援を行います。また、その人を取り囲む環境の改善を目指し、家族や地域への支援も併せて行います。さらに、必要に応じて関係機関や地域の団体などにつなぐなど、支援対象者一人ひとりに対応した社会参加を促します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ等を通じた継続的支援 ・就労や地域活動へつなぐ参加支援 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto;">重</div>
<p>⑥分野を越えた連携ができる体制づくり</p> <p>誰もが安心して共生できる地域社会の実現に向け、福祉分野だけでなく、商業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、交通、都市計画など分野を越えて連携し、地域経済・社会全体の中で、「人」「モノ」「お金」と「思い」が循環し、相互に支える、支えられる関係づくりを進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HOT ネット相談員の配置による連携強化 ・HOT ネット運用による課題解決 ・重層的支援体制整備事業による福祉分野を越えた多分野での連携、地域づくりの促進 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto;">重</div>

※各施策のアイコンについて

- 重

 重層的支援体制整備事業実施計画にも位置付けられる取り組み
- 成

 成年後見制度利用促進計画にも位置付けられる取り組み
- 再

 再犯防止推進計画にも位置付けられる取り組み

(2) つながり続けるアプローチ

地域住民が主体となった支え合い活動を支援することで、地域でのつながりを強化します。また、こどもから高齢者まで多世代の地域住民に加え、地域で活動している多様な団体、社会福祉法人、民間企業などあらゆる主体が出合い、多種多様なつながりが広がっていく地域社会を目指します。

【参考指標】

- ・地域生活課題の解決に向けた話し合いの場の年間開催回数
現状値 (R7) : 26 回 目標値 (R12) : 26 回
- ・複合型生活支援サービス事業補助金交付団体数
現状値 (R7) : 7 団体 目標値 (R12) : 10 団体
- ・居場所の数
現状値 (R7) : 120 目標値 (R12) : 150 <※調整中>
- ・福祉活動に関する啓発の回数
現状値 (R6) : 68 回 目標値 (R12) : 70 回
- ・まわりの人が困っていたら手助けする市民の割合
現状値 (R6) : 69.8% 目標値 (R12) : 80.0% <※調整中>
- ・市民の社会活動への参加率
現状値 (R7) : 95.9% 目標値 (R12) : 96.0%

つながり続けるアプローチ	
<p>①つながる機会づくり</p> <p>地域住民が主体となった多様な居場所づくり、ゆるやかな見守り活動、生活支援や移動支援などの支え合い活動を支援し、地域でのつながりを強化します。</p> <p>また、多様な地域活動やボランティア活動を支援し、より多くの人々が社会参加できるきっかけづくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域パートナー（兼生活支援コーディネーター）の配置による地域活動支援 ・ボランティア・市民活動センターによるコーディネート機能の充実 	■
<p>②多様な主体の連携促進</p> <p>地域活動を実践している各種団体や、社会福祉法人、民間企業などあらゆる主体が連携し、地域生活課題の解決に向けた活動展開につながるよう、地域ごとに多様な主体が出会い、話し合える機会を創出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活課題の解決に向けた話し合いの場の開催 	■
<p>③つながる人材の育成</p> <p>誰もが地域の課題に対する関心を持ち、さまざまな形で地域活動に携われるよう情報提供や学習の機会を提供します。また、福祉と人権の意識を身につけられるよう、部落問題やインターネット上の人権侵害を始めとしたあらゆる差別を許さない地域社会に向けた意識啓発や教育を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発と教育の実施 ・各種講座やボランティア体験、職場体験の推進 ・福祉学習プログラムの実施 	

(3) もしもに備えたアプローチ

災害などの緊急時にも取り残される人がいないよう、また、子どもや高齢者が犯罪や事故に巻き込まれることのないよう、地域ぐるみで連携した見守りのネットワークの充実を図ります。日頃の見守り体制の強化と防犯・防災対策を充実することで、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指します。

【参考指標】

- ・自主防災組織化率

現状値 (R6) : 68.2% 目標値 (R12) : 100.0%

もしもに備えたアプローチ	
<p>①防災対策</p> <p>災害などの緊急時にも一人暮らしの高齢者や障がい者の安全が確保されるよう、日常的な見守り活動を推進します。また、一人で避難が難しい人に対して個別避難計画を策定し、いざという時の避難方法を確立します。さらに、引き続き自主防災組織や災害ボランティアの養成・支援を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時緊急時対策の充実 	
<p>②防犯対策</p> <p>防犯協議会をはじめとする地域の自主的な防犯活動を支援するとともに、消費生活センターにおいて、消費者被害防止と相談支援体制の充実を図ります。また、警察と連携し、特殊詐欺の被害防止に取り組みます。</p> <p>さらに、保護司会や更生保護女性会の活動を支援し、非行・犯罪、再犯防止と社会復帰を進めます。また、保健・福祉・医療などの各種サービスが必要な人に行き届くよう支援することで犯罪を防止するとともに、立ち直り、自立に向けた支援を進めます。【再犯防止推進計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の防犯活動や見守り活動の充実 ・消費者被害防止の啓発と相談体制の充実 ・特殊詐欺被害防止のための啓発や自動通話録音装置の無償貸与 ・再犯防止の推進 	再

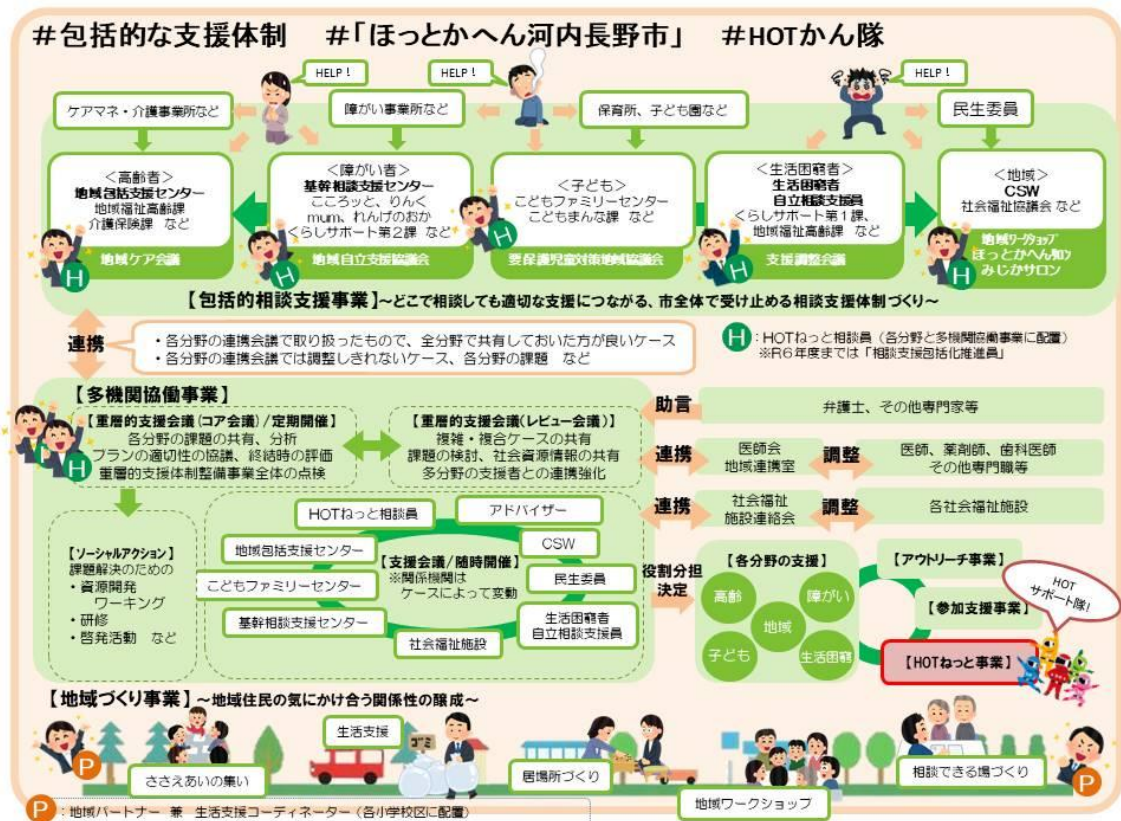
6. 重層的支援体制整備事業実施計画について

(1) 重層事業の概要

重層事業は、生活の中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応えるものとして創設された事業になります。こうした困難や生きづらさは個々人で大きく異なるため、どのような困難や生きづらさでも支援の対象となりうるという前提で、すべての人々のための仕組みとしています。

本市では、包括的相談支援事業(断らない相談)、参加支援事業(社会とのつながりを支援)、地域づくり事業(地域住民の気にかける関係性の醸成)の3つの事業がそれぞれの役割を果たしつつ、互いに作用することを目指します。また、そのつながりや相互作用を促す役割として多機関協働事業を位置づけ、市全体として包括的な支援体制の構築を進めていきます。

■重層事業における包括的相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業のイメージ



(2) 包括的相談支援事業

高齢、障がい、子ども、生活困窮の各分野において、相談者の属性や相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、必要に応じて適切な相談支援機関につながります。

■実施体制

①設置形態

既存の分野ごとの主体(相談窓口)を活かしつつ、連携強化を図ることで、市全体で受け止める相談支援体制を構築します。

②提供体制

<包括的相談支援事業>

※法第106条の4第2項第1号のイからニまでに掲げる事業

分野	事業名	主体(委託の有無)
高齢者	地域包括支援センターの運営 (介護保険法第115条の45第2項第1～3号)	委託： 東部地域包括支援センター 中部地域包括支援センター 西部地域包括支援センター
障がい者	障害者相談支援事業 (障害者総合支援法第77条第1項第3号)	委託： 基幹相談支援センター
子ども	利用者支援事業(基本型、こども家庭センター型、妊婦等包括相談支援事業型) (子ども・子育て支援法第59条第1号)	直営： こどもファミリーセンター
生活困窮者	自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援法第3条第2項)	直営： 地域福祉高齢課

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複合化・複雑化した課題を抱えているために必要な支援が届いていない人の情報をキャッチし、本人やその家族に対して家庭訪問等による働きかけを行い、対象者と信頼関係を構築しながら必要な支援につながります。

■実施体制

※法第106条の4第2項第4号に掲げる事業

事業名	実施体制
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	【所管課】地域福祉高齢課 【実施主体】委託：河内長野市社会福祉協議会 【配置人数】6人(CSWと兼務)

(4) 参加支援事業

既存の社会参加に向けた事業では対応しきれない方に対して、社会とのつながりづくりを行うとともに、利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングや新たな支援メニューづくり、マッチング後の定着支援を行います。

■実施体制

※法第106条の4第2項第2号に掲げる事業

事業名	実施体制
参加支援事業	【所管課】地域福祉高齢課 【実施主体】委託：河内長野市社会福祉協議会 【拠点】1 【配置人数】6人(CSW業務と兼務)

(5) 地域づくり事業

高齢、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組みを活かしつつ、世代や属性を超えた交流や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、ニーズと取組みのマッチング等により地域における多様な主体による取組みのコーディネート等をおこないます。

■実施体制 ※法第106条の4第2項第3号のイからニまでに掲げる事業

事業名	実施体制
地域介護予防活動支援事業 (介護保険法第115条の45第1項第2号)	【所管課】介護保険課 【実施主体】一部委託 【内容】 ・地域の集いの場に健康運動指導士等の専門職を派遣し、介護予防教室及び地域での介護予防活動の継続を支

	<p>援するためのフォロー教室を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での自主的な介護予防体操の集いを支援するボランティアを養成する講座や連絡会兼ステップアップ講座を開催。 ・65歳以上の全市民を対象とした介護予防教室を開催。 ・週1回以上介護予防活動を行う地域の団体に対し、助成金を交付。 ・街かどデイハウスに補助金を交付。 ・65歳以上の高齢者に訪問による生活支援サービスを提供する団体に対し、補助金を交付。
<p>生活支援体制整備事業 (介護保険法第115条の45第2項第5号)</p>	<p>【所管課】地域福祉高齢課 【実施主体】委託:河内長野市社会福祉協議会 【内容】 高齢者の生活支援体制の整備を進めるため、市全域(第1層)に1人、各小学校区(第2層)に13人の生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の情報収集やマッチング、支え合い活動の支援や地域の関係機関との連携強化を実施。</p>
<p>地域活動支援センター機能強化事業 (障害者総合支援法第77条第1項第9号)</p>	<p>【所管課】くらしサポート第2課 【実施主体】委託:社会福祉法人 つばさの会 【内容】 主に精神障がい者を対象とし、相談支援専門員を配置するとともに、精神障がい者相談支援事業並びに創作的活動・生産活動の機会を提供する等の基礎的事業を実施。</p>
<p>地域子育て支援拠点事業 (子ども・子育て支援法第59条第9号)</p>	<p>【所管課】こどもファミリーセンター 【実施主体】直営2か所、委託4か所(社会福祉法人 川上会、社会福祉法人 たこう福祉会、NPO 法人人権教育啓発センターKEF、大阪いずみ市民生活協同組合) 【内容】 専門スタッフによる寄り添いや相談の場の提供、子育て情報の発信、育児講座の開催、一時預かり事業、主任児童委員との見守り訪問等を実施。</p>
<p>生活困窮者支援等のための 地域づくり支援事業</p>	<p>【所管課】地域福祉高齢課 【実施主体】委託:河内長野市社会福祉協議会</p>

	<p>【内容】 各小学校区に地域パートナーを13人配置し、地域住民による支え合いの活性化を図り、支援が必要な人と地域とのつながりを確保できる体制づくりを実施。</p>
--	--

(6) 多機関協働事業

各分野単独では対応が困難な複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例について、相談支援包括化推進員を中心として、重層的支援会議や支援会議を開催し、課題の解きほぐしや支援の方向性の整理、役割分担、地域課題の抽出や検討等をおこないます。協議した支援内容について支援プランを作成し、評価を行います。

また、重層事業の方向性の確認や実績報告、連携強化のための取組みとして、全体会と連携研修会を実施します。

■実施体制

※法第106条の4第2項第5号6号に掲げる事業

事業名	実施体制
多機関協働事業	<p>【所管課】地域福祉高齢課 【実施主体】直営＋一部委託：河内長野市社会福祉協議会 【拠点】2 【相談支援包括化推進員の配置人数】市職員5人、社会福祉協議会職員1人</p>

■関係機関連携について

全体会	<p>【内容】 重層事業について理解を深め、事業の方向性の確認と共通認識の形成を行うため、研修及び実績報告等を実施。 【開催頻度】年1回程度 【参加対象】 庁内部署の所属長及び実務者、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉委員会、後見支援センター、医師会連携室等</p>
連携研修会	<p>【内容】 庁内窓口部門の職員と支援機関との連携が円滑におこなえるよう、連携に関する研修やワーク等を実施。</p>

	<p>【開催頻度】年1回程度</p> <p>【参加対象】</p> <p>庁内窓口部門、庁内支援部門、地域の支援機関等</p>
--	--

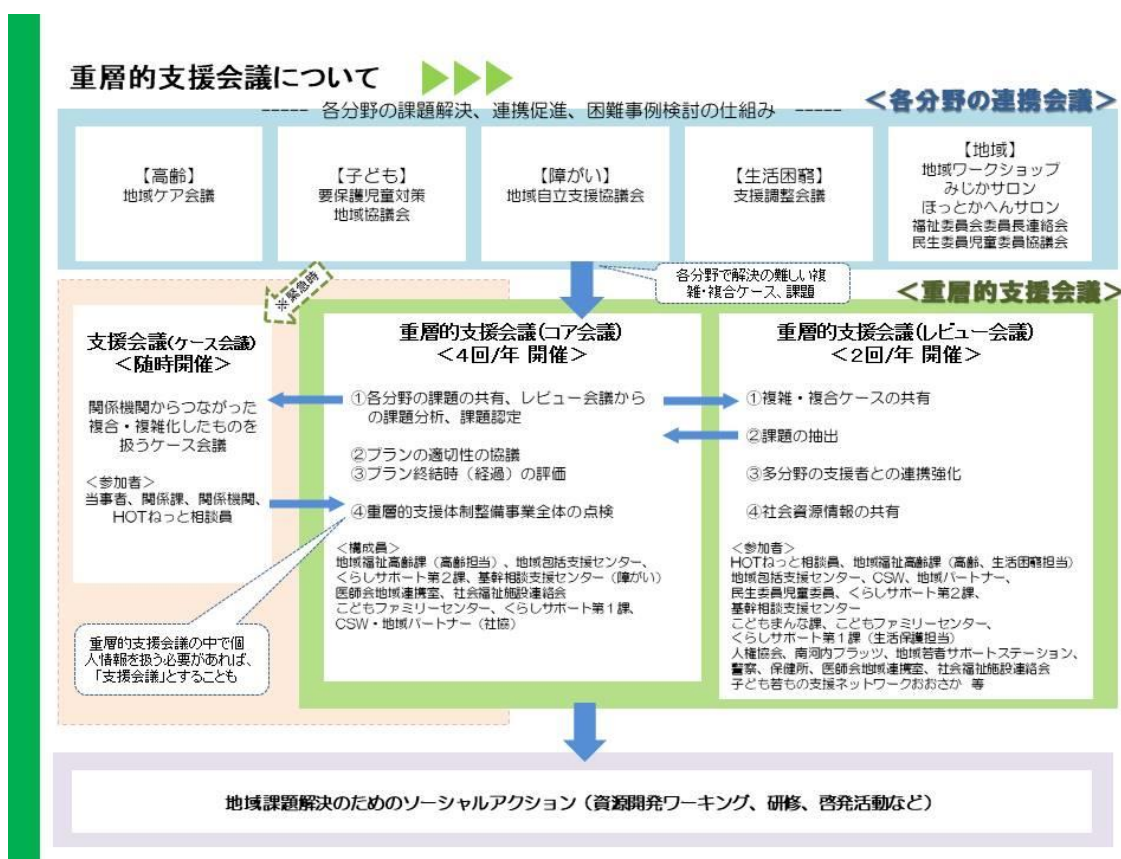
■ 重層的支援会議

複合多問題を抱えるケースについての協議やプランに関する協議、関係機関との情報共有、課題の検討等を行います。

<p>重層的支援会議 (コア会議)</p>	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢、障がい、子ども、生活困窮の各分野の課題の共有、分析、課題認定、対応検討等 ・多機関協働事業で取り扱うケースの協議 ・プランの適切性の協議 ・プラン終結時(経過)の評価 ・重層事業全体の点検 <p>【頻度】</p> <p>年4回程度</p> <p>【構成員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉高齢課 ・くらしサポート第2課 ・こどもファミリーセンター ・くらしサポート第1課 ・医師会連携室 ・地域包括支援センター ・基幹相談支援センター ・子ども子育て総合センター ・社会福祉施設連絡会 ・社会福祉協議会(CSW・地域パートナー)
<p>重層的支援会議 (レビュー会議)</p>	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多機関協働事業で取り扱ったケースの共有、課題の抽出 ・支援者同士の連携強化 ・社会資源情報の共有 <p>【頻度】</p> <p>年2回程度</p> <p>【参加者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉高齢課 ・くらしサポート第2課 ・こどもファミリーセンター ・くらしサポート第1課 ・社会福祉協議会(CSW・地域パートナー) ・地域包括支援センター ・基幹相談支援センター ・子ども子育て総合センター ・後見支援センター

	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員協議会 ・福祉委員 ・南河内プラッツ ・地域若者サポートステーション ・教育相談センター ・子ども若もの支援ネットワークおおさか ・社会福祉施設連絡会 ・医師会地域連携室 ・人権協会 ・保健所 ・警察 等
支援会議 (ケース会議)	<p>【内容】各関係機関からつながった複合化・複雑化したケースの検討。</p> <p>【開催頻度】随時</p> <p>【参加者】ケース検討に必要な機関</p>

■重層的支援会議イメージ

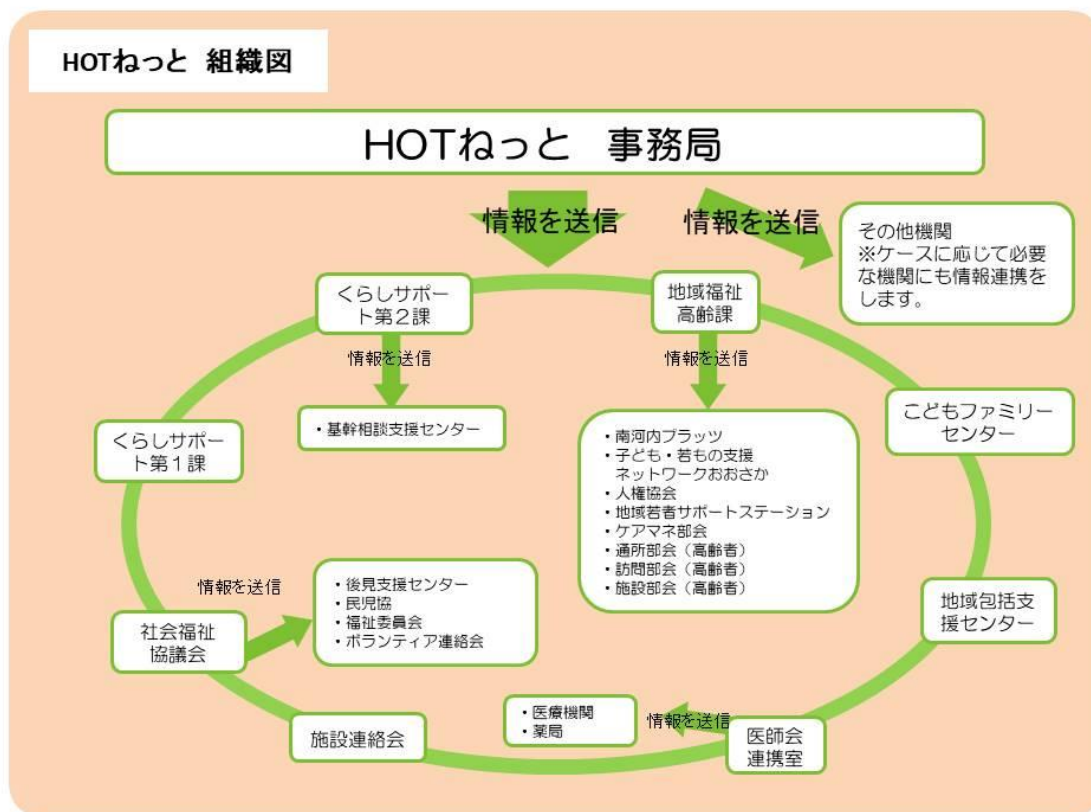


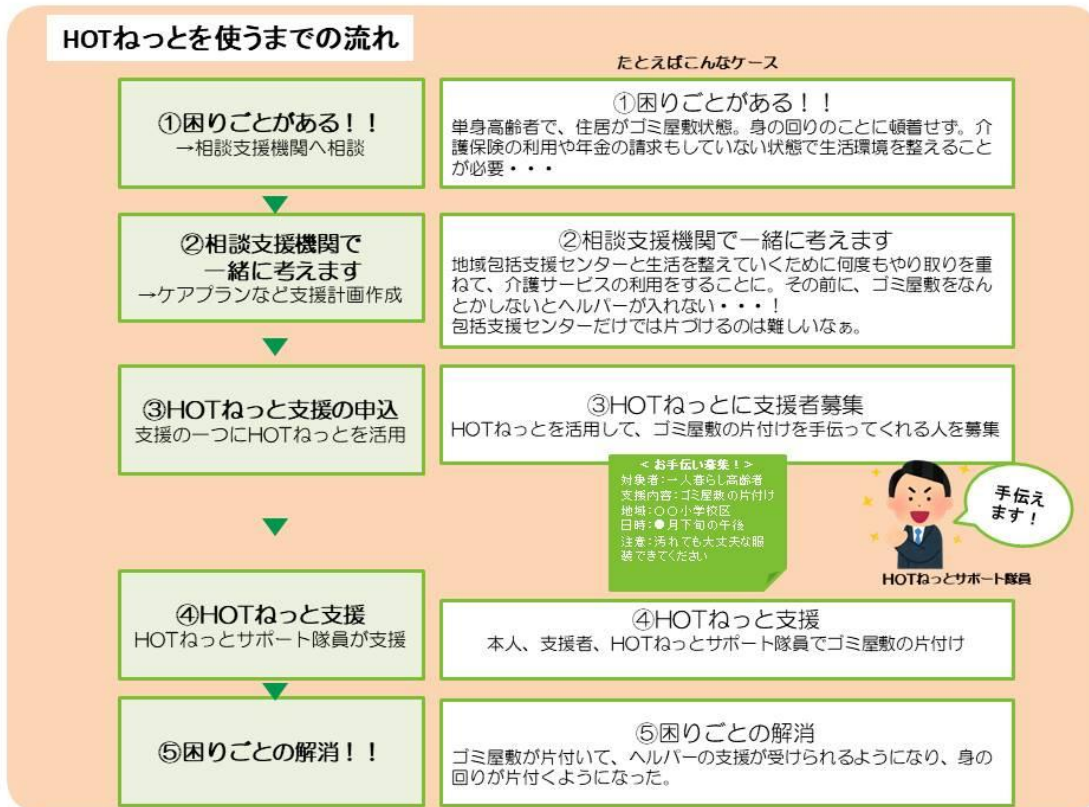
■HOTねっとについて

HOTねっととは、重層的支援会議(コア会議、レビュー会議)の中から出てきたたくさんの支援者の意見をもとに課題を抽出し、これまで支援者個人が必死に手を伸ばしてやってきた“業務外だけどやらないと仕方ないこと”を一個人でがんばるのではなく、いろんな立場の人達のネットワークを使って、できる人が、できるタイミングで、できることを、する仕組みです。

今後、この仕組みに参加する支援団体等を増やし、多様な支援者が互いに連携し合って、制

度の狭間のニーズ等に安心して対応できる体制の充実を目指します。





■評価について

効果的な事業実施のため、行政評価による各年度の評価に加え、定期的開催する重層的支援会議において、取り組み状況の共有や評価をおこない、適正な事業実施に努めます。また、重層事業そのものがソーシャルワークであると捉え、地域共生社会の実現に向けたソーシャルワークとしての機能が充足しているかの点検と、今後の方向性の検討を行います。

さらに、外部(学識経験者や関係団体など)の視点を取り入れるため、地域福祉推進協議会において地域福祉計画、地域福祉活動計画とともに本実施計画の評価を実施します。

7. 成年後見制度利用促進計画について

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で、ひとりで判断することに不安がある方は、財産管理(不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続きなど)や身上保護(介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結など)といった法律行為を一人で行うことが難しい場合があります。そのため、不利益な契約であることが分からないままに契約を結んでしまい、悪質商法などの被害にあうおそれもあります。

成年後見制度は、このような判断能力が不十分な方々の権利を守り、安心して暮らせるように支援する仕組みです。国が定めた「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案して、本市における成年後見制度の利用の促進に関する方針を本計画に定め、取り組んでいきます。

施策・事業	内 容
権利擁護の必要とする人の早期発見や本人の意思に基づく成年後見制度の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民や関係団体等に対して、成年後見制度の内容や相談窓口について周知・啓発を行うため、パンフレットの配布や研修会の開催等を実施し、制度を必要とする方やその家族が、自らの意思により制度の理解と活用を進められるよう支援します。 ・ 自治会や民生委員・児童委員等の地域関係者、行政機関、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等の相談支援機関、医療機関や金融機関等と、後見支援センター（中核機関）を中心としたチーム支援体制を構築し、本人や家族、本人の支援者が早期に相談や制度活用につながるよう支援します。
成年後見制度に関する相談支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職団体との連携を強化し、相談支援機関が専門的な助言を受けられる体制整備・強化に努めます。 ・ 親族後見人・市民後見人等が安心して活動できるよう、後見支援センターによる日常的な相談支援や、必要に応じた専門職への橋渡しを行います。 ・ 日常生活自立支援事業の活用を含めた支援策の検討や、成年後見制度への円滑な移行を図るため、後見支援センターと日常生活自立支援事業との連携を推進します。

<p>成年後見制度の利用促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉、行政、医療、専門職等の関係機関による地域連携ネットワークを構築し、「チーム支援」の推進や地域課題の共有・解決に向けた「協議会」を開催し、制度利用の促進を図ります。 ・本人や親族による後見申立てが困難または適切でない場合には、市長申立てを適切かつ迅速に行える体制整備に努めます。 ・低所得者に係る申立て手続き費用や後見人等の報酬費用の負担軽減方策について検討します。
<p>成年後見制度の担い手の育成・活躍支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人を養成し、フォローアップ研修や交流会を開催するなど、継続的な活動支援に取り組みます。 ・市民後見人にふさわしいケースを判断するため、家庭裁判所との連携や受任調整会議を開催し、積極的な市民後見人の受任を推進します。 ・地域課題やニーズに対応するため、簡単な意思決定支援など、新たな分野での市民後見人の活躍の場を検討します。

8. 再犯防止推進計画について

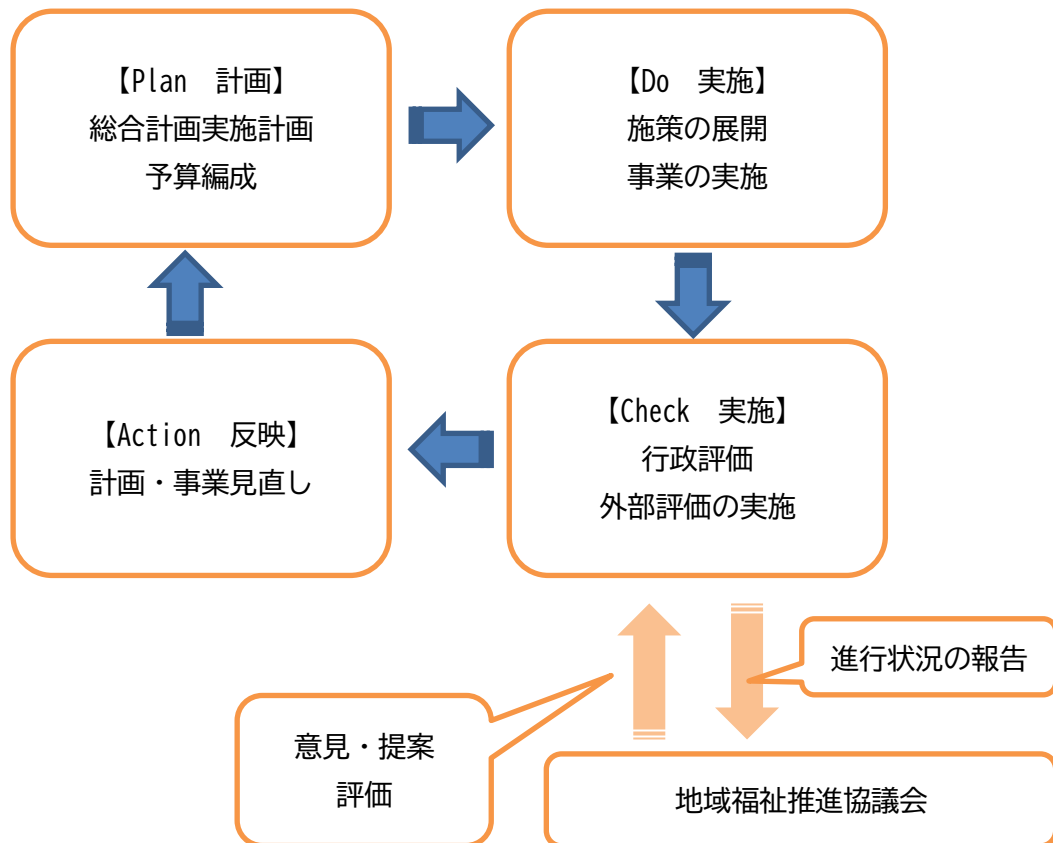
誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するためには、犯罪や非行の繰り返しを食い止める再犯防止対策を推進する必要があります。

犯罪や非行をした人たちが、地域社会で孤立することなく生活を送ることができるよう、再犯防止と社会復帰を進めるための本市における方針を本計画に定め、取り組んでいきます。

施策・事業	内 容
更生保護活動や啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保護司会や更生保護女性会の活動を支援し、非行・犯罪、再犯防止と社会復帰を進めます。 ・保護司が安全に活動できるよう、公共施設を面接場所として利用するための環境整備を行います。 ・犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」を推進します。
人権啓発と教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉と人権の意識を身につけられるよう、部落問題を始めとしたあらゆる差別を許さない地域社会に向けた意識啓発や教育を推進します。
保健医療・福祉的支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・福祉・医療などの各種サービスが必要な人に行き届くよう支援することで犯罪を防止するとともに、立ち直り、自立に向けた支援を進めます。
相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢、こども、障がい、生活困窮をはじめとした各種相談の充実を図るとともに、分野間の連携強化を進めることで、包括的な相談支援体制の構築を進めます。

9. 計画の進行管理について

本計画を効果的に推進するため、PDCA サイクルに基づく進行管理を行います。また、各年度における評価については、行政評価のほか外部（学識経験者や関係団体など）の視点を取り入れ、計画の実効性を確保します



10. 小学校区ごとの地域福祉活動目標

(1) 楠小学校区

■楠小学校区の地域福祉活動目標

- 1 つながり、学び合い、助け合う、多世代交流の輪を広げる
- 2 地域資源を活かし、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進める

■地域福祉活動目標を達成するために進める取り組み

(※この部分は現在実施している地域ワークショップの意見を踏まえて追記をします。
以下、他の小学校区も同様です。(8)千代田小学校区については完成版としていきますので、イメージの参考としてください。)

■楠小学校区の概要、データ

人口/世帯数/高齢化率	10,085人/5,130世帯/36.8% (R7.3)
交通条件・地理的条件	南海千代田駅、国道310号、近隣商業地、住宅地
観光資源・ 特産品・施設等	西・中高野街道、松林寺、盛松寺、テクルート、楠小学校、大阪暁光高等学校(私立)、大阪千代田短期大学附属幼稚園(私立)、おおさかちよだ保育園(私立)、ちづる保育園(私立)、老寿やすらぎ千代田公民館、あそび場「あきち」

■つながりを生み出すための工夫（計画策定ワークショップ意見）

取り組むポイント	具体的な取り組み・活動
活動の魅力を知ってもらうPR	チラシ・掲示板・SNS等での広報（保育園・学校・自治会回覧・公共施設等）/フェスタ・お祭り・映画上映会・講習会など、楽しく集えるイベントを開催/老人会や自治会にも積極的に参加してもらう/あきちの活動を広くPRし、見守りの様子を実際に見てもらう機会を増やす
参加しやすい“場”の提供	ゆっくりおしゃべりできるスペースづくり/公共性の高い集会所などで活動を実施/若い世代でも気軽に来られる内容（例：ピラティス、親子で映画会など）/高齢者には子どもと関わりたいという思いも。アクセスしやすい場所の確保が重要
関心や得意分野からつながる	子どもと高齢者が一緒にスマホ教室・昔遊び・スマホゲーム大会などで交流/映画会、文化教室、料理教室など多様なジャンルでの接点づくり/子ども会や保育園など既存の場を活用しながら地域に広げる/学生（短大・大学）や企業とも連携し、関係人口を増やす
幅広い層へのアプローチ	中高生や若者も運営に参加（掃除や企画などの役割づくり）/誰もが関心を持つ話題での講座・講習会を実施し、興味から参加へ/SNSや人のつながりを活かし、友人・知人への呼びかけも重要

■参加者を「活動する側」に巻き込む工夫（計画策定ワークショップ意見）

取り組むポイント	具体的な取り組み・活動
活動を通じた仲間づくり・雰囲気づくり	イベントでの声かけ・お手伝い依頼を通じて自然とつながる/最初に自己紹介ゲームをするなど、関係性づくりを意識する/一緒に活動し、達成感を共有できる場を増やす
活動することの魅力伝える	「人の役に立てた！」という実感を得られる仕組み/活動の内容・目的・やりがいを丁寧に伝える/楽しさを知ってもらう場を設ける（見学なども有効）
参加のハードルを下げる	家族の事情（足が悪い、心配など）に配慮し、近くでの開催・送迎の工夫/「ちょっと手伝う」レベルから参加できる仕掛け（例：お土産つきなど）/活動時間や頻度の調整（無理なく関わられるよう）
世代を超えた役割の設計	子育て世代や高齢者が活躍できる交流会・サロン/子ども⇒高齢者へスマホの使い方を教えるなど、相互の得意を活かす/高齢者が子どもを見守る・昔遊びを教える機会の創出

(2) 小山田小学校区

■小山田小学校区の地域福祉活動目標

- 1 気軽に集い、交流できる居場所を整備・運営し、多世代のつながりを促進する
- 2 地域資源を活用した支え合いの仕組みづくり

■地域福祉活動目標を達成するために進める取り組み

■小山田小学校区の概要、データ

人口/世帯数/高齢化率	7,574人/3,751世帯/37.1% (R7.3)
交通条件・地理的条件	大阪河内長野線(赤峰トンネル付近のみ)、住宅地、丘陵部、農用地
観光資源・特産品・施設等	住吉神社と馬駆神事、テクルート、小山田の桃・梨、寺ヶ池、小山田小学校、千代田台こども園(市立)、大阪千代田短期大学(私立)、キタバあやたホール、消防本部、障がい者福祉センターあかみね、学校給食センター、寺ヶ池公園、寺ヶ池公園プール・野球場・庭球場・ゲートボール場、荘園庭球場

■つながりを生み出すための工夫（計画策定ワークショップ意見）

取り組むポイント	具体的な取り組み・活動
挨拶や声かけから始める	校門や登下校中での自然な声かけ/散歩やゴミ出しの際に挨拶する習慣をつける/一人でいる人、静かな人にあえて声をかけに行く/自分から挨拶する“勇気”を持つ/ラジオ体操など、日常的な場での接点を活かす
地域の活動を“知らせる”工夫	各町の広報誌への掲載/掲示板やポスターの掲示/活動の主旨や意義を明確に伝える/回覧や直接の声かけを重ねて広報/「今日は何人来た？」など日常会話で関心を喚起
参加のきっかけづくり	庭の手入れの時間をきっかけに集う/集会所を開放し、立ち寄れる場を作る/見学会を実施し、まず“見てもらう”/災害をイメージできる内容をきっかけに/子どもや女性、高齢者、障がいのある方にも声かけ
参加しやすい環境整備	本や音楽を楽しめる場を住宅街の公園などに設ける/気軽に休める・やすらげる場所をつくる/集まれる場に“こんにちは”と立ち寄れる雰囲気

■参加者を「活動する側」に巻き込む工夫（計画策定ワークショップ意見）

取り組むポイント	具体的な取り組み・活動
活動に対して興味をもってもらおう	イベント紹介から興味を引き出す/朝の挨拶運動や昆虫探しなど、子どもと楽しめる内容に/生き物、木花の観察や自然体験/宝さがし・泥あそび・かけっこなど遊びを取り入れる
役割を持つことの意義を伝える	活動内容を明確にしておく/適材適所での役割分担/チラシ配布やポスター掲示など、小さな仕事を依頼/経験者にリーダーになってもらう/活動時の感想や成果を“見える化”して共有
自分らしさを活かす・楽しさを感じる	好きなこと・得意なことを軸に活動を提案/野菜や果物などの物々交換/生きがいやボケ防止としての意義を伝える/飲み会や「一緒に汗をかく」活動/負担を分け合いながら「たのしい！」を共有

(3) 長野小学校区

■長野小学校区の地域福祉活動目標

- 1 「つながり」を育み、安心して暮らせる地域へ
- 2 「継続」を大切に、未来へつなぐ地域の創造に

■地域福祉活動目標を達成するために進める取り組み

■長野小学校区の概要、データ

人口/世帯数/高齢化率	13,847人/6,891世帯/31.8% (R7.3)
交通条件・地理的条件	南海・近鉄河内長野駅、国道310号、大阪外環状線、国道170号、国道371号、中心商業地、住宅地
観光資源・ 特産品・施設等	高野街道（酒蔵通り）、つまようじ資料室、長野神社、西代神社と西代神楽、テクルート、地酒（天野酒）、つまようじ、大阪産料理「天空」、長野小学校、長野中学校、子ども・子育て総合センター、長野高等学校（府立）、錦溪幼稚園（私立）、清教学園幼稚園（私立）、長野こども学園（私立）、聖愛保育園（私立）、河内長野市役所、ノバティながの、奥河内さくら公園、ラブリーホール（文化会館）、キックス（市民交流センター、河内長野市立図書館 Supported byTONE）、武道館、ノバティホール、河内長野市観光案内所「モックルステーション」「モックルテラス」、河内長野荘、職業安定所、河内長野警察、河内長野市資源選別作業所（公設ごみステーション）

■つながりを生み出すための工夫（計画策定ワークショップ意見）

取り組むポイント	具体的な取り組み・活動
声掛け・誘い合い	引っ越してきた人に個別に声をかける/顔見知りや友人を通じて誘う/家族ぐるみの参加/子どもを通じて保護者同士の交流を促す/委員が前に出て近所との関わりを作る
こどもや行事をきっかけにする	子どもが中心になるイベント（例：子どもと一緒にできる行事）高齢者が孫・息子を行事に誘って一緒に参加/子ども会がない地区でも個別に声かけを工夫する/地域行事と福祉活動をリンクさせて興味を引く
地域資源・関係づくりを活かす	自治会館など身近な場所での交流の場づくり/近所づきあい・挨拶を大切に/空間（サロン・楽しいお茶会など）ときっかけをセットに
情報表示発信の強化	回覧板、チラシ、ポスティングなどで周知/活動の意義（例：子どもの安全、地域の絆）を明確に伝える/実際に参加した人の声やエピソードを紹介/広報誌や掲示板での継続的なアピール/SNS、LINE、学校の広報誌など複数チャンネルで発信
仕組み・制度面の工夫	自治会の仕組みを活かしながら働きかけ/活動費や保険など市役所負担の工夫/ニーズ調査を行い、必要とされる活動を把握

■参加者を「活動する側」に巻き込む工夫（計画策定ワークショップ意見）

取り組むポイント	具体的な取り組み・活動
自分らしく関われる場づくり	得意なこと・興味に合った役割を用意（例：料理、絵、ポスター、調理、誘導など）/自分のペース・時間・能力に応じた「できること」だけでOK という姿勢/常に一緒に活動できる仲間・お茶会などの場で横のつながりをつくる
働きかけの工夫	丁寧な説明や「一本釣り」で個別に依頼/参加した人には「次も来て」と声かけや問いかけを/「楽しかった」「人の役に立てた」など成功体験を共有する
地域資源・組織の活用	保存会にイベント仕切りを依頼し、隣地区にも声かけ/通学路沿いの事業者にPRや参加協力を依頼/学校や中学校との連携、学生ボランティアの受け入れ
負担と役割のバランス	費用負担の仕組み（保険や会館利用経費）への対応/自治会役員への報酬・税制支援など動機づけ

(4) 天野小学校区

■天野小学校区の地域福祉活動目標

- 1 顔の見える関係を育み、誰もが気軽に集い交流できる地域をつくる
- 2 身近な困りごとに関心を持ち、多様な主体で支え合う仕組みをつくる

■地域福祉活動目標を達成するために進める取り組み

■天野小学校区の概要、データ

人口/世帯数/高齢化率	4,132人/2,098世帯/47.5% (R7.3)
交通条件・地理的条件	大阪外環状線、国道170号、住宅地、農用地、丘陵地、山林地
観光資源・ 特産品・施設等	天野街道、関西サイクルスポーツセンター、河内長野ユースホテル、天野山ゴルフ場、すだれ資料館、天野山金剛寺、monzen、青賀原神社、奥河内天野キャンプの森(天野山地区)、テクルート、天野小学校、西中学校、長野台幼稚園(私立)、あまのこどもえん(私立)、天野公民館、市営斎場「金剛靈殿」、天野少年球技場、下里総合運動場、下里運動公園

■つながりを生み出すための工夫（計画策定ワークショップ意見）

取り組むポイント	具体的な取り組み・活動
情報の届け方の工夫	LINE、ホームページ、電子回覧板、ポスター、掲示板、案内状などを活用/回覧板や自治会広報でこまめに発信/自治会と連携し、広く知らせる体制をつくる/住民ニーズや希望テーマをアンケートで把握・募集
気軽に参加できる雰囲気づくり	声かけ・あいさつ・信頼関係づくりを日常から/子ども・孫・友人などを誘いやすい雰囲気づくり/年齢に関係なく話せる「おしゃべりの場」を用意/無料や送迎付きなどの配慮
魅力あるイベントの実施	ゲーム、歌、運動、カフェ、料理教室、夜店、ダンス、eスポーツ、カラオケ大会など/子どもと親と一緒に楽しめる企画/交通の便や生活課題など地域性に合ったテーマ設定/フリーマーケット、古本バザーなど気軽に立ち寄れる場/地域清掃など身近な活動を通じて交流
仕組みや制度の工夫	参加ポイント制の導入（景品など）/子ども食堂の名称変更やイメージ改善/担い手育成、地域活動の“見える化”/全世代に共通するテーマの設定と発信

■参加者を「活動する側」に巻き込む工夫（計画策定ワークショップ意見）

取り組むポイント	具体的な取り組み・活動
役割を持つ仕組み	簡単な作業でも任せることで関われるようにする/配膳や運搬など、軽い関わりから始められる場を用意/役割分担を明確にし、自覚を促す
若者世代の巻き込み	有償ボランティアとして大学生や若い人を参画させる/若者にテーマ設定や企画を任せ、意見を取り入れる/現役世代に向けた広報や居心地の良い場づくり
継続につながる仕掛け	楽しみにできるメニューや活動内容を企画/“楽しく集まれる場”の創出/実施風景を公開・発信
共感や課題解決への参加	地域課題（悩み・交通など）を皆で考える場をつくる/同世代以外にも声をかけ、対話の輪を広げる/推し活などの興味関心をテーマに企画する

(5) 南花台小学校区

■南花台小学校区の地域福祉活動目標

- 1 多世代がつながる・ささえ合う「南花台コミュニティ」を育む
- 2 誰もが「できること」で活躍できる場をつくる

■地域福祉活動目標を達成するために進める取り組み

■南花台小学校区の概要、データ

人口/世帯数/高齢化率	6,686人/3,330世帯/47.5% (R7.3)
交通条件・地理的条件	国道371号バイパス、住宅地
観光資源・ 特産品・施設等	南花台小学校、南花台中学校、おしお幼稚園（私立）、みのりこども園（私立）、錦秀会看護専門学校（私立）、南花台公民館、消防署南出張所、コノミヤテラス

■つながりを生み出すための工夫（計画策定ワークショップ意見）

取り組むポイント	具体的な取り組み・活動
情報発信・広報の工夫	インスタグラム、LINE、メール、掲示板などを使った情報発信/SNS や口コミを活用して若い世代にも届くようにする/ポスターのコンクールやスーパーでの展示・投票で関心を高める/イベントの内容や楽しさを事前にしっかり伝える/「活動している全員が営業部長！」の気持ちで、知り合いに声をかける
イベントをきっかけにした参加の仕掛け	ふれあい盆踊り、防災運動会、マルシェ、放課後の子どもイベントなど/子どもも親も楽しめる仕掛け（ジュース・ソーダの日、相撲やヒーローショー）/景品・参加賞（Switch、お買い物券、防災グッズなど）による関心喚起/小さな会を積み重ねて、大きなつながりにしていく工夫
居場所や空間の工夫	カフェ風の内装、アートピースづくり、かわいい空間演出/放課後子ども教室や学校の空き教室などを活用した安心な居場所づくり/空き家や集会所を活用し、世代を問わず集える場所を整備/テーブルだけのオープンスペースや、図書館のような場所も候補に

■参加者を「活動する側」に巻き込む工夫（計画策定ワークショップ意見）

取り組むポイント	具体的な取り組み・活動
“まず一緒にやってみる”ための工夫	「この日人が足らんねん」と声をかけて、まず1回来てもらおう/ポスター貼りなど小さな作業から始めてもらう/活動場所でのちょっとした雑談を通じて誘う/友達と一緒に来やすい/“ねずみ講”的に仲間を広げていく/楽しさや雰囲気を大事にする/楽しく活動している姿を見せて、「それ、やってみたい」と思わせる/責任が重い役は敬遠されがちなので、気軽に手伝える雰囲気をつくる/「楽しい活動が一番」「しんどいのはイヤ」という声に応える運営を/一緒に作る・考える体験ができるような仕掛け（例：防災運動会、火起こし競争）/やりがいと達成感の共有/自分の得意分野を活かせるような役割分担/「声が市に届く」「地域に反映される」実感を持ってもらう/週1回の活動でも価値があると伝える/標語や俳句・絵のコンクールなど、成果が見える形の工夫も有効/多世代・多様な関わり方の推進/子どもと高齢者の交流、親子チームによるイベント参加/学生アルバイトの募集や、親世代・保護者・自治会との協力/地域で「役割を持つこと＝誇り」となるような仕組みづくり

(6) 高向小学校区

■高向小学校区の地域福祉活動目標

- 1 多世代が交流し互いに支えあい心豊かな地域社会をめざす
- 2 地域資源をいかし、ともに創りあげる地域を育む

■地域福祉活動目標を達成するために進める取り組み

■高向小学校区の概要、データ

人口/世帯数/高齢化率	3,642人/1,775世帯/45.6% (R7.3)
交通条件・地理的条件	大阪外環状線、国道170号、住宅地、農用地、丘陵地、山林地
観光資源・ 特産品・施設等	自然休養村滝畑湖畔観光・光滝寺キャンプ場、高向神社、天神社、光滝寺、日野地区獅子舞、岩湧山のカヤ場、滝畑四十八滝、府立花の文化園、滝畑ダム、ダイヤモンドトレール、テクルート、高向小学校、高向こども園（私立）、みのでホール、高向公民館、道の駅「奥河内くろまろの郷」（地域活性・交流拠点）、ふるさと歴史学習館、木根館（林業総合センター）、滝畑ふるさと文化財の森センター、南河内環境事業組合第2清掃工場

■つながりを生み出すための工夫（計画策定ワークショップ意見）

取り組むポイント	具体的な取り組み・活動
声かけ・誘い合いの工夫	しつこいくらいの声かけ、ポストインを繰り返す/自治会や常会を通じた案内/噂話や口コミで話題にする
世代を超えたイベントの企画	地域掃除に「宝探し」を組み合わせ子どもも楽しめる工夫/昔の遊び（竹とんぼ、水鉄砲）、伝統食づくり、カラオケ大会など/川遊び、昆虫採集大会、遠足的な多世代交流イベント
楽しさ・わかりやすさの演出	ポスターや回覧で「楽しさが伝わる」案内/イベントの目的や日時を明確に周知/子ども向けイベントは学校での広報も活用
居場所・集まれる場の工夫	空き家の活用、予約不要で来られる公園や集会所/夏休みの自習室、自由研究の場としての開放/子ども食堂、クーリングシェルター的な居場所
防災訓練×イベント	防災訓練をお祭りや子ども向けイベントと一体化して実施/参加者に防災グッズを配布、体験型にして興味を引く/消防車の展示・体験、炊き出し、地震・火災テーマの教室など

■参加者を「活動する側」に巻き込む工夫（計画策定ワークショップ意見）

取り組むポイント	具体的な取り組み・活動
小さな役割の提示	まずは小さなことから、「少しの役割」を担当してもらおう/昆虫採集など得意な人がリーダー的に関わる
活動のきっかけづくり	PTA や地域団体への声かけ、子どもを通じた親へのアプローチ/SNS や口コミでの情報共有/Instagram等の活用
地域の人材発掘	昔の話ができる人、「〇〇名人」などの登場/有資格者や法人（事業所）の特性を活かす/自衛隊・警察との連携
多世代・多様な形での関わり方	子ども食堂に高齢者が調理で参加/小さい班での活動にして、全員に目が届く形/グランドゴルフや盆踊りでの世代間交流
継続的な参加の工夫	楽しいと感じた子どもが親を誘う仕組み/防災訓練後の振り返り講座やイベント/わかりやすく活動内容を共有し、募集をかける/頻度や関わり方を自由に設定できる柔軟さ

(7) 加賀田小学校区

■加賀田小学校区の地域福祉活動目標

- 1 多世代のつながりを深め、誰もが孤立しない地域づくり
- 2 住民一人ひとりの「困った」を支え合う仕組みづくり

■地域福祉活動目標を達成するために進める取り組み

■加賀田小学校区の概要、データ

人口/世帯数/高齢化率	5,941人/2,883世帯/43.3% (R7.3)
交通条件・地理的条件	国道371号、ふるさと農道、住宅地、丘陵部、山林地
観光資源・ 特産品・施設等	高野街道、伝大江時親邸跡、岩湧寺、加賀田神社、岩湧の森「四季彩館」、ダイヤモンドトレール、テクルート、加賀田小学校、奈良佐保短期大学附属河内長野幼稚園（私立）、加賀田公民館、衛生処理場

■つながりを生み出すための工夫（計画策定ワークショップ意見）

取り組むポイント	具体的な取り組み・活動
挨拶・笑顔の習慣づくり	知らない人でも、普段挨拶されない住民の方とも、笑顔で会釈・挨拶をする/子どもたちへの「挨拶の大切さ」の教/登校時などのあいさつ運動
活動のきっかけづくり	運動会や学校行事と連動して地域の会を開く/まず会を作り、チラシや配布物で知らせる/飲み会・カラオケ・映画など趣味を通じた集まり
世代や関心別の入り口を用意する	世代別の参加呼びかけ（30～50代への期待）/若い親世代向けの子育て講座/空き家対策や情報交換を通じた接点づくり
居場所・安心感のある場の工夫	送迎付きのサロンづくり/「とにかく声をかけ続ける」関係づくり/テーマ設定を工夫して話しやすい場にする

■参加者を「活動する側」に巻き込む工夫（計画策定ワークショップ意見）

取り組むポイント	具体的な取り組み・活動
活動の魅力や効果を実感してもらう	「挨拶すると気持ちいい」と伝える活動/市に声が届く、地域に反映されるという実感/楽しく元気に活動している人の姿が伝わると参加しやすい
できることから始められる工夫	支えての枠をこえて、得意分野を活かす・取り組みやすい内容から始める/ボランティアという言葉の見直し（参加のハードルを下げる）/映画会や調理など、役割を持って関われる機会を用意する
継続参加への仕掛け	定期的に同じテーマで話し合い、「いつも来てくれる人」を増やす/会員制（わくわくサロンなど）による継続の仕組み/負担の軽減・支援者任せにしない仕組みづくり
定期的に同じテーマで話し合い	“いつも来てくれる人”を増やす/会員制（わくわくサロンなど）による継続の仕組み/負担の軽減・支援者任せにしない仕組みづくり/こども食堂に高齢者が調理などで関わる/若い夫婦が魅力を感じる子育て支援施策の提案/孤独死を防ぐという地域の意志を共有する

(8) 千代田小学校区

■千代田小学校区の地域福祉活動目標

- 1 多世代交流の促進と居場所づくり
- 2 地域住民による支え合いの体制の構築

■地域福祉活動目標を達成するために進める取り組み

- ・既存の地域行事・活動を継続する。
- ・こども、子育て世代、高齢者など、多世代が同時に楽しめる機会を意図的に増やす。
- ・地域の外の団体、個人とも協力し、活動の幅を広げる連携づくりを推進する。

■千代田小学校区の概要、データ

人口/世帯数/高齢化率	15,040人/7,435世帯/29.8% (R7.3)
交通条件・地理的条件	南海千代田駅、近鉄汐の宮駅、国道310号、大阪外環状線、国道170号、近隣商業地、住宅地
観光資源・ 特産品・施設等	千代田神社、東高野街道、千代田小学校、千代田中学校、ひなぎく幼稚園（私立）、汐の宮こども園（私立）、柳風台こども園（私立）、老寿やすらぎ千代田公民館、消防署北出張所、保健センター、休日急病診療所、こどもファミリーセンター☆ゆめっく☆、大阪南医療センター、木戸東運動場

■つながりを生み出すための工夫（計画策定ワークショップ意見）

取り組むポイント	具体的な取り組み・活動
声をかける、つなぐ	普段から挨拶している人に声をかける/自分の同世代の人に声をかける 声かけや呼びかけを繰り返す（返事がなくても続ける）/まずは自分の情報を伝える、先に声をかける
きっかけを作る工夫	自宅でのお茶会・集会所でのお茶会/美味しいお茶菓子を用意する/草引きやイベントと抱き合わせで集まる機会をつくる/ワンドリンク制で地域のカフェを月1回借りて集まる/バラエティフェスタなど既存のイベントを活用
情報の届け方の工夫	回覧板・掲示板・ポスター・ポスティングで広報/防災情報を掲示し、関心を持ってもらう/自治会と協力して広く周知する
“集まる場所”を整える	みんなが通る公園で習慣づける/出会える場所・居場所をつくる（集会所など）/自治会員で当番制を取り入れる/共通の活動（例：ゴミ出し）を通じてつながる

■参加者を「活動する側」に巻き込む工夫（計画策定ワークショップ意見）

取り組むポイント	具体的な取り組み・活動
身近なつながりを活かす	知り合いから引き込む、口コミで広げる/子どもも巻き込む（防災などをテーマに）/日頃の付き合いを大事にし、自然と活動へつなげる/地域の中での“立ち寄れる場”を増やす
“できること”から始める	食事会やお茶のみにまず来てもらう/何をしてほしいか・どんなことが苦手かを聞き出す/物々交換（野菜など）で参加しやすくする/防災フェスや地車祭りなど身近な行事に誘う
楽しさ、メリットの提示	ポイント制やスタンプラリーの導入/役割を押し付けるのではなく、楽しく関われる工夫/寸劇風にして、出演する楽しみを作る/「役が当たると嫌」という意識を変えるような仕掛け

(9) 石仏小学校区

■石仏小学校区の地域福祉活動目標

- 1 ふれあいの輪を広げ、誰もが安心して過ごせる居場所づくり
- 2 地域資源を活かし、未来世代を育む支え合いの仕組み

■地域福祉活動目標を達成するために進める取り組み

■石仏小学校区の概要、データ

人口/世帯数/高齢化率	5,001人/2,395世帯/40.3% (R7.3)
交通条件・地理的条件	南海美加の台駅、国道371号、国道371号バイパス、住宅地、丘陵地、山林地
観光資源・特産品・施設等	高野街道、石仏寺、加賀田神社、庚申堂、石仏城跡、左近城跡、弘法大師の井戸（石仏寺付近）、惣代の棚田、石仏小学校、加賀田中学校、勝山愛和青葉台幼稚園（私立）

■つながりを生み出すための工夫（計画策定ワークショップ意見）

取り組むポイント	具体的な取り組み・活動
世代を超えて楽しく集まれるイベントづくり	四季の草花をテーマに、場所を決めてイベントを開催/ハロウィン、カラオケ、将棋、カブトムシ観察など、子どもや高齢者が楽しめる内容/サマーフェスティバル、移動販売・図書館などの充実を求める声もあり
情報発信・周知の工夫	回覧板やポスター、チラシ、掲示板の活用/掲示場所や方法を工夫し、見てもらえる・届く情報にする/学校・保育所の掲示や子どもを通じた声かけも有効
誰もが参加しやすい場づくり	活動内容を見直し、敷居を下げる/高齢者・体力が弱い人のペースに合わせた企画や移動支援/空き家や公園などのスペースを活用した「居場所づくり」/空き家カフェやお茶会、管理と清掃を兼ねた集まりも提案/防犯・庭木管理などの地域課題も共有して、集まる理由にする

■参加者を「活動する側」に巻き込む工夫（計画策定ワークショップ意見）

取り組むポイント	具体的な取り組み・活動
楽しく・無理なく関わられる工夫	行き先を提案してもらい、先導を交代するなど、主体性を促す/活動時間を30分や1時間に設定し、参加しやすく/自分の「得意なこと」を活かせる場を用意する（例：料理、子どもの宿題支援）
活動内容の見える化・アピール	活動内容を周知する工夫（チラシ、ポスター、資料づくり）/福祉委員会の枠にとらわれず、地域のいろんな人に知らせる/防災や見守りなど、「命に関わる大事なこと」としての認識共有
ゆるく・多様につながる仕組み	隣近所や小学校行事など、既存のつながりを活かす/ゆるやかな関わり方を認める（強制しない）/若い人たちにも「できる範囲で参加」してもらえるような設計/少額でもお金を徴収することで“責任感”や“主体性”につなげる提案

(10) 三日市小学校区

■三日市小学校区の地域福祉活動目標

- 1 多世代が交流し、学び合い、共に成長できる地域共育の推進
- 2 地域資源を活かし、気軽に集える居場所づくりを検討する

■地域福祉活動目標を達成するために進める取り組み

■三日市小学校区の概要、データ

人口/世帯数/高齢化率	10,821人/4,863世帯/27.8% (R7.3)
交通条件・地理的条件	南海三日市町駅、国道371号、近隣商業地、住宅地
観光資源・ 特産品・施設等	高野街道（三日市宿）、旧三日市交番、烏帽子形八幡神社、 烏帽子形城跡、テクルート、三日市小学校、子ども教育支援 センター、学びの多様化教室、大典保育園（私立）、フォレ スト三日市、三日市市民ホール、三日市公民館、イズミヤゆ いテラス、烏帽子形公園、河内長野郵便局

■つながりを生み出すための工夫（計画策定ワークショップ意見）

取り組むポイント	具体的な取り組み・活動
情報をしっかり届ける	広報誌・回覧板・チラシ・掲示での告知/TV や SNS、LINE などの媒体を使い分ける/役職のある人だけでなく各地域の福祉委員や地域住民、転入者・自治会未加入者にも情報が届く工夫
防災をテーマに興味を引く	南海トラフなどの危機意識を促す情報共有/防災用品展や消防署の講演、防災拠点ツアーの実施/避難訓練と組み合わせた地域交流
多世代が関われる行事を用意する	祭り・カラオケ・犬の散歩・カフェなど多様な入口/子ども対象イベントから家族を巻き込む形に/年齢・自治会加入に関係なく参加できる行事設計
親しみやすい場と誘い方	知り合いに声をかけて一緒に行く/「まずは挨拶・自己紹介」から始める雰囲気づくり/地域の魅力やインセンティブの紹介

■参加者を「活動する側」に巻き込む工夫（計画策定ワークショップ意見）

取り組むポイント	具体的な取り組み・活動
楽しく、意味ある活動として伝える	「ふれあい」の意味づけを明確にする/アットホームな雰囲気、楽しいけれど負担にならない設計/参加者が自分の体験を語れる場にする
役割・役目を用意して巻き込む	キーパーソンの明確化とアプローチ/簡単な役を任せる、得意なことを活かす/小中 PTA や子ども会との連携で役割をつくる
継続参加への仕掛け	スタンプカードで景品付与/相談や世間話ができる日常的な関係づくり/訓練や行事の中で自然に分担を体験してもらう
多人間関係をベースにした参加促進	プレッシャーを与えず、相手に合わせて関わる/日常的に相談にのる、仲間づくりを促す/グループでやることを通じた行動変容

(11) 美加の台小学校区

■美加の台小学校区の地域福祉活動目標

- 1 助け合い・支えあい安心の広がるまちづくり
- 2 子どもを育みやすいまちづくり

■地域福祉活動目標を達成するために進める取り組み

■美加の台小学校区の概要、データ

人口/世帯数/高齢化率	6,467人/2,979世帯/41.9% (R7.3)
交通条件・地理的条件	南海美加の台駅、国道371号バイパス、住宅地
観光資源・ 特産品・施設等	興禅寺、赤坂上之山神社、テクルート、美加の台小学校、美加の台中学校、えびーく幼稚園(私立)、美加の台保育園(私立)、美加の台コミュニティルーム「さくら」、(仮)カナーテラス

■つながりを生み出すための工夫（計画策定ワークショップ意見）

取り組むポイント	具体的な取り組み・活動
情報の発信、共有の強化	チラシ・ポスター・回覧板・掲示板・LINE など多様な手段を併用/共通のホームページや「咲っく南花台」のような告知媒体/学校経由での情報提供（保護者宛の案内）
興味・関心を引く仕掛け	子ども参加型のカフェや、マジシャンなどの楽しい催し/食堂・カフェ・桜まつり・夏まつりなど季節イベントとの連携/「気軽さ」や「楽しさ」、「お得感」を感じられる内容に
集まりやすい環境づくり	常設の交流スペース・サロンの設置/送迎・移動支援の充実（ローカルタクシーなど）
地域全体でのつながり強化	各団体（自治会、老人会、子ども会など）と連携して呼びかけ/桜まつりや夏まつりなど団体同士で横のつながりをつくる/若い世代や子育て世代のママ友ネットワークを活用

■参加者を「活動する側」に巻き込む工夫（計画策定ワークショップ意見）

取り組むポイント	具体的な取り組み・活動
若い世代の参加促進と主導	子どもを主体としたイベントの企画（例：お祭り・運動会など）/若い人や小さい子を持つ人が中心となって進める/小中学生への意識づけ・学校との連携
関わりを見つけて作る	得意なこと・やりたいことを発信・共有できる仕組み/イベントで好きな役割を選べる（店長制、持ち回りなど）/調理、掃除、子ども見守りなど、好きな（得意な）役割をもってもらう
続けたいくなる仕組みづくり	常設スペースなど、継続的な居場所の提供/イベント参加後に「楽しかった」「役立った」と思える体験設計/担い手になってもらう楽しさをアピールし、孤立しない役割分担
世代・団体を越えた協働の推進	学校の課内実践の手伝い（家庭科、生活、書写など）/給食を一緒に食べる、手伝う仕組み/各団体からの特別参加/美加の台全体で力を合わせられるイベントの企画

(12) 川上小学校区

■川上小学校区の地域福祉活動目標

- 1 多世代のつながりを深め、支え合いの輪を広げる
- 2 誰もがいきいきと活躍できる場を創出する

■地域福祉活動目標を達成するために進める取り組み

■川上小学校区の概要、データ

人口/世帯数/高齢化率	7,442人/3,678世帯/49.5% (R7.3)
交通条件・地理的条件	国道310号、南河内グリーンロード、丘陵部、山林地
観光資源・ 特産品・施設等	山本家住宅（小深）、行者湧水直売所、観心寺、KU-RI、延命寺、川上神社、奥河内楠公の里（観心寺・丸山地区）、ダイヤモンドトレール、テクルート、大沢街道、川上小学校、東中学校、清教学園中・高等学校（私立）、くすのき幼稚園（私立）、観心寺保育園（私立）、天宗清見台園（私立）、奥河内あじさい公園（河合寺地区）、奥河内もみじ公園（延命寺地区）、くすのかホール、川上公民館、福祉センターキタバ錦溪苑、シルバー人材センター、市民総合体育館、大師総合運動場・庭球場、ウッドベースかわちながの

■つながりを生み出すための工夫（計画策定ワークショップ意見）

取り組むポイント	具体的な取り組み・活動
活動内容や場所・日時をわかりやすく知らせる	チラシや回覧での写真掲載、全戸配布/インターネットや YouTube、SNSでの周知/スーパーのレジカゴやタクシーの車内など人の目につくところに広報する
興味を持ってもらう工夫	空き家活用・おしゃれな場所・映画やフリマとのセット開催/子ども食堂やスポーツを通じた若い世代への声かけ
活動を身近にする工夫	「鬼ガール」など地域にゆかりの映画の上映/アンケートで上映作品を選ぶ仕組み/広報の際には「楽しい！」が伝わるよう工夫
敷居を下げる仕組み	プチイベントやお茶・菓子の提供/グラウンドなどでの屋外上映、安価での開催/移動支援制度の周知、「タクシーより安いよ」の呼びかけ
見える化・実感の提供	スタンプカードの活用や参加者へのプレゼント/活動場所や内容をイラストで示す/活動の様子をスマホで撮影・記録

■参加者を「活動する側」に巻き込む工夫（計画策定ワークショップ意見）

取り組むポイント	具体的な取り組み・活動
役割と楽しさの両立	得意なことを活かして役割分担/活動後の感想を共有、楽しかったことを話す/料理や配膳、飲食経験のある人に声かけ
若い世代や子どもの巻き込み	若者に広報を担当してもらう/ 観たい映画の投票をしてもらう/携帯教室など、得意 分野を任せる/ 中学生・小学生の参加や職場体験のような仕組み
ハードルを下げる仕掛け	「自分にもできるかも」と思えるよう、簡単な仕事から/ 活動内容を曖昧にせず、雰囲気の良いさを伝える/見本を示して勧誘、スタッフがリラックスして活動する姿を見せる
継続につなげる工夫	楽しさを知ってもらう体験/意見が言いやすい雰囲気づくり/人財バンクの活用や「お客にしない」関わり方
動機づけと情報の工夫	自信を持ってもらえるよう支援する/活動が本人のためになることを伝える/運転手の楽しさを広める・報酬制度などの明示

(13) 天見小学校区

■天見小学校区の地域福祉活動目標

- 1 多世代が交流し、活気あふれる地域をつくる
- 2 支えあいの輪を広げ、誰もが安心して暮らせる地域をつくる

■地域福祉活動目標を達成するために進める取り組み

■天見小学校区の概要、データ

人口/世帯数/高齢化率	681人/360世帯/54.8% (R7.3)
交通条件・地理的条件	南海千早口駅、南海天見駅、国道371号、国道371号バイパス、南河内グリーンロード、山林地
観光資源・ 特産品・施設等	高野街道、南天苑、八幡神社（流谷）、蟹井神社、薬師寺、地蔵寺、ダイヤモンドトレール、テクルート、南天、惣代の棚田、天見小学校、天見公民館

■つながりを生み出すための工夫（計画策定ワークショップ意見）

取り組むポイント	具体的な取り組み・活動
会場への交通手段の確保	車での送迎・マイクロバスの運転手確保/道路の狭さや駐車場・トイレなど課題の共有
少人数から始める小さな集い	お茶会などを2~3人から始め、口コミで広げる/コーヒーを飲みながらまったり話す機会
自然や季節を活かしたイベント	コスモス、蛍、蠟梅、チューリップ、南天苑などの活用/プチフェス、花の摘み取り・お持ち帰り/川の清掃や耕作放棄地の整備を遊びと組み合わせる
子ども・親子を巻き込む企画	小学生・保護者が一緒に参加できる清掃活動や遊び/ラジオ体操、夏休みの勉強場所の提供/学校と連携したゴミ集めや自然観察
地域外との接点づくり	天見出身者が集える場所をつくる/SNS 発信や行事予定表での広報/自転車レース、バイカー休憩所など外部への開放

■参加者を「活動する側」に巻き込む工夫（計画策定ワークショップ意見）

取り組むポイント	具体的な取り組み・活動
参加から協働へのステップづくり	清掃後にみんなでお茶を飲むなどの交流の時間を設ける/季節の野菜を持ち寄って料理、時間を共有する/催しを通じて、「来て楽しい」から「やって楽しい」へ
子ども・親子世代を起点とした巻き込み	子どもが中心となる企画に親が協力（親子参加）/子どもと一緒に何かを作る、遊ぶ中で役割を持たせる
運営側の魅力・楽しさの共有	友邦（地域拠点）で催しをして運営を体験してもらう/ボランティアや学生にも運営のやりがいを伝える/「運営=楽しい」という空気づくり
情報発信と協力の土台づくり	SNS や HP による情報発信/チラシや地域紙を通じた周知/活動の「核となる人」やリーダーの育成/当番制など無理のない協力体制

11. 計画の策定経過

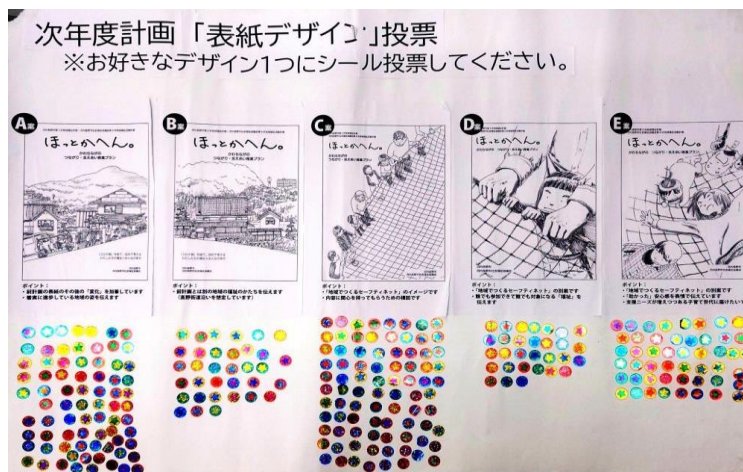
年月日	事項	内容・案件等
令和6年6月4日	河内長野市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会	・第5次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画策定に向けて
令和6年7月1日 ～9月30日	福祉委員アンケート	福祉委員意識調査
令和6年8月28日 ～9月13日	市民アンケート	地域共生社会実現に向けた市民アンケート
令和6年11月29日	河内長野市地域福祉計画策定委員会	・第5次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画策定に向けて
令和6年12月13日	河内長野市地域福祉推進協議会	・第5次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画策定に向けて
令和7年1月7日 ～3月16日	地域ワークショップ (1回目)	■各小学校区1回ずつ(全13回) ・これまでの地域福祉活動目標の振り返り
令和7年3月3日	河内長野市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会	・第5次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画策定の進捗状況について
令和7年6月17日 ～8月3日	地域ワークショップ (2回目)	■各小学校区1回ずつ(全13回) ・各小学校区における新たな地域福祉活動の目標検討
令和7年7月30日	河内長野市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会	・第5次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画(素案)について
令和7年8月29日 ～9月15日	オンラインアンケート	アンケートフォームによるアンケート
令和7年9月2日	河内長野市地域福祉計画策定委員会	・第5次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画(素案)について
令和7年10月3日	河内長野市地域福祉推進協議会	・第5次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画(素案)について
令和7年10月15日	庁議	・河内長野市第5次地域福祉計画(素案)について(報告)
令和7年11月15日 ～令和8年2月7日	地域ワークショップ (3回目)	■各小学校区1回ずつ(全13回) ・新たな地域福祉活動の目標に向けた取り組み・活動の検討
令和7年11月17日	総務福祉教育常任委員協議会	・河内長野市第5次地域福祉計画(素案)について(報告)
令和7年12月1日 ～12月26日	パブリックコメント	第5次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画(案)市民意見募集

年月日	事項	内容・案件等
令和8年1月	河内長野市地域福祉計画策定委員会 (書面開催)	・パブリックコメントの実施結果について(報告) ・第5次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画(案)について
令和8年1月19日	河内長野市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会	・パブリックコメントの実施結果について(報告) ・第5次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画(案)について
令和8年1月27日	河内長野市地域福祉推進協議会	・パブリックコメントの実施結果について(報告) ・第5次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画(案)について
令和8年2月28日	地域ささえあいフォーラム	・第5次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画(案)のお披露目 ・13小学校区の地域別活動目標の発表

■計画本編の表紙デザインの決定過程

令和7年6月～8月に実施した地域ワークショップ(第2回)の参加者の方々に、5つの表紙案から1つを選んで投票いただき、得票数が最も多いものを計画本編の表紙に採用しました。

採用された表紙デザインは、地域の多様な人が協力してセーフティネットをつくっていくことをイメージしています。



12. 用語の説明

ア行

■アウトリーチ

援助が必要であるにもかかわらず、自ら相談することが難しい人に対して公的機関などが積極的に働きかけて支援の実現をめざすことをいいます。

■NPO

Non-Profit Organization の略称で、非営利組織のことです。平成10年12月に施行された「特定非営利活動促進法」により法人格を取得することもできるようになりました。NPO法人は、これまで行政が担っていた公共サービスの新たな担い手としても期待されています。

カ行

■ケアマネジャー

高齢者や家族の抱える介護問題に関する相談に応じて、適切な介護サービスが利用できるよう、介護サービス計画書（ケアプラン）を作成し、支援機関と連絡・調整を行う専門職です。

■コア会議

重層的支援会議の一つで、コアメンバーで構成される会議です。各分野の課題の共有や、複合多問題を抱えるケースについての協議、重層的

支援体制整備事業全体の点検などを行います。

■後見支援センター（中核機関）

権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関のことで、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担います。成年後見制度に関する広報、相談、制度利用促進、後見人支援の4つの機能を持っています。

■個別避難計画

災害時に支援が必要な人が円滑に避難できるよう、避難方法や必要な配慮事項などを事前に地域で共有するための計画です。

■CSW

（コミュニティソーシャルワーカー）

社会福祉士や精神保健福祉士などの福祉専門資格を有し、地域において制度の狭間や複数の課題を抱えるなどの対応困難な事案の解決に取り組むために、個別支援や住民活動のコーディネートを行う援助者を指します。

■孤立死

地域社会とつながりを持たない状態で亡くなり、長期間気付かれなかった状態を指します。独居高齢者や老々介護世帯だけでなく、若年層の家族がいる世帯や生活困窮世帯でも

起こっています。

サ行

■災害ボランティア

地震や水害、火山噴火などの災害発生時から復興に至るまで、被災地のために復興・復旧のお手伝いを行うボランティア活動を指します。家屋の片付けや炊き出し等の直接的な復旧支援のみならず、被災者の活力を取り戻すための交流の機会づくりや被災者への寄り添いなど、被災者ニーズへの対応を中心とした活動を行います。

■参加支援

地域社会において生活課題を抱える人が、社会とつながるための支援のことをいいます。

■市民後見人

社会貢献への意欲が高い一般市民による後見人のことで、市が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・姿勢を学習した人の中から家庭裁判所が選任します。

■重層的支援体制整備事業

子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の相談支援体制では対応しきれないような複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向け

た支援」を一体的に実施するものです。

■重層的支援会議

重層的支援体制整備事業において、課題の解きほぐしや支援の方向性の整理、役割分担、地域課題の抽出や検討等を行うために開催する会議です。河内長野市では、コア会議とレビュー会議の2種類の会議があります。

■生活支援コーディネーター

地域における支えあい体制の基盤整備を推進していくことを目的とし、生活支援・通いの場等の資源の創出・充実に向けたコーディネート機能を果たします。

■成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分になった本人に代わり、家庭裁判所が選任した後見人等が財産管理や身上監護を行い、本人が安心して生活できるよう保護支援する制度をいいます。

■相談支援包括化推進員

複雑化・複合化した課題等に寄り添い、的確に対応するため、各制度の相談支援機関の総合的なコーディネート等を行います。また、各相談支援機関がそれぞれの役割を果たしつつ、チームアプローチによる支援が行われるよう、地域の相談支援機

関等のネットワークを構築し、多機関協働による包括的支援体制の構築をめざします。

夕行

■地域パートナー

小学校区ごとに配置し、地域住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境づくりを進めます。また、地域生活課題に関する相談を地域で包括的に受け止める体制づくりの支援を行います。

■地域包括支援センター

高齢者の総合的な相談窓口として、日常生活の支援や介護サービス利用の援助などを行う機関のことで、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3職種がそれぞれ配置されており、互いの専門性を活かして問題の解決に努めています。

■特殊詐欺

犯人が電話やハガキ等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪のことをいいます。

■DV

(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人など親密な関係にあ

る、又はあった者から振るわれる暴力のことをいいます。

ナ行

■日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人が地域で安心して暮らし続けられるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを行います。

ハ行

■パブリックコメント

行政が施策、制度等を決定する際に、市民の意見を聞き、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みをいいます。

■ピアカウンセリング

同じような立場や悩みを抱えた人が集まって、同じ仲間として相談し合い、仲間同士で支え合うことを目的としたカウンセリングのことをいいます。

■福祉委員

身近な地域において見守り活動やふれあいサロンなど住民の困りごとなどの発見・解決に向けた活動を行っています。本市では、15の地区(校区)福祉委員会が活動中で、それぞ

れの委員会には小地域ネット単位の福祉委員会があります。

■保護司

法務大臣が委嘱する非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。

■HOTねっと

これまで支援者が個人で対応していた「業務外だけとやらないと仕方がないこと」を、様々な立場の人達のネットワークを使って、できる人が、できるタイミングで、できることを、協力し合う仕組みです。

マ行

■民生委員

厚生労働大臣が委嘱する非常勤の特別職の地方公務員で、行政と住民をつなぐ「福祉の橋渡し役」として、地域で最も身近な相談窓口の役割を担うボランティアです。民生委員は児童委員も兼ねており、子どもたちの見守りや、子どもに関する相談・支援等も行います。

ヤ行

■ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のことをいいます。

■要保護児童対策地域協議会

支援や見守りの必要な児童に関する情報を共有し、適切な対応を行うため設置される協議会をいいます。

ラ行

■レビュー会議

重層的支援会議の一つで、地域の支援者が参加する会議です。支援者同士の連携強化や、社会資源情報の共有などを行います。

ワ行

■ワーキング会議

河内長野市後見支援センターで開催する会議で、関係機関による地域連携ネットワークの構築を目的に、課題の共有・解決に向けた話し合いを行います。

■ワークショップ

まちづくり分野などで「参加」「体験」「相互作用」を重視した話しあい、グループ学習、デザイン等の手法として広く取り組まれている方法です。住民参加の計画、まちづくりのプロセスなどの一部として近年普及しています。

13. 規定・名簿

(1) 河内長野市地域福祉計画策定委員会規程

平成15年10月1日

規程第18号

(設置)

第1条 本市の地域福祉計画の立案並びにその計画の実施状況の点検及び見直しを行うため、河内長野市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、まちインクルーシ部長、福祉事務所長及び別表に掲げる部署の長をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長はまちインクルーシ部長をもってこれに充て、副委員長は委員長の指名によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。ただし、副委員長にも事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要と認めるときに委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、第2条の規定にかかわらず、協議事項に関係のある者に、委員会に出席を求めることができる。

(作業部会)

第5条 委員会は、協議すべき事項の調整を図るため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、別表に掲げる部署の職員によって組織する。

- 3 作業部会の会議は、地域福祉高齢課長が必要と認めるときに招集する。
- 4 地域福祉高齢課長が必要と認めるときは、第2項の規定にかかわらず関係者に会議の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、別に定める部署において行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規程第14号抄)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年10月11日規程第33号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日規程第9号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規程第12号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月25日規程第1号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規程第9号抄)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規程第6号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月14日規程第4号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月27日規程第5号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日規程第5号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月2日規程第8号）

この規程は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年4月2日規程第5号）

この規程は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第2条、第5条関係）

人権推進課

市民窓口課

危機管理課

都市企画課

秘書企画課

まちづくり推進課

産業観光課

こどもまんな課

こどもファミリーセンター

地域福祉高齢課

くらしサポート第1課

くらしサポート第2課

健康推進課

学校教育課

社会教育第1課

(2) 河内長野市地域福祉推進協議会運営規程

平成18年8月15日

規程第22号

(趣旨)

第1条 この規程は、河内長野市附属機関設置条例(平成24年河内長野市条例第35号)第2条の規定により設置する河内長野市地域福祉推進協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者とし、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉を目的とする団体等の代表者
- (3) 当事者団体の代表者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 協議会に、会長1名及び副会長2名以内を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。この場合において、副会長が2名いるときは、会長があらかじめ指名した順序でその職務を代行する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、協議会委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

4 会長又は副会長が互選される前に招集される協議会は、第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

(公開及び非公開)

第4条 協議会の会議は、公開とする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、別に定める部署において行う。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年1月25日規程第4号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年1月20日規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

(3) 河内長野市地域福祉推進協議会 委員名簿

(敬称略)

所属等		氏名	備考
学識経験者	武庫川女子大学心理・社会福祉学部	松端 克文	会長
	大阪大谷大学人間社会学部	船本 淑恵	副会長
	大阪千代田短期大学	本田 和隆	副会長
社会福祉を目的とする 団体等の代表	河内長野市社会福祉協議会	玉崎 和美	
	河内長野市民生委員児童委員協議会	吉田 妙子	
	河内長野市地区(校区)福祉委員会 委員長連絡会	池田 敏彦	
	河内長野市社会福祉施設連絡会	大西 豊美	
当事者団体の代表	河内長野市身体障害者福祉会	御前 敏一	
	河内長野市老人クラブ連合会	山田 昭儀	
その他市長が特に必要と認める者	河内長野市医師会	高井 博之	
	河内長野市人権協会	西端 恵子	
	河内長野市青少年健全育成協議会	安本 悦章	
	河内長野市地域女性団体協議会	山本 淑子	
	河内長野・大阪狭山地区保護司会河内長野支部	沢田 浩一	

任期：令和6年12月10日～令和8年9月30日 委員数：14名

かわちながの
つながり・支えあい推進プラン
(資料編)

河内長野市第5次地域福祉計画
河内長野市社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画

令和8年3月

編集・発行 河内長野市(まちインクルーシブ部地域福祉高齢課)
河内長野市社会福祉協議会

キタバあやたホール・ くすのかホール 今後のあり方(案)について

令和8年1月



河内長野市役所

1. これまでの経過

キタバあやたホールとくすのかホールは、それぞれ平成12年と平成16年に建築されており、建築から20年以上が経過し、入浴施設を中心に様々な設備の劣化が著しく、大規模改修の時期が近づいています。

令和7年2月の福祉教育常任委員協議会において、

- ・市民ニーズに基づいた福祉サービスを提供するため、地域福祉センターの今後の在り方について議論を行い、制度の再設計や、必要に応じてセンターの改修や整理を行う。
- ・錦溪苑や同施設内のコミュニティセンターの機能との連携や統合も併せて検討を行う。

という方向性案を報告した後、アンケートやワークショップなどにより市民意見徴取を行い、施設の今後のあり方について検討を行ってきました。

令和6年

R 7 / 2 月

福祉教育常任委員協議会にて「地域福祉センターの今後のあり方検討」について報告

R 7 / 3 月

各関係団体へ報告

令和7年

R 7 / 4 月

利用者アンケート・オンラインアンケート

R 7 / 6 月～8月

地域ワークショップ（あやた・くすのか各2回ずつ）

R 7 / 11 月～12月

各関係団体へ施設の方向性案を提示

R 8 / 1 月

地域福祉推進協議会にて本案件の報告

2. 現在の位置付け

■地域福祉センター

高齢者の社会参加及び生きがい活動の促進を図るために設置する施設

【利用対象者】

市内在住の下記の人が対象

- ・おおむね60歳以上の人とその介護者
- ・障がい者とその介護者
- ・母子家庭の母子

■コミュニティセンター

市民相互の連帯感及び信頼感を深め、住みよいまちづくりを自主的に展開する
コミュニティ活動の促進を図るために設置する施設

(自治会等で公共・公益的な目的で事業を主催し実施する場合は、使用料免除)

キタバあやたホールとくすのかホールは、「地域福祉センター」と「コミュニティセンター」を併設した施設です。

3. 新たな位置付け

第5次地域福祉計画においては、

つながり・支えあいがひろがる河内長野 ～「ほっとかへん。」をめざしたまちづくり～

を基本理念として、人々の「つながり」の充実を図ることとしています。

また、アンケートや地域ワークショップでは両地域とも多世代共生の居場所を求める声が多くあがりました。

これらを踏まえ、「地域福祉センター」「コミュニティセンター」の位置付けを改め、両施設が地域のつながりや支え合いの機運を高め、誰もが活躍する場となるよう、つながる拠点(仮称)地域共生センターへのリニューアルを目指します。

リニューアルにより、新たに策定される第6次総合計画(基本構想)のビジョンである「人のつながりも、大きな安心に。」「支えて、支えられて、活かし合って。」の実現に向け、取り組みを進めていきます。

つながる拠点(仮称)地域共生センター)へのリニューアルにあたっては、4つのコンセプトに基づいた施設改修を行います。

4つのコンセプト

①多世代が集い、新たな出会いが生まれる場

こどもの居場所や高齢者のサロンなど年代別の居場所ではなく、
多世代がごちゃまぜに集まれる場所
これまで関わりなかった人が出会い、新たな交流が生まれる場所

②だれもが安心して自分らしく過ごせる場

誰がいつ来ても良い、何をして過ごしても良い「ごちゃまぜ」の場所
人とのかかわりが苦手な人も、安心して過ごせる場所

③小さな支え合いが生まれる場

こどもからeスポーツやスマホについて教えてもらったり、
高齢者が赤ちゃんを見守っている間にママたちがホッと一息つけるなど、
小さくて温かい支え合いが生まれる場所

④介護予防や健康維持ができる場

いつまでもいきいきと地域で暮らせるよう、体を動かしたり、
地域とつながることができる場所

(仮称)地域共生センターのイメージ



赤ちゃんから高齢者までみんながごちゃまぜで楽しめるスペースを設置
(キタバあやたホールにおいては、旧浴室スペースを「(仮称)ごちゃまぜ
ホール」へ転換)

このスペースでは、多くの住民が参加し、つながりが広がるようなソフト
事業を併せて展開

(案)

- ・赤ちゃんスペース
- ・みまもりカフェスペース
- ・キッズスペース(黒板、ボルダリングなど)
- ・介護予防体操や介護予防プチ講座ができるスペース(プロジェクター、スクリーン)
- ・eスポーツ(モニターなど)
- ・掲示板(地域の情報交換用)
- ・みんなで育てる家庭菜園



また、健康増進室では負荷の軽い運動ができる
ようウォーキングマシン、エアロバイク、ステッ
パーなどを設置

※イラストは生成AIにより生成。

4. 浴室のあり方について

■浴室利用者数の状況

平成20年度と令和6年度の年間利用者数を比較すると、半分以下となっています。

<キタバあやたホール>

H20年度25,776人(1日あたり88人)→R6年度10,770人(1日あたり38人)

<くすのかホール>

H20年度の27,216人(1日あたり93人)→R6年度9,907人(1日あたり34人)

■浴室維持に必要となる経費

浴室維持にかかる市の経費は、キタバあやたホールで年間約1,500万円、くすのかホールで年間約1,200万円となっています(令和6年度決算ベース)

(浴室利用一人あたりに要する経費は、キタバあやたホールで約1,500円、くすのかホールで約1,200円)

また、浴室機能の更新にあたっては、キタバあやたホールのボイラー約2,000万円、くすのかホールの給湯器等約400万円が必要となります。

上記の状況に加えて、アンケートや地域ワークショップで施設に多世代共生の居場所を求める声が多かったことなどを踏まえ、両施設における浴室は施設改修のタイミングで廃止し、市内公共施設における浴室機能については市立福祉センター(キタバ錦溪苑)に引き継ぐものとします。

5. 使用料及び開館時間について

■使用料改定について

娯楽室及び広間^(※1)について、地域福祉センターとして利用する際は無料、コミュニティセンターとして利用する際は有料となっています。(仮称)地域共生センターとしてリニューアルするにあたり、利用者の属性によらない一律の使用料とします。

キタバあやたホールにおける広間については、自分らしく過ごせるフリースペースとしての活用を目指し、予約不要にするとともに、使用料についても無料とします。

両施設ともに娯楽室の使用料については有料としますが、コミュニティセンターにおける現在の使用料よりも値下げするとともに、カラオケ設備一式の使用料についても値下げを行うことで、受益者負担の平準化を図ります。

(※1)広間はキタバあやたホールのみ

■開館時間について

現センターで導入済みの夜間閉館制度^(※2)は引き続き実施します。

また、現センターの利用状況も踏まえ、開館時間を現行の22時までから変更し、21時までとすることを検討します。

夜間^(※3)閉館日の設定及び終日休館日の変更についても検討します。

(※2)利用日3開館日前までに施設予約がない場合、17時以降を閉館する制度

(※3)17時以降

6. 今後のスケジュール

キタバあやたホールについては建築から25年以上経過しており改修に急を要することから、キタバあやたホールの改修を先行して実施するものとします。

くすのかホールについては地域で議論を深めた後、改修内容を決定します。

なお、新たな施設が「地域住民が主体となった居場所」になるよう、令和8年度以降も地域ワークショップを行うなど、地域住民同士で議論する場を作ります。

R8/3月

パブリックコメント実施
地域ワークショップ(キタバあやたのみ)

R8/4月以降

キタバあやたホール改修にかかる調査・設計の実施
くすのかホールにおける改修内容の検討
地域ワークショップ(両地域)

R9/4月以降

キタバあやたホールにおける改修工事の実施
くすのかホール改修にかかる調査・設計の実施

R10/4月頃(予定)

新センター条例施行
キタバあやたホールリニューアルオープン

(参考1)アンケート結果について

地域福祉センターに関するオンラインアンケート及び利用者アンケートを令和7年4月に実施しました。

○キタバあやたホール利用者向けアンケート

【調査方法】キタバあやたホールにアンケート用紙を配架し実施

【調査期間】令和7年4月15日～4月30日

【回収状況】有効回答数149件

○くすのかホール利用者向けアンケート

【調査方法】くすのかホールにアンケート用紙を配架し実施

【調査期間】令和7年4月15日～4月30日

【回収状況】有効回答数184件

○オンラインアンケート

【調査方法】アンケートフォーム(LoGoフォーム)により実施

【調査期間】令和7年4月15日～4月30日

【回収状況】有効回答数197件

アンケート結果(抜粋)

■地域福祉センターに求められると思う機能

<あやた利用者>	<くすのか利用者>	<オンライン>
①趣味など生きがいの場の機能 49.0%	①趣味など生きがいの場の機能 49.5%	①地域交流の場の機能 60.4%
②地域交流の場の機能 40.3%	②地域交流の場の機能 41.3%	②介護予防や健康の維持機能 54.8%
③介護予防や健康の維持機能 22.8%	③介護予防や健康の維持機能 30.4%	③趣味など生きがいの場の機能 45.7%
④くつろぎの場 20.8%	④社会参加の場 20.7%	④社会参加の場 43.1%

■地域福祉センターに新たな機能を追加するとしたら

<あやた利用者>	<くすのか利用者>	<オンライン>
①認知症予防活動の場 36.2%	①趣味の活動ができる場 40.2%	①介護予防活動の場 55.3%
②介護予防活動の場 32.2%	②会話・交流できるスペース 34.2%	②認知症予防活動の場 45.7%
③趣味の活動ができる場 22.1%	③介護予防活動の場 33.2%	③地域食堂や子ども食堂などの場 42.6%
④会話・交流できるスペース 21.5%	④認知症予防活動の場 32.1%	④趣味の活動ができる場 37.6%

■風呂を利用する主な理由は

<あやた利用者>	<くすのか利用者>
①リラクゼーションのため 35.7%	①健康維持のため 39.7%
②体の衛生を保つため 28.6%	②体の衛生を保つため 24.7%
③健康維持のため 23.2%	③リラクゼーションのため 21.9%
④社交の場として 5.4%	④社交の場として 9.6%
⑤家の風呂が故障しているため 3.6%	⑤家の風呂が故障しているため 2.7%
⑥家に風呂がないため 3.6%	⑥家に風呂がないため 1.4%

■その他意見

- ・「あいっく」のような子育て支援の場が欲しい。
- ・60歳以上の方だけでなく、皆が利用できるようにしてほしい。
- ・高齢者だけでなく子育て期間中の人でも利用できるようにしてほしい。
- ・落語など、楽しめるイベントを開催してほしい。
- ・バスの運営をお願いしたい。

(参考2)ワークショップ結果について

令和7年6月～8月にかけて、各地域福祉センターで2回ずつ地域ワークショップを開催しました。施設利用者・自治会・まちづくり協議会・自治会・民生委員・福祉委員・学生など、幅広い地域住民の方々にご参加いただきました。

ワークショップでは、河内長野市に「あったらいいな」「こんな施設が欲しい」「ここが変われば…」を出し合い、グループごとに整理しました。

■ワークショップの開催状況

令和7年6月14日(土)	キタバあやたホールワークショップ(第1回)	参加者23名
令和7年7月26日(土)	くすのかホールワークショップ(第1回)	参加者27名
令和7年8月9日(土)	キタバあやたホールワークショップ(第2回)	参加者24名
令和7年8月23日(土)	くすのかホールワークショップ(第2回)	参加者13名



ワークショップで出された意見(抜粋)

キタバあやたホール・くすのかホールのどちらも、ワークショップで出された意見の中で一番多かったのが、「居場所」がほしいというものでした。気軽に集まれる場所、誰かに出会える場所など、使い方を限定しないフリースペースを望む意見が多数ありました。

<あやた意見抜粋>

- 時間を気にせずに話ができる場所
- 集まれる場所（居場所）
- 自由に利用できるフリースペース
- 出会いの場
- いろいろできる場所

<くすのか意見抜粋>

- 集まって食事のとれる場所
- 友達と騒げる、ゲームができる場所
- 飲食できる、休憩できる場所
- 行けばケータイパソコン教えてくれる場所
- 無料の団欒室

こどもを対象とした事業を望む意見も多くみられ、こどもから大人まで幅広く利用できる施設が求められています。

<あやた意見抜粋>

- だれでも利用できる子どもの施設
- いつでも利用できる子ども施設
- 子育ての場所＝施設

<くすのか意見抜粋>

- 子どもたちの居場所
- 現役世代の集まれる場所
- 子どもが安全に遊べる施設

(参考3)キタバあやたホールの改修(案)

健康増進室

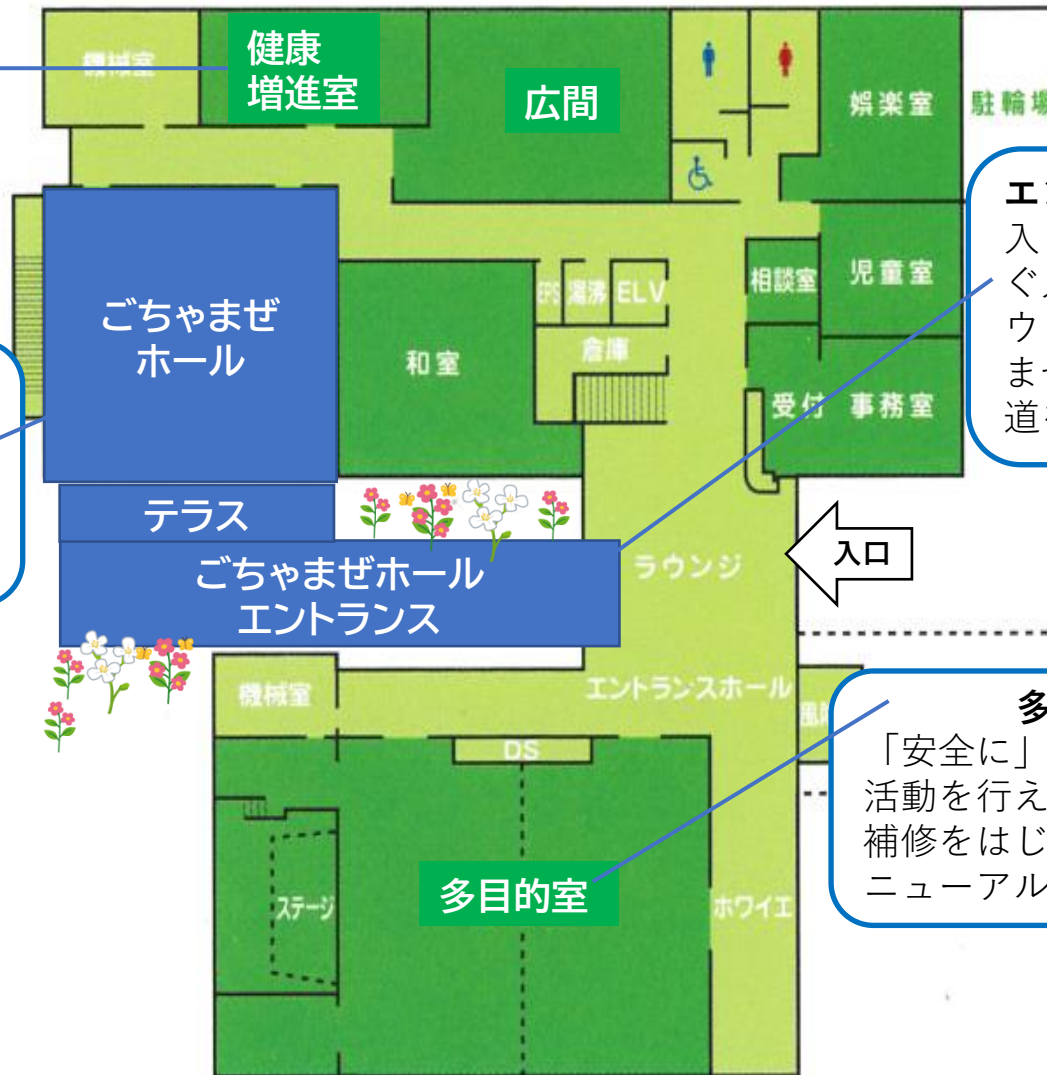
負荷の軽い運動ができるよう、ウォーキングマシン・エアロバイク・ステッパーなどを設置

(仮称) ごちゃまぜホール

旧浴室スペースは、赤ちゃんから高齢者までみんながごちゃまぜで楽しめるオープンスペースへ転換



※イラストは生成AIにより生成。



エントランス

入り口からまっすぐ入れるよう、ラウンジからごちゃまぜホールまでの道を設置

多目的室

「安全に」「楽しく」地域活動を行えるよう、床面の補修をはじめとしたリニューアルを実施

■これまでの経緯

キタバあやたホールとくすのかホールは、それぞれ平成12年と平成16年に建築されており、建築から20年以上が経過し、入浴施設を中心に様々な設備の劣化が著しく、大規模改修の時期が近づいています。市ではアンケートやワークショップなどにより市民意見徴取を行い、施設の今後のあり方について検討を行ってきました。

【市民意見徴取のための取り組み】

- 令和7年4月 利用者向けアンケート及びオンラインアンケートの実施
- 令和7年6月14日 小山田地域福祉センターの未来を考える会（第1回）
- 令和7年7月26日 清見台地域福祉センターの未来を考える会（第1回）
- 令和7年8月9日 小山田地域福祉センターの未来を考える会（第2回）
- 令和7年8月23日 清見台地域福祉センターの未来を考える会（第2回）



アンケート結果は市HPから確認ができます

(<https://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/4/113454.html>)

■現在の位置付け

キタバあやたホールとくすのかホールは、「地域福祉センター」と「コミュニティセンター」を併設した施設です。

【地域福祉センターとは】

高齢者の社会参加及び生きがい活動の促進を図るために設置する施設

【コミュニティセンターとは】

市民相互の連帯感及び信頼感を深め、住みよいまちづくりを自主的に展開するコミュニティ活動の促進を図るために設置する施設

■新たな位置付け及びコンセプト

新たに策定される第6次総合計画（基本構想）のビジョンである「人のつながりも、大きな安心に。」「支えて、支えられて、活かし合って。」の実現に向け、「地域福祉センター」「コミュニティセンター」の位置付けを改め、「つながる拠点（（仮称）地域共生センター）」へのリニューアルを目指します。

【位置付け】

つながりや支え合いの機運を高め、誰もが活躍できる地域づくりの促進を図るために設置する施設

【4つのコンセプト】

- ①多世代が集い、新たな出会いが生まれる場
- ②だれもが安心して自分らしく過ごせる場
- ③小さな支え合いが生まれる場
- ④介護予防や健康維持ができる場

■浴室のあり方について

浴室利用者数の減少や、浴室維持に必要となる経費が多額であること、アンケートや地域ワークショップで施設に多世代共生の居場所を求める声が多かったことなどを踏まえ、両施設における浴室は施設改修のタイミングで廃止し、市内公共施設における浴室機能については市立福祉センター（キタバ錦溪苑）に引き継ぐものとします。

【浴室利用者数の状況】

- <キタバあやたホール>
平成20年度25,776人（1日あたり88人）→令和6年度10,770人（1日あたり38人）
- <くすのかホール>
平成20年度の27,216人（1日あたり93人）→令和6年度9,907人（1日あたり34人）

【浴室維持に必要となる経費（令和6年度決算ベース）】

- <キタバあやたホール>年間約1,500万円（浴室利用一人あたり約1,500円）
- <くすのかホール>年間約1,200万円（浴室利用一人あたり約1,200円）

■使用料及び開館時間について

現在は地域福祉センターとして利用する場合とコミュニティセンターとして利用する場合で異なる使用料となっています。（仮称）地域共生センターとしてリニューアルするにあたり、利用者の属性によらない一律の使用料とします。

また、現センターの利用状況も踏まえ、開館時間・開館日の見直しも検討します（例：閉館時間を22時から21時に短縮）。

■今後の取り組みについて

キタバあやたホールについては建築から25年以上経過しており改修に急を要することから、キタバあやたホールの改修を先行して実施するものとします。くすのかホールについては地域で議論を深めた後、改修内容を決定します。なお、新たな施設が「地域住民が主体となった居場所」になるよう、令和8年度以降も地域ワークショップを行うなど、地域住民同士で議論する場を作ります。

地域共生センターのイメージ（※イラストは生成AIにより生成）



赤ちゃんから高齢者までみんながごちゃまぜで楽しめる施設へのリニューアルを目指します。

（赤ちゃんスペース、みまもりカフェスペース、キッズスペース、介護予防体操や介護予防プチ講座ができるスペース、eスポーツができるスペース、地域の情報交換ができるスペース等の設置を想定）

キタバあやたホールにおいては、旧浴室スペースを「（仮称）ごちゃまぜホール」へと転換し、オープンスペースを創出する予定です。

参考資料

○河内長野市地域福祉推進協議会運営規程

平成18年8月15日

規程第22号

(趣旨)

第1条 この規程は、河内長野市附属機関設置条例（平成24年河内長野市条例第35号）第2条の規定により設置する河内長野市地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者とし、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉を目的とする団体等の代表者
- (3) 当事者団体の代表者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 協議会に、会長1名及び副会長2名以内を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。この場合において、副会長が2名いるときは、会長があらかじめ指名した順序でその職務を代行する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、協議会委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

4 会長又は副会長が互選される前に招集される協議会は、第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

(公開及び非公開)

第4条 協議会の会議は、公開とする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、別に定める部署において行う。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年1月25日規程第4号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年1月20日規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。